

官報

号外
平成十九年六月二十日

○第百六十六回 参議院會議録第三十八号(その一)

平成十九年六月二十日(水曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第三十八号

平成十九年六月二十日

午前十時開議

第一 公認会計士法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 電子記録債権法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

第五 エコツーリズム推進法案(衆議院提出)

第六 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件

一、日程第一より第六まで

一、外交防衛委員長田浦直君解任決議案(柳田稔君外五名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、日程第七より第九まで

一、文教科学委員長狩野安君解任決議案(佐藤泰介君外五名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議(岩永浩美君外一名提出)

○議長(扇千景君) これより會議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、

公正取引委員会委員長に竹島一彦君を、同委員に神垣清水君を、

証券取引等監視委員会委員長に佐渡賢一君を、

同委員に福田眞也君及び熊野祥三君を、

預金保険機構理事に田邊昌徳君、波多野睦夫君及び廣瀬權君を、

電気通信事業紛争処理委員会委員に龍岡資晃君を、

公害等調整委員会委員長に大内捷司君を、同委員に堺宣道君及び小玉喜三郎君を、

日本放送協会経営委員会委員に古森重隆君、飛田稔章君、岩崎芳史君、小丸成洋君、小林英明君及び野間光輪子君を、

宇宙開発委員会委員に青江茂君を、

労働保険審査会委員に畠中信夫君及び中嶋士元也君を、

中央社会保険医療協議会委員に小林麻理君を、

社会保険審査会委員に粥川正敏君を、

また、航空・鉄道事故調査委員会委員に松本陽君、豊岡昇君、中川聡子君、宮本昌幸君及び富井規雄君を

任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

これより採決をいたします。

まず、公正取引委員会委員長及び宇宙開発委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、公正取引委員会委員、

公害等調整委員会委員のうち小玉喜三郎君並びに

日本放送協会経営委員会委員のうち飛田稔章君、

岩崎芳史君、小丸成洋君、小林英明君及び野間光

輪子君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしま

す。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十一

賛成

二百十六

反対

五

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、証券取引等監視委員会委員長の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十一

賛成

百三十三

反対

八十八

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、証券取引等監視委員会委員及び預金保険機構理事のうち波多野睦夫君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十二

賛成

百三十九

反対

八十三

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、預金保険機構理事のうち田邊昌徳君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三
賛成 百三十一
反対 九十二

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、預金保険機構理事のうち廣瀬權君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

百二十六

反対

九十七

よって、同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、電気通信事業紛争処理委員会委員、公害等調整委員会委員長、同委員のうち堺宣道君、労働保険審査会委員、中央社会保

険医療協議会委員及び航空・鉄道事故調査委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

二百二十三

反対

〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、日本放送協会経営委員会委員のうち古森重隆君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三

賛成 二百二十二

反対 百一

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、社会保険審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三

賛成 二百十五

反対 八

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第一 公認会計士法等の一部を改正する法律案

日程第二 電子記録債権法案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員

長家西悟君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔家西悟君登壇、拍手〕

○家西悟君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公認会計士法等の一部を改正する法律案は、監査業務の複雑化、高度化が進展する下で、監査をめぐる不適正な事例が生じている現状にかんがみ、監査法人のガバナンス等の強化、監査人の独立性と地位の強化、監査法人等に対する監督責任の在り方の見直し等を行うとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、最近の企業会計監査をめぐる不祥事の要因、監査人の選任及び監査報酬の決定について監査役の権限を拡大する必要性、監査を担う人材の育成確保の在り方、監査法人に

対する行政処分の適切な運用の必要性等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、電子記録債権法案は、金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録を、その発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設するものであります。

委員会におきましては、資金調達の円滑化に資する制度運用の在り方、取引におけるセキュリティ確保の重要性、電子記録債権の具体的な活用形態等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

まず、公認会計士法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十四

賛成 二百二十四

反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、電子記録債権法案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一
賛成 二百六
反対 十五
よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第三 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告及び趣旨説明を求めます。

法務委員長山下栄一君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(山下栄一君登壇、拍手)

○山下栄一君 ただいま議題となりました両法律案のうち、まず、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度及び犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度の創設等を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、施行後三年の経過後に検討等を行う等の規定を追加する修正が行われております。

委員会におきましては、犯罪被害者の刑事裁判への関与の在り方、被害者の参加が被告人や裁判員に与える影響、損害賠償命令制度導入の意義と実効性、訴訟参加及び損害賠償命令の対象事件範囲拡大の必要性等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取するほか、桐蔭学園及び東京地方裁判所において実情調査を行うなど、慎重に審査を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新緑風会の前川委員より、弁論としての意見陳述からの求刑の除外等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の、社会民主党・護憲連合の近藤委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会を代表いたしまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法は、平成十三年に参議院共生社会に関する調査会で超党派によって作られた法律でございますが、平成十六年の改正の際、法施行後三年を目途とした見直し規定が設けられていたところでございます。DV防止法が施行されてから六年、この問題に対する一般の理解も進み、被害者や関係団体から一層の対策の充実を求める声も高まっております。この法律案は、こうした被害者の声にこたえるべく、各党の検討を踏まえて取りまとめたものでございます。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、現行法では、都道府県のみ義務付けられております基本計画の策定を、市町村におきましても努力義務とすることとしております。

第二に、現行法では、市町村は、その設置する適切な施設において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことができることとなっておりますが、これを市町村の努力義務に改めることとしております。

第三に、保護命令制度の拡充であります。

まず、一点目として、保護命令の対象となる被害者につきまして、新たに配偶者から生命、身体

に対する脅迫を受けた被害者を加えることとし、その被害者について、将来、生命、身体に対する危害が生ずるおそれがあるときにも保護命令を発することができるとしてあります。

二点目として、被害者に対し、電話、ファクス、手紙、電子メールなどにより面会を求めることなどについて禁止命令を発することができることとしてあります。

三点目として、被害者の親族や関係者への接近禁止命令を発することができることとしてあります。

第四に、保護命令の発令直後における被害者の保護の必要性にかんがみまして、裁判所から配偶者暴力相談支援センターに対して保護命令の発令に関する通知を行うこととしてあります。

以上がこの法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

まず、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三

賛成 二百五

反対 十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三

賛成 二百二十三

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第五 エコツーリズム推進法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長大石正光君。

石正光君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

載〕

〔大石正光君登壇、拍手〕

○大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な利用の方法を定めるほか、エコツーリズムの実施方法や自然観光資源の保護、育成のために必要な措置等を講ずるとともに、特定自然観光資源が多数の観光旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りの制限をすることができると、必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三

賛成 二百二十三

反対 ○

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第六 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(扇千景君) これより外交防衛委員長の報告を求めるのでありますが、柳田稔君外五名から、委員会審査省略要求書を付して、外交防衛委員長田浦直君解任決議案が提出されておりますので、まず、本決議案についてお諮りをいたします。

で、まず、本決議案についてお諮りをいたします。

外交防衛委員長田浦直君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。柳田稔君。

〔議案は本号(その二)に掲載〕

〔柳田稔君登壇、拍手〕

○柳田稔君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました外交防衛委員長田浦直君に対する解任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。

まず、決議案の案文を朗読いたします。

本院は、外交防衛委員長田浦直君を委員長の職より解任する。

右決議する。

以下、提案の趣旨を御説明いたします。

昨日、参議院外交防衛委員会が開会され、野党が猛烈に反対する中、理事会の合意もなく、委員長の職権によりイラク特措法改正案が与党の賛成多数で強行採決されました。

本法案は、五月十五日に衆議院本会議で採決された後、参議院では五月二十三日から審議が始まりました。それ以来、参議院外交防衛委員会における審議時間はたったの十一時間三十五分足らずであります。もう一回言います。たったの十一時間三十五分足らずであります。十分な審議とはほど遠い状況であります。それにもかかわらず、田浦委員長は、与党の理不尽な要求をそのまま受け入れ、参議院外交防衛委員会において職権で法案の採決を行ってしまいました。

本法案は、憲法に基づく我が国の安全保障の在り方を考える上で極めて重要な法案である上、何よりも我が国自衛官の命にかかわる重要な法案であります。慎重かつ十分な審議がとりわけ求められる法案であります。

衆議院において、我が民主党は、イラクに対する武力の行使がそもそも正当性を有していないこと、いわゆる非戦闘地域の概念が虚構の概念であるなどイラク特措法の法的枠組み自体が完全に破綻していること、及びイラクにおける自衛隊の対応措置に関する政府の情報開示が不十分であることなどにかんがみ、イラクへの航空自衛隊派遣を直ちに終了させるよう、イラク特措法廃止法案を提出いたしました。しかしながら、残念ながら与党の反対で否決されました。

世界の各国のイラクへの軍隊派遣の状況も様変わりしています。

まず、アメリカ合衆国はどうでしょう。さきの中間選挙において、イラクからの米軍撤退という

アメリカ国民の意思がはっきりとしました。また、イギリスにおいても、イラクへの軍隊派遣を進めてきたブレア政権への国民の不支持がはっきりとしてきました。その結果、順次削減するということを決定しております。スペインにおいてはどうかでしょう。イラクでの活動を終了しております。イタリアはどうでしょう。スペインと同様、イタリア軍のイラクでの活動も終了しております。ほかに、サウジアラビア、フィリピン、タイ、ニュージーランド、ハンガリー、ポルトガル、オランダ、ノルウェーなど、今年初めまでに十五か国がイラクでの活動を終了しております。

御存じのとおりであります。ドイツ、フランスは、当初からイラクへの軍隊派遣には参加しておりません。これらのことは一体何を意味しているんでしょう。一方、我が国はどうでしょう。これまでの審議の中で、出口戦略もないまま漫然と米国に追従する政府の姿勢が明らかにされ、また、政府はイラクにおける自衛隊の活動状況についての説明責任を全く果たさないなど、シビリアンコントロールの見地からも政府の姿勢は極めて問題であります。

このため、これらの問題については、衆議院の特別委員会において与党も賛成した附帯決議により、政府が誠実に対応するよう衆議院の委員会としてその意思を示したものであります。それにもかかわらず、参議院本会議における趣旨説明に對する質疑及び外交防衛委員会における質疑に對する政府側答弁はいまいきなもので終始し、誠実に対応したとはとても言えず、国会軽視も甚だしいと言わざるを得ません。

政府のイラク戦争支持に対する検証もおろそかにされました。戦争の正当性に対する評価も明らかにされないまま、何よりも灼熱のイラクで命の危険にさらされながら職務を遂行している自衛官はどう思われるのでしょうか。彼らに対する安全確保策についても政府は大丈夫と言っておりますが、実際にイギリス軍のC130がバグダッド付近で撃墜されているのも事実であります。政府はこれまで非戦闘地域と言いつつ張っているのです。無責任極まりないと言わざるを得ません。

このまま審議を打ち切ること、我が国の安全保障にとり、将来にわたり禍根を残すことになるのは間違いありません。良識の府参議院においてこそ与党の横暴を許さず、たった十一時間三十五分だけの審議ではなく、徹底した審議を行うことが国民から期待されているのであります。

しかるに、田浦委員長は、与党の言いなりになるのみで、国民の期待にこたえることはついにありませんでした。一方的に審議を打ち切り、強行に採決を行ってしまったのであります。これにより、国民のシビリアンコントロールとして極めて重要な機能を果たしている国会における審議の機会を奪い去り、結果としてシビリアンコントロールを不十分ならしめた責任は極めて重いと云わざるを得ません。田浦直君は、外交防衛委員長として極めて不適格であります。たった十一時間三十五分の審議です。

そもそも、国会会期末になり、重要な安全保障関連の本法案の審議時間が十分確保できなかったのは、参議院の委員会の審議スケジュールを無視し、何が何でも国会を通そうとした安倍強権内閣の責任です。それは、欠陥がある天下り法案のことです。このため、主務大臣である官房長官の取り合いが内閣委員会と行われ、天下り法案を優先する余り、外交防衛委員会を強行採決せざるを得なかったこと、このことも理由の一つであります。

当委員会は、本通常国会開会以来、精力的に審議を行ってきました。ちなみに、条約が十九本、イラク特措法改正案を除いて法案五本、これを審議してきました。しかし、審議の途中には、自民党議員の委員会出席が余りにも少なく委員会が開会できず、流会となったこともありました。さらに、当委員会への付託順を変えてまでも法案を審議したこともありましたが、さらに、条約の自然成立をさせないために、参議院送付から三十日以内に条約を本院で成立させなければ自然成立ということもあり、イラク特措法の審議の間に条約を優先的に審議したこともありましたが、これは、ひとえに我々民主党の理解と協力がなければできなかったことでもあります。特例中の特例として、我々民主党は委員会の審議に精力的に取り組んできました。

このような変則的な審議になったのは、委員長一人の責任ではなく、与党の不手際であり、与党の国会議員の不熱心さが原因であります。しかし、それでも田浦委員長の責任に目をつぶるわけにはまいりません。

田浦委員長は、十二年前に新進党から参議院選挙に立候補され、当選し、国会活動を始められました。当時、新進党は自民党と対決しておりました。野党であった田浦委員長なら、国会における審議がいかに大切であるかよく理解されていると思っております。自民党に移られてから、考えが変わり、強権的になったのでしょうか。それとも自民党の言いなりになってしまったのでしょうか。残念でなりません。この国会で引退される田浦委員長にこのような不名誉な決議案を突き付けなければならないことは、私にとってもつらいことであります。しかし、我が国の安全保障、シベリアンコントロールを考えると、避けて通れない道であります。

最後に、我々国会議員、特に参議院議員は、安全保障、シベリアンコントロールについては最も重要な責務であることを肝に銘じていかなければならないことを申し上げておきます。

これが解任決議案を提出する理由であります。何とぞ、本決議案に対して各位の御賛同が得られますようお願い申し上げます。私の提案理由説明を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(扇千景君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。岡田直樹君。

(岡田直樹君登壇、拍手)

○岡田直樹君 私、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました決議案に対し、簡潔に、しかし断固として反対の討論を行います。

イラク人道復興支援活動は、フセイン軍事独裁政権が打倒された後、イラク国民による自主的な国家再建の努力を支援する国際社会の取組に対し、我が国として主体的、積極的に寄与する重要な活動であります。

イラクは今なお復興の途上にあり、国連やイラク政府も我が国に支援活動の継続を要請しております。こうした事実にかんがみ、本年七月三十一日に期限を迎えるイラク特措法を二年間延長する一部改正は、日本が国際社会に名誉ある地位を占め、世界の平和と自由を確保するためにも必要不可欠な措置と信じます。

この重要法案を受けて、田浦委員長は慎重かつ充実した審議に尽力をされました。もとより、田浦委員長は、党派に偏らず、とりわけ野党の意見を十二分に尊重する政治家であります。特に、外交、防衛は、党利党略を離れ、何よりも国家国民の利益を最優先すべきとの信念に基づき、常に公正円満な委員会運営を旨とされてきたのであります。

今国会において、駐留軍再編特措法案あるいは防衛省設置法及び自衛隊法一部改正案などをめぐり、与野党が時に激論を闘わせながらも審議を尽くして整然と採決に至ったことは、田浦委員長の功績によるところが大きいと信じます。イラク特措法改正案に関しても、五月三十一日、委員会趣旨説明を聴取し、六月五日の質疑開始から昨日十九日の質疑終局まで丁寧な手順を踏んで必要十分な審議が行われたのであります。

ところが、昨日、質疑終局に及んで、外交防衛委員以外の野党議員までが多数、傍聴席を離れて委員長席に押し寄せ、田浦委員長を取り囲んで発言を遮ったことは、明らかな議事妨害であり、極めて遺憾であります。

これまで、良識の府を標榜してきた参議院として、正常な委員会運営の下、与野党間で審議を積み重ねるその姿勢を終始一貫、貫いてまいりました。(発言する者あり)

○議長(扇千景君) 静粛に願います。

○岡田直樹君(続) 国益を左右する外交防衛の重要法案、イラク支援特別措置法の審議の最終局面においての野党の諸君の態度はあくまでも採決拒否であり、一方的な議事妨害は甚だ残念であります。この採決拒否が参議院選挙を前にした野党の諸君のパフォーマンスであるならば、これは国民を愚弄すること甚だしいと言わざるを得ません。このような状況にもかかわらず、田浦委員長は冷静沈着、採決は適正に行われました。今期を

もって議員を勇退される田浦委員長が国会における有終の美を飾られたことを確信し、最後までその任を全うされんことを望みます。

外交防衛委員会の議事妨害を棚上げ、同委員長解任決議案を提出したことは、野党の諸君にとつて恥の上塗りであり、不見識な議事妨害が再び行われぬことを強く希望し、全く理由のない委員長解任決議案に強く絶対反対を表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) 白眞勲君。

(白眞勲君登壇、拍手)

○白眞勲君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました外交防衛委員長田浦直君解任決議案に賛成の討論をいたします。

イラク特措法改正案は、我が国安全保障関係法制の在り方を考える上で非常に重要な法案であるのみならず、派遣された自衛官の命にかかわる最重要法案であります。国会には、国民から期待されたシベリアンコントロール、全うするためにも、慎重かつ十分な審議が求められるのは論をまちません。特に参議院は、良識の府、再考の府として、与党が三分の二を占める衆議院の行き過ぎを正していくことが国民から期待されているわけです。

しかしながら、田浦委員長は、昨日、野党理事や委員が激しく抗議をし、騒然としてだれの声も聞き取れない中で、イラク特措法改正案の採決を強行してしまいました。全く不正常的な採決であ

り、良識の府参議院としてあるまじき暴挙と言わざるを得ません。

イラク特措法については、これまでの少ない審議時間の中でも看過できない様々な問題点が明らかとなりました。しかし、政府はこれに対する説明責任を十分果たしておりません。審議が全く足りません。

まず、政府が、米国等によるイラク戦争開戦を、米国からの情報を検証することもなくいち早く支持してしまったことに対する検証がなされていないことが問題であります。そもそもイラク戦争に正当性はないのであります。米国がイラク戦争に突入した本当の理由はどこにあるのでしょうか。

日本はイラクによる国連決議違反等をイラク戦争支持の理由としておりますが、米国は国際政治をパワーゲームと考えており、そんなことはお構いなしです。国連決議にはそれほどのウエートを置いておりません。そもそも米国のイラク戦争開戦の目的は、九・一一テロに懲りたこともあるでしょうが、それと同時に、九・一一テロを奇貨として、中東にある独裁国家イラクに対し、その独裁体制を排除することに目的があったのではないのでしょうか。大量破壊兵器の存在やアルカイダとの関係などは後付けの理由にすぎない。ブッシュ大統領は誤りであったことを認め、謝罪しましたが、開戦するために理由を捏造した可能性もあるのです。

その後、イラクでは宗派間対立が激化、治安は極度に悪化し、アメリカ兵の死者数も三千五百人を超えております。この間、米国では中間選挙で、イラク政策の見直しを主張する民主党が上下両院で過半数を制し、共和党が大敗しました。ブッシュ大統領は約二万人の米軍増派を始めとするイラク新政策を発表しましたが、事態は好転しておらず、効果を上げるかは疑問であります。

このような状況の中、事ここに至っても、政府は自衛隊派遣を延長することで米国の機嫌を取ろうとしております。

六月七日の外交防衛委員会において、同僚の喜納昌吉議員は、イラク戦争を支持した当時の政府判断の検証についてたどりました。久間大臣は次のように答弁しております。日本の政府としては、あのときのアメリカの武力行使を支持しないとは言えない状況だったとし、また、あのときに支持しないという選択は日本にはできなかったと明言しております。これは、当時の政府によるイラク戦争支持が日本の自由な意思ではなく、不可抗力的に支持せざるを得なかったことであり、結局、イラク戦争支持は米国の機嫌を取ったその結果であることを認めたことにほかなりません。イラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行うことが必要じゃありませんか。

私は、五月二十三日の本会議において、久間防衛庁長官のブッシュ大統領の開戦判断は間違っていたとの発言を引きながら、政府のイラク戦争支

持の誤りの認識と責任についてたどりました。これに対し塩崎官房長官は、安保理決議に基づき取られた行動を支持したと、これまでどおりの答弁を繰り返して、反省のかけらもなかったじゃありませんか。

衆議院の附帯決議においても、イラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行うこととしており、どのように検証するつもりかとの私の問いに対し、塩崎官房長官は、附帯決議にある事項についてはその趣旨を十分尊重してまいりたいと、いんぎん無礼な対応に終始したわけであります。質問に全く答えてないじゃありませんか。久間大臣に至っては、イラク戦争の正当性について、正當かどうかは後世の歴史家が判断すると、まるで人ごとのような答弁です。本会議で私は再々質問までして誠意ある答弁を求めたわけですが、全くだ、全くだいじゃありませんか。

政府の判断については、当時の検証結果を速やかに発表し、広く国民の間で議論がなされるべきでありますし、本来であれば、この国会において、この法案の審議中に検証結果について議論しなければならぬのです。しかし、口先だけでうやむやにされてしまいました。全くもって議論が不十分です。

自衛官の安全確保も問題です。六月五日、外交防衛委員会において同僚の櫻井充議員は、自衛隊機と同型のイギリスのC130輸送機がバグダッド近郊で撃墜された例を挙げながら、本場に安全

なのかについてたどりました。政府は、燃料タンクに防爆フォームを施し燃焼しにくくしていることや、コックピットについては装甲板で装甲している旨答弁しましたが、かえって実際に攻撃される危険性があることを印象付ける結果となりました。政府はバグダッド空港周辺を非戦闘地域と言っておりますが、実際にミサイル攻撃を受ける可能性があるので、これを戦闘地域と呼ぶとして何と呼ぶのでしょうか。説明になっていないじゃないですか。

このほか、参議院では、衆議院の特別委員会において以下の点を政府に求める附帯決議が付されたことから、その対応が繰り返したされませんでした。附帯決議は、シベリアンコントロールに資するような必要な情報開示を行うこと、イラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行うとともに、今後十分な情報収集・分析体制の強化に努めること、出口戦略につき必要な検討を行うこと等を政府に求めています。しかし、政府から誠意ある答弁はついになされませんでした。特に、航空自衛隊のイラクでの活動については、どこで、何を、どうやって運んでいるのか、政府は理由をこじつけて全く明らかにしませんでした。シベリアンコントロールの観点から極めて問題です。政府の国会対応は国会軽視も甚だしく、安倍内閣の性格をよく表しております。政府・与党には、国会において誠実に答弁し、もって日本外交とシベリアンコントロール、民主

主義に資するとの概念が欠如していると言わなければなりません。

一体、日本の外交と民主主義はどうなつてしまつたんでしょうか。安倍総理は戦後レジームからの脱却を声高に叫んでおりますが、このたびのイラク特措法改正案を始め、在日米軍再編特措法にしても、政府の姿勢は米国の機嫌だけをうかがい、ただただひたすらに追従するばかりであります。これが戦後レジームからの脱却と言えるのでしょうか。

また、委員会のキャパシティを超えるまで法案を次々と提出し、どだい無理な国会運営を強いることは、国会の、特に参議院の審議権をも否定するものであります。戦後、日本が築き上げてきた民主主義そのものも破壊するおつもりなんではないでしょうか。私は、安倍政権のこのようなわがままで一方的な在り方を見るにつけ、議会政治が崩壊する危険性を感じざるを得ません。

先日は、私は外交防衛委員会で自衛隊の情報保全隊がイラクへの自衛隊に反対する市民運動や報道機関の取材に関する情報を広範囲に収集、分析していたことに質問いたしました。が、議会議政治を無視するような方向が続いていき、与党の皆さんも人ごとではありません。我が党の増子輝彦議員が、自衛隊を応援している立場だと本人は言っているにもかかわらず、自衛隊のイラク派遣は憲法違反だと言つただけで反自衛隊活動だと、とんでもないことじゃありませんか。与党の皆さん、あなた方も皆さん、調査いつされるのか分

かりません。お気を付けてくださいとしか言いようがありません。

委員会の委員長の職責は、一党一派に偏ることなく中立公正な運営を行うことで真つ当な議会議政治を守ることにあります。例えば、私が今日の委員会、イラク派遣の件で、国連と日本政府が結んだ交換公文あるいは秘密保持に関することについて、公電を出すなり何らかの証拠を出してもらうように理事会で協議していただきたいと委員長に要求したことに対し、委員長は、後ほど理事会で協議検討すると約束したにもかかわらず、その舌の根も乾かぬうちに、その要求を知らんぷり、無視したまま法案の採決を強行してしまつた。とんでもないことじゃありませんか。お願い事にちゃんとこたえてください。極めてその対応は不誠実であり、本日に議会議政治を守る気概があるのか、問題があります。

正直申しまして、私は田浦委員長を個人的には、また本来は温厚で誠実な方であると考え、尊敬申し上げております。大好きであります。しかしながら、国会運営にまで理不尽に口を出す安倍政権のやり押し、強権体質に翻弄され、言われるがままに強行採決を行つてしまつた以上、このまま放置するわけにはいかないであります。そのような運営を行つてしまつた田浦委員長を直ちに解任しなければ、参議院が良識の府であることが国民から疑われてしまいます。

このような結果を招いた責任を厳しく問うとともに、ここに田浦委員長の解任を強く求めて、私の賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(扇千景君) これより本決議案の採決を行います。

足立信也君外八十四名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(扇千景君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(扇千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十一票

白色票 九十七票

青色票 百二十四票

よつて、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) これより委員長の報告を求めます。外交防衛委員長田浦直君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔田浦直君登壇、拍手〕

○田浦直君 外交防衛委員長の田浦直でございます。

議長のお許しをいただきましたので、ただいま議題となりましたイラク人道復興支援特措法改正案につきまして、外交防衛委員長として外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、イラク人道復興支援特措法に基づく人道復興支援活動及び安全確保支援活動を引き続き実施し、イラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、同法の期限を二年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、塩崎内閣官房長官、

久間防衛大臣及び麻生外務大臣に対し質疑を行いました。

質疑の主な内容は、イラクにおける自衛隊の活動の成果と今後の役割、特措法を二年間延長する理由、自衛隊撤収に向けての出口戦略、派遣自衛隊員の安全確保策、米国等による対イラク武力行使を我が国が支持した理由、陸上自衛隊情報保全隊によるイラク派遣に係る情報収集活動、イラクにおける治安情勢などありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑の終局を決定した後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(属千景君) 本案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。大塚直史君。

(大塚直史君登壇、拍手)

○大塚直史君 民主党・新緑風会の大塚直史です。

私は、会派を代表して、イラク特措法の延長に反対の立場から討論を行います。

民主党は、自衛隊派遣を直ちに終了させるよう、今般、イラク特措法廃止法案を提出いたしました。

日本政府の対応には全く主体性、積極性が欠けており、結局のところ、米国の出方次第というやり方であり、主張すべきことははっきりと国際法に基づいて主張する態度が信頼されるのであ

り、ただ同盟国に付き合うような外交を続けていけば、結局は同盟国の信頼を失い、国際社会の信頼を失い、そして我が国の国益を失うものであります。

以下にその理由を順次述べてまいります。

第一に、対イラク武力行使が明らかな正当性を有していないということです。

戦争を含む武力行使が違法とされている現代において、その違法性が阻却されるのは、自衛権の行使と国連憲章七章下の集団安全保障の二つのみであり、これは武力行使の正当性を判断する大前提であります。にもかかわらず、米国が最後の最後まで希求した明示的な安保理決議が、フランスなどの反対であきらめざるを得なかったことは周知の事実であります。集団安全保障の発動とするには無理があるわけです。これに加えて、事後の国連報告がないことから、自衛権の発動でもないことはまた明らかであります。

こうした事態において、我が国は、安保理決議一四八三に基づく人道復興支援はしっかりと行うべきであります。正当性のない武力行使を支持するのではなく、せいぜい理解の表明にとどめるという、是は是、非は非の立場を取るべきであります。

第二に、自衛隊の行くところが非戦闘地域であるというような開き直った小泉発言に見られるように、非戦闘地域の説明が全くの虚構であることあります。

第三に、自衛隊の対応措置について政府の情報

開示が不十分であることです。

我が参議院外交防衛委員会の質疑においても、しばしば新聞を読んだ方が早いような、そのような質疑を行わざるを得ず、さらには質疑時間もしっかりと確保されていない状態で、審議さえ十分に行われず、最後は強行採決というやり方は国会軽視と言わざるを得ません。与野党にかかわらず、国益の実現を議論すべき外交防衛委員会でのような運営が行われることは大きな問題であります。

第四に、撤退に関する我が国の方針、出口戦略がないことあります。

そもそも、なぜ二年間の延長なのか、合理的な説明がされず、何をもって自衛隊による措置を終了させるかも明らかにされておりません。

自衛隊派遣の根拠となっている安保理決議一四八三の目的は、イラク国民の援助、食料・医療品の提供、武装解除と治安維持、インフラ整備、法の支配、人権保護、国連機関と非政府組織の調整、行政機能支援、文民警察の再建などであり、

こうした実に多岐にわたる平和の構築と国づくりに我が国がどのようにかわっていくのか、また、派遣される自衛隊員を始め多くの関係者はどこまで危険を冒さなければならないのか。情報収集能力を始め、NGOとの連携、軍事、文民警察、医療などの緊急支援、インフラ支援などにわたる我が国の総合力が試されることになりました。しかしながら、ショー・ザ・フラッグと言われ

て自衛隊を出した我が国には、冷静な判断と状況分析に基づいて意思決定を行う意思が全く欠如していると言わなければなりません。アメリカの行動にある程度お付き合ひが必要、たろうという安易さが最大の問題であります。我が国はいつまでこのような外交を続けるのでしょうか。

事態は悪化の一途をたどっております。本年五月二十四日までに米兵の戦死者は三千五百二十七名、負傷者は二万五千四百九十九名に上っております。その一方で、一般市民の被害は正にけた違いであります。日本の約一・二倍の国土に二千七百万人の人口を持つイラクで、開戦以来約六万四千人の民間人が直接の戦闘で死亡、六十五万人が戦闘状態の中で死亡をしております。さらに、本年五月末現在では、二百二十万人が国外難民、二百万人が国内難民となっており、合計で全人口の二割、約五百万人が被害を受けております。

本年六月五日のUNHCR、国連難民高等弁務官事務所レポートによれば、二百二十万人のイラク人が難民としてヨルダンとシリアに逃げております。その他の近隣諸国ではイラク難民をほとんど受け入れておりません。また、イラン、ドイツ、オランダ、イギリス、スウェーデンの五か国合計で三十一万一千八百人のイラク難民を受け入れておりますが、こうした上位難民受入れ国に日本の名前は出てきておりません。我が国の貢献が見えにくい原因がここにもあるのではないでしようか。

シリアに逃れた難民の一人、四十一歳で三人の娘の母、ハラ・ニュマン氏によれば、村から逃れるのは、公共サービスがなくなり、殺人や強姦、誘拐が日常茶飯事となり、法の支配がなくなり、地域が弱肉強食のジャングルと化すからであり、自分の娘を守るにはほかに方法がないからであります。

このような地域に、二〇〇三年十月、我が国は当面の支援として十五億ドルの無償資金、中期的な復興ニーズに対する円借款に三十五億ドル、合計最大五十億ドル、約六千億円の復興支援を表明しております。また、我が国はジャバン・ブラツトフォームを通じて二千七百万ドル、約三十億円のNGO経由の支援を行っており、現在イラクでは六つの国内NGOが活動を行っております。しかしながら、こうした支援計画と、航空自衛隊が危険を冒しながら三機のC130Hで累計約五百トンの資材をエルビル、バグダッド、バスラ、アリ・アルサレムの四都市の間を運航することは、全く無関係に行われていると言わざるを得ません。

さらに、価値の外交を標榜し、自由と繁栄の弧という大きな構想を打ち出した日本が、掛け声倒れにならないために注意すべき地域は実に多く存在しております。北ウガンダの紛争で百万人以上の難民が発生し、二十万人以上の子供が徴兵されています。スーダンの難民は二百万人を超え、レバノンやコートジボワール、スリランカでも看

過できない事態が起こっております。

今後、我が国がこうした事態に積極的、主体的に関与するためには、効果的なODAの使い方はもちろんのこと、我が国から国際協力活動に携わる人たちにとってそうした活動がキャリアとなり得る社会制度の整備も不可欠であります。

それと同時に、こうした国際平和協力活動がいかに適時適切に展開され得るのか。できるだけ早く現場に行くことは、その分危険を伴うことになります。自己完結型の活動ができる自衛隊が、安全確保、災害復興、その他様々な得意分野を提供する民軍協力を視野に入れてこそ、本来任務となつた国際平和活動を効果的に行うことができるのではないのでしょうか。

我が国は、集団安全保障における武力行使には踏み込んでおりません。しかし、どの国が行う武力行使であつても、重大な脅威があり、これを防ぐにほかの手段がなく、必要最低限の均衡性をもつて行うという自衛権の発動にも似た三要件に加えて、正当な意図と合理的な見通しという五原則を満たす必要があることは二〇〇五年の国連サミットで提言されたとおりであります。今後、国連安保理において、ある事態には対応するがほかの事態には無関心という恣意的運用を避けるためにも、こうした原則を育てていくべきであります。

いずれにしても、今回の無原則なイラク特措法の延長には断固として反対することを申し述べ、

日本外交の柱であります人間の安全保障を真摯に追求すべきであることを指摘して、反対討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

足立信也君外八十四名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(扇千景君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(扇千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二票

白色票 百二十四票

青色票 九十八票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(扇千景君) 日程第七 学校教育法等の一部を改正する法律案

日程第八 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

日程第九 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。

○議長(扇千景君) これより文教科学委員長の報告を求めるのでありますが、佐藤泰介君外五名から、委員会審査省略要求書を付して、文教科学委員長狩野安君解任決議案が提出されました。これにて休憩いたします。

午後二時五十九分休憩

午後四時一分開議

○議長(屬千景君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

文教科学委員長狩野安君解任決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。——このまましばらくお待ちください。

岩永浩美君外一名から、賛成者を得て、

本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の発言時間は一人十分に制限することの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。

足立信也君外八十四名より、表決は記名投票をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(屬千景君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(屬千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(屬千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九票

白色票 百十六票

青色票 九十三票

よって、本動議は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(屬千景君) これより発議者の趣旨説明を求めます。水岡俊一君。

〔議案は本号(その二)に掲載〕

〔水岡俊一君登壇、拍手〕

○水岡俊一君 民主党の水岡俊一でございます。

ただいま発言の時間を制限する動議が出されましたが、これは一体何の意味があるんでしょうか。言論を封殺をする、良識の府としては全く恥ずかしい行為であり、これはまさしく参議院の自

殺行為ではありませんか。与党の行為には強く抗議をするものであります。

私は、民主党・新緑風会を代表して、狩野文教科学委員長に対する解任決議案について、まず案文を読み上げて提案をし、その後、提案の趣旨を説明いたします。

文教科学委員長狩野安君解任決議案

本院は、文教科学委員長狩野安君を委員長の職より解任する。

右決議する。

戦後レジームからの転換を標榜する安倍総理が、昨年、教育の憲法と言われる教育基本法案の強行採決に続き、多くの国民の慎重審議を求める声を無視して、衆議院に続いて参議院の文教科学委員会でも強引に採決したことは、教育の再生を第一の優先課題とする政権にあるまじき行為であります。

また、委員会において、本来中立公正であるべき狩野委員長は、政府・与党の意見のみを聞き、委員会でも強引に審議を終結し、採決を執行してしまいました。このことは、これからの日本の未来を背負う子供たちに顔向けできない蛮行と言わざるを得ません。

与党の議員にお聞きしたい。

昨日の強行採決の様子をニュースで見た子供たちに、あなた方は何と教えるんですか。今、学校現場で民主主義とはどういうものかについて子供たちと向き合い、教えている教員たちに、一体何

と教えるというんですか。数は力なりですか。

しよせん民主主義は多数決だというのですか。日ごろは一人一人の意見は尊重されなければならぬと教え、力の弱い者や少数の者たちの意見を無視するのはいじめだと論じておきながら、いざとなれば、話し合いは切りがないんだよ、多数決さえやれば民主主義だと叫ぶ、この大人の行動パターンを子供たちは必ず見抜いてきますよ。大人の欺瞞、強き者の傲慢を彼らは教訓として身に付けてしまいます。それでいいんですか、与党の皆さん。それが教育ですか、狩野委員長。美しい国をつくる国民に必要なのは、こんな御都合主義ですか。

安倍総理は、昨年の強行採決の上成立した改正教育基本法、教育再生会議第一次報告及び中央教育審議会の答申等を踏まえ、極めて短時間のうちに教育再生のための教育関連三法案を三月三十日、国会に提出しました。これは、憲法改正とともに安倍総理が執念を燃やす戦後レジームの転換、という独断的思い込みを優先させたものであり、到底容認できるものではありません。

教育は国家百年の計であります。今与党から国会に提案された法案は、第一に、国家、社会への寄与と教育の目的とする学校教育法等の一部を改正する法律案であります。この法案は、二〇〇六年十二月二十二日に公布、施行された教育基本法に定められた教育目標を学校段階ごとに示すとともに、新たな職制を学校組織に導入することを目

的としたものであり、問題に満ちているものであります。

この法案は、まず、国会審議等を通じて多くの批判を受けた愛国心教育など、改正教育基本法の教育目標規定がそのまま盛り込まれていること自体に大きな問題があります。

さらに、改正教育基本法はその第一条で、教育は、人格の完成を目指し……(発言する者あり)よく聞いてください。平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を目的として示しています。しかしながら、人格の完成や平和で民主的な国家及び社会の形成者という観点が教育目標としては極めて弱くなった反面、第二十一条、二十三条で規範意識が盛り込まれており、これでは既存の体制に無批判的に従う人間の形成を主とする教育でしかなくなってしまう。

現在、教育の先進国とされているフィンランド政府の持続可能な開発のための教育の十年計画で、個人が未来の世代の需要を満たす余地を残しながら現代の需要を満たすこと、持続可能な開発を支えることができるようにすること、その目的とは、持続可能なライフスタイルを実践する人々を育成し、生涯学習の一環として個々人の持続可能な開発に必要な知識と技能を向上させ促進することであるとしています。つまり、小中学校や高校における持続可能な開発の普通教育では、そのための環境づくりと生徒たちを持続可能なライフ

スタイルに取り組む市民として育成することを重点に置いているのです。また、批判的かつ革新的な考えを育てることで、責任を持つこと、参加すること、意見を提示することといった経験を積むことを目的としています。

ところが、幼稚園を含む学校の教育目標は、その達成に努めなければならないという現行法の努力規定を、改正案では第二十三条、三十条、四十六条などで、達成するよう行われるものとする、学校による目標達成への縛りが強くなっているのです。これでは学校での教育活動が強く制約される危険性があります。さらに、義務教育、高校、中等教育学校、大学の目標に関し、すべて社会の発展に寄与することが求められています。一人一人の人間の幸福や人格の発展より、社会の発展の手段としての教育ということが前面に出ているのです。

フィンランドの教育と比較しても分かるように、これでは、国際的な動向である子どもの権利条約などの条約に逆行するものであり、二十一世紀の教育の目標として決して誇れるものではありません。

また、審議の過程で明らかになったように、学校に副校長や主幹教諭といった新しい職を新設することで学校の組織運営や指導体制の確立を図るとしています。教頭や教務主任といった従来の職種との関係、職務権限がどうなるのかも不明確で、その多くが法律案の制定後になっています。

多くの参考人や公述人から、それなりの定数の配置がなされない限り意味がないじゃないですかという意見をまさか与党の皆さんは忘れたわけではないでしょう。管理体制を強化することに主眼を置くばかりでは、今でも大変な教育の事務が、これではますます非効率でより負担が増すものになることは明らかです。

第二に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、曲がりなりにもこれまで進められてきた教育行政の地方分権化の動きに歯止めを掛け、文部科学省を頂点とする中央集権的な教育行政への後戻りを起こすような内容になっています。その具体的規定が、多くの教育委員会から批判が出た、文部科学大臣による第四十九条の是正要求と第五十条の指示であります。

振り返ってみれば、このことは、昨年の秋、安倍自民党総裁が総理に就任した途端に報道が加速をしいじめ自殺問題や、高校、中学校での教科未履修問題における教育委員会の対応の遅れや不適切さがきっかけとなっています。

○議長(扇千景君) 水岡君、時間が超過しております。簡単に願います。

○水岡俊一君(統) これらの規定は、改正教育基本法第十六条、規定された教育への国家関与を具体的に規定したものであり、大きな問題をはらむ内容となっています。

さらに、第五十五条の二において、教育委員会

の共同設置その他の連携を進めようとしています。これは教育行政の広域化であり、教育行政と地域住民の距離を広げることになってしまいました。これも、改正教育基本法で国民全体に対する直接責任が消されてしまったことと深くかわっています。

○議長(扇千景君) 水岡君、簡単に願います。

○水岡俊一君(統) これでは、教育行政が国民よりも国に目を向けて行われていく危険性が極めて強いと危惧せざるを得ません。

第三に、教育職員免許法の一部を改正する法律案についてであります。

教育改革国民会議の提言を受けて教員免許更新制等について審議をした中央教育審議会は、二〇二二年二月に教員免許更新制については否定的な見解を示した答申を出しました。しかし、二〇二〇六年七月の答申では百八十度転換し、今度は更新制に前向きな姿勢が示され、教育再生会議第一次報告で導入が提言をされ、今回の教育職員免許法の一部改正案となった経過があります。

○議長(扇千景君) 水岡君、簡単に願います。

○水岡俊一君(統) この間、二〇二二年二月の答申で指摘されていた他の公務員との関係における身分保障に整合性があるのか、教員の資質向上策として妥当なのかなどの疑念は一切晴らされることはありませんでした。

○議長(扇千景君) 水岡君、まとめてください。

○水岡俊一君(統) しかも、教職への人材確保と

いう観点からはむしろマイナスの制度として機能する面について何ら考慮されていません。

また、今回の教員免許更新制は、現在実施されている十年次経験者研修との整合性について、審議の中で納得する答弁が聞かされていませんでした。

○議長(扇千景君) 水岡君、時間が超過しております。簡単に願います。

○水岡俊一君(統) 参考人質疑や地方公聴会でも、多忙な学校現場の状況を踏まえ、教職員の定数増など、教育条件整備が必要であるとの意見も多く出されました。

このように、教員免許更新制は、多忙な教員に子供たちに向き合う時間を更に奪い……

○議長(扇千景君) 水岡君、まとめてください。

○水岡俊一君(統) 教員締め付けの施策であり、教育現場を萎縮させるだけのものではないかと感じます。

子供の教育の質を向上させるために最も必要なのは教育予算の充実です。安倍総理は、教育改革を政策の最重要の柱と位置付けているにもかかわらず、行革推進法の教職員定数の削減規定に縛られ、身動きできない姿を昨日の委員会でも見せてきました。総理は一向に予算を増やそうとしません。つまり、総理は言うこととやることが全く違う人物であります。

○議長(扇千景君) 水岡君、まとめてください。

○水岡俊一君(統) こんな人に規範意識を語る資格はないものと考えますが、いかがでしょうか。

このままでは、我が国の教育に対する公的支出の総額は、GDP比で三・一％と先進国平均の五％を大きく下回っているままで、教育再生など夢のまた夢であります。

これに對して、民主党は教育関連四法案を提出し、排除の論理に基づく教員免許の更新制とはせず、教員の資格、身分の尊重、適正な待遇の保障を行うとともに、教員免許を六年の修士に与えることや、一年間大学院での研修を保障することによって教員の指導力を充実させていくことを主張してきました。

○議長(扇千景君) 水岡君、このままですと発言を中止せざるを得ません。簡単に願います。

○水岡俊一君(統) また、教育行政の体系を簡素化し、現場の主体性を尊重することにより、教員を教育に集中できる環境をつくることを求めています。その上で、教員がその崇高な使命を果たして職責を全うするためには、人員の確保や養成、研究の充実等が不可欠であり、また必要性が叫ばれて久しい少人数学級を実現するためにも、教育予算の増額を法案で明確に規定をしております。

○議長(扇千景君) このままですと発言を中止せざるを得ません。

○水岡俊一君(統) さて、教育関連七法案の参議院での審議は先月二十一日から始まり、文教科科学委員会では双方の提出法案について順調に審議を

重ね、今月十五日には中央公聴会も開かれました。私たちがこれまで丁寧に審議に応じてきたのは、別々の法案を提出している与野党が何とか妥協点を見いだして、少しでも良い法律を成立させたいという意味からです。

文教科科学委員会では、我々、政府の教育三法案の欠陥について、教育を受ける側に立った視点を重視する中で様々な点において主張してきました。そのことは、もう既に私が申し上げるまでもなく、与党がよくお分かりであります。(発言する者あり)

文教科科学委員会で、重大な問題点がたくさん残り、まだまだ慎重審議が必要であるにもかかわらず、勝手な都合で審議を打ち切ってしまった狩野委員長に対して、私たちはここに解任決議案を提出いたします。(拍手)

○議長(扇千景君) 参議院らしくしてください。

○議長(扇千景君) 本決議案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。中島啓雄君。

(中島啓雄君登壇、拍手)

○中島啓雄君 私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました狩野安文教科科学委員長の解任決議案は論旨不明確であり、全く理解に苦しむものと考え、断固反対の討論を行うものであります。

教育基本法が制定されたのが昭和二十二年、そ

れから六十年を経過し、教育をめぐる環境は大きく変わってきております。(発言する者あり)

○議長(扇千景君) 静粛に願います。

○中島啓雄君(統) ITを始めとして、科学技術、情報の進歩には著しいものがあり、経済活動や文化の国際化が進展、また少子高齢化が急速に進んできました。

こうした時代の変化に合わせて、昨年の臨時国会で教育基本法の抜本改正が行われました。今通常国会では、これを受け、教育再生三法案の成立が図られ、児童生徒の視点に立った学校教育現場の改善、教育委員会の改革、教員の質の向上などの教育の構造改革が実現されるわけであります。

狩野委員長は、平成四年の参議院補欠選挙での当選以来、十五年以上にわたり、妻として、母としての経験を基礎にして、文教科科学や厚生労働の分野を中心に議員活動を展開されてきました。(発言する者あり)

○議長(扇千景君) 静粛に願います。

○中島啓雄君(統) なじみやすく穏やかな人柄で、与野党の隔てなく、接する人みんなから尊敬され、また愛されてきました。今年一月には文教科科学委員長に就任、以来、委員長としてその職に誠心誠意務められてきたのであります。

五月二十二日以降の教育再生三法案の審議においては、その内容をしっかりと吟味し国民各般の声を幅広く聴取することで、より良いものにする努力を絶え間なくされてきたのであります。委員

長としては非の打ちどころのない人物であり、委員会運営においても、特に野党に配慮した運営を心掛けてこられたのは、私が改めて言うまでもなく、むしろ野党諸君の方がよく事情を承知しているところであります。

参議院の委員会での審議時間は五十四時間余りに達し、衆議院の五十七時間に比べても十分過ぎる時間を確保しております。委員の質疑に加えて、与野党の合意の下、地方公聴会を全国四会場、中央公聴会を一回、多くの教育専門家から意見を聴く参考人意見聴取を二回開催などの手続を重ね、昨日は内閣総理大臣の出席の下、締めくくりの質疑が行われ、後半ではテレビ中継により国民の皆様に審議状況を公開するなど、狩野委員長は卓越したリーダーシップにより、充実した審議が展開されてきたところであります。

以上のように時間を掛けた慎重審議を行った上で、会期末が迫る中、昨日、委員長は法案採決について委員会に諮りました。野党側は採決を拒否いたしました。が、議会制民主主義における多数決ルールに基づき、委員長が法案の採決に踏み切られたのは、委員長としての職責を全うされた、全く非のない適切な判断であると考えます。

教育再生三法の成立は国民の多くが強く望むものであり、それによって一刻も早く教育、教員の質を高め、いじめ、不登校、学力の低下といった問題を解決しなければなりません。今後とも、安倍総理のリーダーシップの下、政府・与党が協調して、幅広くかつ真摯に国民の声を聴きながら、

教育改革の実現に邁進する決意であります。

狩野委員長には、引き続き、教育に関する高い識見と豊富な経験を生かしていただき、委員長としての指導力を遺憾なく発揮し、諸問題の解決に取り組んでいただかなくてはなりません。

本解任決議案に強く反対の意見を表明し、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(扇千景君) 蓮舫君。

(蓮舫君登壇、拍手)

○蓮舫君 民主党・新緑風会の蓮舫です。

まず冒頭、発言時間を制限する動議を出し、自由な発言を与党の数の力で防ぐとするその姿勢に、強い抗議を示させていただきますと思います。

私は、民主党・新緑風会を代表して、狩野安文教科学委員長の解任決議案について、賛成の討論を行います。

衆議院でも参議院でも強行採決、一体いつから国会は与党の思うがままに運営できるようになったのでしょうか。私は、この姿を子供たちに見せることはできないんだということを、まず強く申し上げさせていただきますと思います。

以下、狩野安文教科学委員長の解任決議案に賛成の理由を具体的に申し述べます。

政府が提出した教育関連三法案、学校教育法改正案では国を愛する態度を明記し、地教行法改正案では小中学校に副校長などを置くことができるとして、教員免許法改正案では教員の免許更新を導入するとしていますが、一体この改正で、今学

校で起きている問題、子供たちが直面している問題の何が変わるのかが全く見えないというところからまず問題だと言わせていただきたいと思います。

中でも、教員免許改正法につきましては、安倍総理が、去年十二月の委員会で、不適格教員のチェックのために更新制度を導入すると明言しています。当然、不適格な教師は省かれるものです。ただ、そうした教員には、十年の免許が更新される期限を待つまでもなく、その場、そのとき、適時に迅速に排除をするべきものであつて、何も免許を導入しなければ、不適格教員をチェックできるものではないんだということを言わせていただきます。

また、政府案では、教員免許は十年ごとの講習を修了しなければ資格を失うことになっていきますが、今百万人いる現職の教員が十年講習を受けるには、一年間に十万人もの教師が講習を受けることになりました。講習はどこで行うのか、講習場所の確保、講習を受ける費用、日程の見通しあるいは講習を受ける間の勤務の取扱いはどうなるのかという私たちの質問に対し、文科省の答弁は検討課題だと言われました。つまり、まだ何も決まっていないんです。中身が全く決まっていない法案を通すためにしっかりとした審議が必要で、今回の強行採決はやはり拙速だということを強く抗議申し上げます。

四十年ぶりに実施された文部科学省の勤務実態調査では、教職員の一日の休憩時間はわずか九分

であることが明らかになりました。勤務時間は四十年前と比べ五倍から八倍に増えていることも分かりました。先生たちが事務などに追われて子供との時間が取れない実態が浮き彫りになり、今回、政府は、学教法の改正で副校長や主幹教諭など新しい職を置くことができるとしています。一見すれば、先生が増え、教師が子供と向き合う時間が増えるかのようないい法案内容のように思えますが、一方で、政府は教職員の定数改善は行わないとしていて、法案の目指す意図と現実が矛盾した内容となっております。全体の先生の数を増やさないままで新しい職を増やしても、教職員が抱える事務などの低減にはつながりません。私たちは、子供たちのために教職員の定数を増やし、カウンセラーなどのスタッフを充実すべきだと提案をさせていただいております。

さらに、地教行法の改正案では、国の地方への関与を強めるおそれある条文が盛り込まれています。四十九条、五十条では、文部科学大臣が都道府県、市町村の教育委員会に対し、是正要求、指示を直接行うことができることとされています。例えば、どんなに教育委員会が一生懸命取り組んでも、文科省が不十分だ、怠りがあると判断したら、国が地方教育に口を挟むことができるんです。

一体何が怠りがあるのかと質問させていただいたときの文科大臣の答えは、私が判断したときであり、定義はあらかじめできないということであり、地方において特色ある教育を自由に行わ

せようとするときに、国が判断して逸脱したとすれば是正要求の対象になるというのは、これは地方分権に逆行していると言わざるを得ません。

さらに、信じられないことに、怠りは文科大臣が判断するところですが、教育委員会に問題があるということを知る手段は何かという質問に対し、文科省は、ニュース、報道、教育委員会から情報を仕入れますと言われました。文部科学省は日本全国のニュースをチェックして、地方紙のすべてを詳細に把握するということなんではないか。真贋の分からない報道で怠りを判断すると、こういう法案が当たり前に通っていくという、それをよしとする委員長の判断に私は強く抗議を申し上げたいと申し上げます。

子供たちの健やかな学びを保障する教育、国、都道府県、市町村の教育委員会、学校という四層構造で責任がばらばらである教育行政の責任を明確化し、子供たちに一番近い学校にもっと権限を持たせる地域立学校を私たちは提案をしています。しかし、政府は、教育に必要な人的、物的、財政的な支援や環境整備を怠ってきたばかりか、昨年成立した行革推進法では教職員の定数削減までもが盛り込まれました。次の世代を担う子供たちを育てる教育行政においてまで経済効果や効率性を重視し、経費削減対象にするという姿勢を変えないで、教育再生が内閣の最重要課題と言う安倍総理を私たちはどうやって信用することができるといえるのでしょうか。

今、教育行政に求められていることは教育予算

の増額です。このことは、委員会審議において与

党の議員からも何度も提案をされています。子供たちの教育の目標に規範意識や国を愛する態度を掲げる前に、保護者や子供が求めている確かな学力、安心、安全な学校をつくるために、ほかの先進諸国並みの教育予算を確保すべきではないですかと私たちは提案をさせていただいております。

ところが、審議において、教育予算を増額するの、減額するのか、現状維持でいくのか、この質問に対して安倍総理は、気持ちを酌んでほしいと答弁をされました。答弁で気持ちを酌んでほしいと言われても、一体どういう気持ちなんではないか。仮に総理が替わったら、この気持ちは次の総理も引き継ぐんでしょうか。そうした答弁内容の保証がないものを答弁だと強弁するその総理の姿勢に、私たちは強い抗議も示したいと思えます。

さらに、国家百年の計と言われる教育の大きな制度改革に当たって、これまでの政府の教育政策の成果や課題について多角的な分析、検証をすることなく、総理の下につくられた教育再生会議の報告を何よりも重視し、その報告に合わせて中教審への諮問を強行に行い、正に初めに結論ありきの政府が提出する教育関連法に私たちは同意することができません。

さらに、強行採決に合わせて三法案に二十二もの附帯決議が付けられましたが、与党が政府の出した法案に附帯決議を付けるということは、自らが欠陥法案だということを認めていることにはほかならないのではないのでしょうか。

審議は全く不十分であり、委員長による強行採決は到底容認することはできません。子供たちの教育をどうしていくのかを決める委員会、与野党の合意なしに数の力で法案を採決することが、こうした姿を子供たちに堂々と見せることができるといえるのでしょうか。

また、強行採決を行うときに与党議員の助言に従うという委員長の姿勢は、公正公平で中立的な立場で委員会を取り仕切る立場としてふさわしくないのではないのでしょうか。こうした意味からも、委員長の解任決議案には賛成をさせていただきます。

今回のめちやめちな採決の在り方の背景に、迫っている参議院議員選挙で消えた年金問題から国民の関心をそらすようにしている姿は明らかだということも申し上げさせていただきます。最大の争点と言われる年金問題の関心を薄めるために政治とお金の関連法案、国家公務員改正法案を出し、無理を承知で参議院に送ってきて、そのために審議日程が非常に窮屈になったから強行採決で法案を通すという姿勢は果たしてどうなんでしょうか。一体いつから参議院は総理官邸の意向どおりに審議日程を進めるようになったんでしょうか。これで良識の府と言えのかどうなのか、甚だ疑問だということを強く申し上げさせていただきます。

○議長(扇千景君) 蓮舫君、時間が超過しております。簡単に願います。

○蓮舫君(続) 最後に、安倍総理が検討している

とされる国会会期延長について申し上げます。

無理を承知で、国会の慣習を無視して次々に重要法案を参議院に送ってきたこと自体理解ができませんが……

○議長(扇千景君) 簡単に願います。

○蓮舫君(続) 物理的に審議時間がなくなれば延長を行えばいいというのは美しい姿なのではないか。

今回の法改正で、子供の教育目標に規律意識を掲げましたが、まずはこうした国会運営を強行する与党の規律意識を問わせていただきたいと私は申し上げます。

○議長(扇千景君) 蓮舫君、時間が超過しています。

○蓮舫君(続) 良識の府と言われる参議院の国会議員の皆様方には正しい判断をしていただきたいということを申し述べ、私の狩野安文教科科学委員長の解任決議案に賛成する討論を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(扇千景君) これより本決議案の採決を行います。

足立信也君外八十四名より、表決は記名投票をもって行われたというの要求が提出されており

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。本決議案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(屬千景君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(屬千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(屬千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十五票
白色票 九十七票
青色票 百十八票

よって、本決議案は否決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(屬千景君) これより委員長の報告を求めます。文教科学委員長狩野安君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔狩野安君登壇、拍手〕

○狩野安君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの法律案につきましては、去る五月二十一日、本会議において趣旨説明を聴取しておりますので、その内容については簡略に述べることといたします。

まず、学校教育法等の一部を改正する法律案は、改正教育基本法の理念の下、義務教育として行われる普通教育の目標を定めるとともに、学校の種類ごとの目的等に係る規定を整備するほか、学校の運営及び指導体制の充実を図るため、副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を新たに置くことができること等の措置を講じようとするものであります。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、地方教育行政の自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合等における国の関与の手続を整備するため、教育委員会の事務処理が法令に違反する等の場合において、児童等の生命又は身体を

保護するため緊急の必要があるときは、文部科学大臣がその是正等を指示することができることとする等の措置を講じようとするものであります。

次に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め、更新制を導入するとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせるほか、児童等に対する指導が不適切な公立小学校等の教員を対象とした指導改善研修の実施を任命権者に義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案と西岡武夫君外四名の発議による日本国教育基本法案等四法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、伊吹文部科学大臣ほか関係大臣、四法律案の発議者等に対して質疑を行うとともに、二度にわたる参考人からの意見聴取、茨城県、福島県、神奈川県及び愛知県の各県に委員を派遣しての地方公聴会、更に中央公聴会を開会し、慎重に審査を重ねました。

委員会における主な質疑の内容は、規範意識等を養うための具体的な教育内容、副校長等の新たな職を導入する目的とそれぞれの職の役割、文部科学大臣が定める学校評価に関する評価項目等の強制力の有無、教育委員会の現状と活性化に向けた方策の実効性、文部科学大臣による是正の要求、指示に至る事前手続の在り方、私立学校の自主性を尊重する必要性、免許状更新講習の内容及び

び十年経験者研修との相連、免許状更新講習の受講機会を確保する具体策と受講費用負担の在り方、指導が不適切な教員の認定手続における公正性の確保、国の教育予算増額の必要性等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

三法律案について質疑の終局を決定し、順次採決の結果、三法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(屬千景君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。那谷屋正義君。

〔那谷屋正義君登壇、拍手〕

○那谷屋正義君 民主党の那谷屋正義です。私は、民主党・新緑風会を代表いたしまして、政府提出の教育関連三法案、私からすれば改悪三法案に対する反対討論を行います。

討論に先立ちまして、昨日の文教科学委員会では生じた強行採決や、先ほどの訳の分からない緊急動議など、良識の府、言論の府としての本院の存在意義を大きく損なう一連の動きは到底認められないことを強くお訴えをしておきます。

教育再生に名をかりた今回の教育三法の改悪策動は、郵政解散で多数を占めたことを千載一遇の好機とばかりに、数の力こそすべてという蒙昧な

官 報 (号 外)

政治姿勢から生み出されたものであることは明らかであります。まるでそれは、おんば日傘で育てられ、世の中の酸いも甘いも体得する前に大人に至ったお坊ちゃん、駄々っ子のように、あれも欲しいこれも欲しいとおもちゃを取つ替へ引つ替へしている図に等しいと言えます。

今回の改悪意図が、「井中より星を視れば数星にすぎず」という例えが指し示しますように、狭い範囲しか見えない、いや、見ようとしないう国指導者の思い込みから生まれ出たものであったとしたら、子供たちにとつても、教員たちにとつても、これほど無残なことはいないでしょう。

学校で学ぶ子供たちにとっては、そのひととき、一刻が掛け替えのない時間であり、大人たちの勝手な論理によって実験台とされるいわれは全くないのです。そこには、子供たちのためにという大義は、はるかかなたに遠のいてしまつています。

以下、三法案に対して反対の論旨を明らかにしてまいります。

まず、教員免許法案についてであります。

更新講習の内容や修了認定基準、わけても教員にとつては死亡宣告にも等しい認定未了にかかわる基準の在り方、さらには、講習免除対象者、障害を持つ教員の更新の在り方、更新に係る費用や服務の問題等々、肝心の部分がすべて政省令にゆだねられるなど、行き先知れずの海図のない航海にもかかわらず、免許失効という引き金に指を掛

けた上での、文字どおりの絶対服従を強要する内容となっております。これは決して容認できるものではありません。

二〇〇六年中の全国の自殺者が九年連続で三万人を超えるとともに、学生生徒の自殺は八百八十六人で、統計を取り始めた一九七八年以来最悪となったという悲痛な報道があつたことを安倍政権はどう受け止めたのでしょうか。追ひ詰められた子供たちが自らを見限り始めていくという識者の指摘や、自殺の原因、動機として学校問題を挙げた子供たちが前年に比べ二八%も増加したこと、照らしても、子供たちの心の叫びにこたえ切れていない現実、学校現場出身の私からしても強い危機感を覚えます。

だからこそ、多くの教員は、子供たちと直接かわることによって結果的に生まれる超過勤務や多忙化からは決して逃げようとしません。それは、子供たちに直接かわるという教員としての本分を尽くすことによつて子供たちの育ちにつながるること、すなわち、自らの持つ可能性を信じられることや他者への思いやりを持てることなど、などが子供たちの未来への確かな贈物になると確信するからでもあります。

知識、技能の水準を形式的に担保するにすぎない免許制度に、資質の向上というまるで木に竹を接ぐがごとき無理筋の要素を持ち込む必要性が一体どこにあるのでしょうか。教員に求められる真の資質向上の機会、子供たちとの直接的

なかかわり、子供たちと真正面から向き合える場、時間の十分な確保以外にはありません。今回提案された教員法改悪案の矛盾は、ここに明らかであります。

方は、教職員の総力をもつて学校再生に取り組むべき命題からすれば、その協力・協働関係に分断を持ち込むだけであり、それは免許更新制導入との二乗の反作用となつて多忙化に拍車を掛け、子供と向き合う時間をはぎ取るだけの結末になることは必至と言えます。

次に、学教法見直しに反対する理由について述べます。

教育基本法に限らず、そもそも基本法の体系とは、国や自治体など権力を持つ側を主な対象として目指すべき理念を定めたものであり、国民の権利を制限することや義務を命じる性格のものではなかつたはずであります。

地教行法見直し案に新たに付け加えられた是正の要求や指示などの規定があること自体、地域の実情に応じた教育ではなく、国の権限、管理の強化につながることは明白であります。仮に、これらの規定が必要とされる場合とは、地方自治法第二百四十五条の五の是正の要求が機能しないからということに尽きるわけであり、

しかし、昨年暮れ成立した教育基本法の見直し案は、愛国心、公共心、家庭教育の責任などを国から国民に注文するような内容へと変質しており、教育のクレーダーが企てられたに等しいとの指摘が大いに説得性を持つところであり、この延長線上に、教育の理念、目標の変更にかかわるものとして、教育基本法見直し案第二十五条の我が国と郷土を愛する態度を養うが盛られたわけであり、今回の学校教育法第二十一条三号にもほぼ同文の規定が付けられました。

しかし、文科省が、過去に教育委員会に対して、地方自治法に基づく是正要求を発動した事実はありません。地方自治法に定められた伝家の宝刀を勝手にさび付かせておいて、よくぞこんな虫のいい法改正が目指されたものであります。そこにあるのは、従来の指揮命令型行政の復活に門戸を開きたいとの思いだけではありません。

ここに浮き彫りとなるのは、子供たちを一定の価値観によつて鋳型にはめることになる安倍流の美しい国づくりの方向性であり、それら指導の課程をこの二法で補完しようとする危険極まりない意図であります。

また、副校長や主幹などの新たな職を配置する際に、標準定数の枠をそのままとする政府の考え

地方自治の理念に合致する、身をつつましやかに保つ地教行法の在り方こそが望まれているわけであり、今回の地教行法見直し案はこの対極にあるものであり、断じて認められるものではありません。

改悪三法案のように、国の権限を拡充し、学校の管理体制を強化し、教員に不必要な圧力を掛ける一方で、肝心の予算措置については全く腰が引

けたまふという有様では、真の教育改革は望むべくもありません。これでは我が国の将来に希望の光が全く見いだせないのも当然でしょう。

かてて加えて、「巧言令色鮮し仁」の安倍政権の欺瞞性を白日の下にさらすことになったのが、学校施設の未耐震化問題です。耐震診断を実施した公立小中学校約二万棟のうち、震度六強以上の地震で倒壊する危険性が高い学校は二割強の四千三百二十八棟にも上る深刻な実態が、つい最近の文科省調査で明らかになりました。子供たちの人柱の上に成り立つ教育再生など、何の意味もありません。ここに美しい国づくりの片りんでもあると言えるのでしょうか。

また、安倍総理が声高に叫ぶ教育現場の刷新とは何たる言いぐさでしょうか。刷新とは、ゼロベースで見直すことです。学校再生にこれまで積み重ねられてきたすべての努力が、安倍政権の意に染まないという理由だけで全否定されるのです。子供たちのために、過労死の危険水準を超えることすらいとわずに困難に立ち向かう多くの教職員に対して、これほどの理不尽な言い掛かりもありません。

義とは、我を美しくあれと書きます。教職員の誇りだけでなく、子供たちの命すらも犠牲にしかねない安倍政権の本性は、義の世界と共存する美の在り方とは全く相入るものではありません。改革は自強である。その本旨は、自らを悟り、

自らを鍛えることのほか改革はあり得ないということに収れんします。改革自強の戒めは、まず何よりも政治家一人一人の内なる精神にこそ求められるものであります。この要諦に気付かず、教育再生の美名に酔い、壮大な独り芝居を演じているのが安倍政権、そして今の文科省なのです。

文教科学委員会の審議においては、与党の委員からも本三法案について様々疑問の声が出されました。子供たちの目線に立った真の教育改革に向け、与野党を超えてじっくり議論しようではありませんか。

政治とは、喜びを生む作業でなければなりません。この真理に背馳する改悪三法案に断固反対することを表明して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(扇千景君) 中川義雄君。

(中川義雄君登壇、拍手)

○中川義雄君 私は、自由民主党、公明党を代表して、ただいま議題となりました教育再生三法案に関しまして、賛成の立場から討論いたします。

安倍総理は、今通常国会の施政方針演説において、教育再生は内閣の最重要課題です、道徳心など今までもおろそかにされてきた価値観をしっかりと子供たちに教えていくこと、このことこそ日本の将来にとって極めて重要であると考えますと主張されました。

昨年の臨時国会において、長年の課題であった

教育基本法の抜本改正が実現しました。そして、今国会では、教育再生三法案が両院において、国民の声を幅広く聴きながら、多面的に審議され、成立しようとしております。私は、教育基本法とも関連して、教育再生三法案は、総理が我が国の理想の姿として描かれた「美しい国、日本」の創造につながるものと確信しております。

以下、それぞれの法案に関して賛成の理由を申し述べます。

まず、学校教育法等の一部を改正する法律案ですが、義務教育の目標に、規範意識、公共の精神に基づく主体的な社会参画、生命、自然を尊重する精神、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度、これらの理念が盛り込まれています。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

この法律では、教育委員会の改革、教育における地方分権の推進、国の責任の果たし方などの措置が図られることとなっております。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案についてであります。この法律は、教職員の資質の向上を図るとともに、不適切な教員について適切な処置を進めるものとしております。

今日の子供たちを見ますと、私たちのころと比べて、物質面で、そのことは恵まれているように思います。しかし、心の荒廃が進み、学校生活に

なじみず、学習意欲がわかず、ひいては生きる力そのものが衰えている子供が多いようであります。問題が深刻なだけに、教育、社会教育を改善し、子供たちの生きる力、学習意欲が向上するのは簡単なことではないと思います。

アメリカの教育学者ウィリアム・ウォードは次の言葉を残しております。平凡な教師はただ話をする。良い教師は説明する。優秀な教師はやってみせる。そして、最高の教師は子供の心に火をと

もす。教育再生三法案が成立することにより、子供の心に火をつける教師が一人でも多く誕生し、子供たちが日々、目を輝かせて、楽しく、真剣に学校生活、社会生活を送るようになることを切に願って、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

足立信也君外八十四名より、表決は記名投票をもって行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よって、表決は記名投票をもって行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

(議場閉鎖)

(参事氏名を点呼)

(投票執行)

○議長(屬千景君) 投票漏れはございませんか。——投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

(投票箱閉鎖)

○議長(屬千景君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

(参事投票を計算)

○議長(屬千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百十六票

白色票

百十九票

青色票

九十七票

よつて、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(屬千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 副議長		議員	
扇 千景君	今泉 昭君	近藤 正道君	谷合 正明君
山本 昌良君	又市 征治君	鰐淵 洋子君	小泉 昭男君
浮島とも子君	大田 昌秀君	遠山 清彦君	山本 香苗君
小池 正勝君	渡辺 孝男君	山本 保君	福本 潤一君
高野 博師君	世耕 弘成君	鶴保 庸介君	加藤 修一君
西田 実仁君	弘友 和夫君	松 あきら君	山内 俊夫君
山口那津男君	風間 昶君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浅野 勝人君	山下 栄一君	武見 敬三君	浜四津敏子君
吉村剛太郎君	草川 昭三君	白浜 一良君	木庭健太郎君
溝手 顕正君	田村耕太郎君	山崎 正昭君	若林 正俊君
河合 常則君	椎名 一保君	北川イツセイ君	関口 昌一君
坂本由紀子君	中川 雅治君	野村 哲郎君	荻原 健司君
秋元 司君	山本 順三君	加治屋義人君	小斉平敏文君
岡田 広君	岸 宏一君	田村 公平君	岩城 光英君
阿部 正俊君	鈴木 政二君	泉 信也君	金田 勝年君
景山俊太郎君	狩野 安君	尾辻 秀久君	清水嘉与子君
鴻池 祥肇君	杏掛 哲男君	水落 敏榮君	藤野 公孝君
神取 忍君	龜井 郁夫君	岸 信夫君	舩添 要一君
末松 信介君	二之湯 智君	川口 順子君	岡田 直樹君
山谷えり子君	有村 治子君	小泉 顕雄君	中村 博彦君
岸 常田 享詳君	田浦 直君	佐藤 昭郎君	岩永 浩美君
魚住 汎英君	岩井 國臣君	北岡 秀二君	市川 一朗君
佐藤 泰三君	田中 直紀君	小野 清子君	松田 岩夫君
片山虎之助君	松山 政司君	長谷川憲正君	松村 祥史君
池口 修次君	平野 達男君	辻 泰弘君	松井 孝治君
大塚 耕平君	工藤堅太郎君	櫻井 充君	
愛知 治郎君	小林 温君	西銘順志郎君	木村 仁君
山本 一太君	三浦 一水君	保坂 三蔵君	脇 雅史君
加納 時男君	中島 眞人君	橋本 聖子君	陣内 孝雄君
山東 昭子君	櫻井 新君	倉田 寛之君	尾立 源幸君
富岡由紀夫君	鈴木 陽悦君	藤本 祐司君	那谷屋正義君
下田 敦子君	柳澤 光美君	主濱 了君	池口 修次君
若林 秀樹君	森 ゆうこ君	大塚 耕平君	工藤堅太郎君
櫻井 充君			

福山 哲郎君	浅尾慶一郎君	奥石 東君	策瀬 進君	総務委員	坂本由紀子君	神取 忍君
木俣 佳丈君	増子 輝彦君	伊藤 基隆君	千葉 景子君	辞任	白 眞勲君	鈴木 寛君
加藤 敏幸君	北澤 俊美君	岡崎トミ子君	大石 正光君	椎名 一保君	山本 順三君	大塚 耕平君
峰崎 直樹君	直嶋 正行君	前田 武志君	佐藤 泰介君	二之湯 智君	小泉 顕雄君	風間 昶君
円 より子君	和田ひろ子君	柳田 稔君		奥石 東君	高橋 千秋君	
小林 元君	高嶋 良充君	國務大臣		法務委員	補欠	補欠
田名部匡省君	江田 五月君	法務 大臣	長勢 甚遠君	辞任	補欠	坂本由紀子君
西岡 武夫君	広中和歌子君	文部科学大臣	伊吹 文明君	岡田 広君	北岡 秀二君	神取 忍君
渡辺 秀央君	山下八洲夫君	環境 大臣	若林 正俊君	外交防衛委員	補欠	南野知恵子君
角田 義一君	郡司 彰君	國務大臣 (内閣官房長官)	塩崎 恭久君	辞任	補欠	松村 祥史君
蓮 舫君	林 久美子君	國務大臣 (内閣府特命担当大臣(金融))	山本 有二郎君	金田 勝年君	岡田 直樹君	小川 敏夫君
広田 一君	小林美恵子君			武見 敏三君	福島啓史郎君	直嶋 正行君
島田智哉子君	大久保 勉君	副大臣		舛添 要一君	小泉 昭男君	柳澤 光美君
前川 清成君	紙 智子君	内閣府副大臣	大村 秀章君	鈴木 寛君	白 眞勲君	山本 保君
松岡 徹君	津田弥太郎君	総務 副大臣	田村 憲久君	辞任	補欠	補欠
大塚 直史君	水岡 俊一君	財務 副大臣	富田 茂之君	岡田 直樹君	金田 勝年君	小泉 顕雄君
仁比 聡平君	鈴木 寛君	文部科学副大臣	遠藤 利明君	小泉 昭男君	舛添 要一君	野村 哲郎君
岩本 司君	榛葉賀津也君	厚生労働副大臣	武見 敏三君	山下 英利君	野村 哲郎君	松井 孝治君
黒岩 宇洋君	大門実紀史君	国土交通副大臣	望月 義夫君	山本 順三君	椎名 一保君	森 ゆうこ君
井上 哲士君	羽田雄一郎君			尾立 源幸君	柳澤 光美君	渡辺 孝男君
高橋 千秋君	谷 博之君			大塚 耕平君	広中和歌子君	経済産業委員
藤原 正司君	神本美恵子君	議長の報告事項		藤本 祐司君	円 より子君	辞任
山根 隆治君	緒方 靖夫君	去る十五日議長において、次のとおり常任委員の		文部科学委員	補欠	補欠
小池 晃君	内藤 正光君	辞任を許可し、その補欠を指名した。		辞任	補欠	補欠
佐藤 道夫君	朝日 俊弘君	内閣委員		岩城 光英君	二之湯 智君	補欠
平田 健二君	家西 悟君	辞任	補欠	荻原 健司君	南野知恵子君	高橋 千秋君
小川 勝也君	吉川 春子君	松下 新平君	松井 孝治君	北岡 秀二君	岡田 広君	円 より子君
市田 忠義君	小川 敏夫君	風間 昶君	山本 香苗君			藤本 祐司君

官 報 (号 外)

同日議員から次の議案が提出された。 政治資金規正法の一部を改正する法律案(山下八洲夫君外二名発議(参第一二号)) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを財政金融委員会に付託した。 電子記録債権法案(閣法第八五号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案(原田義昭君外五名提出)(衆第四八号) 同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(西岡武夫君外四名発議) 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件 職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律案	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 消防法の一部を改正する法律案 同日委員長から次の報告書が提出された。 公認会計士法等の一部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書 同日議員から次の質問主意書が提出された。 京都議定書の目標達成に向けた政府の認識等に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第四八号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員藤末健三君提出ダイエツト製品的不当表示の規制に関する質問に対する答弁書(第四六号) 同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。 核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件 職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(第百八十七号)の締結について承認を求めるの件 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 地方公共団体の財政の健全化に関する法律																																																										
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 消防法の一部を改正する法律 同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール選挙監視国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。 同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール選挙監視国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。 同日内閣から、がん対策基本法案第九条第五項の規定に基づくがん対策推進基本計画の報告を受領した。 同日内閣から、障害者基本法第十一条の規定に基づく「平成十八年度障害者施策の概況」に関する報告を受領した。 同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成十八年度科学技術の振興に関する年次報告」を受領した。 同日議長は、五月二十八日逝去された衆議院議員松岡利勝君に対し次の弔詞をささげた。 憲政のため尽瘁せられました 国務大臣衆議院議員松岡利勝君の長逝に対し 参議院を代表して つつしんで哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげます 一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	<table><tr><td colspan="2">内閣委員</td></tr><tr><td>辞任</td><td>補欠</td></tr><tr><td>神本美恵子君</td><td>水岡 俊一君</td></tr><tr><td>木俣 佳丈君</td><td>松下 新平君</td></tr><tr><td>黒岩 宇洋君</td><td>高嶋 良充君</td></tr><tr><td>山本 香苗君</td><td>風間 昶君</td></tr><tr><td colspan="2">総務委員</td></tr><tr><td>辞任</td><td>補欠</td></tr><tr><td>小泉 顕雄君</td><td>二之湯 智君</td></tr><tr><td>山本 順三君</td><td>西田 吉宏君</td></tr><tr><td>芝 博一君</td><td>角田 義一君</td></tr><tr><td>高嶋 良充君</td><td>黒岩 宇洋君</td></tr><tr><td>増子 輝彦君</td><td>榛葉賀津也君</td></tr><tr><td>澤 雄二君</td><td>浜四津敏子君</td></tr><tr><td colspan="2">法務委員</td></tr><tr><td>辞任</td><td>補欠</td></tr><tr><td>北岡 秀二君</td><td>岡田 広君</td></tr><tr><td>関谷 勝嗣君</td><td>南野知恵子君</td></tr><tr><td>角田 義一君</td><td>芝 博一君</td></tr><tr><td>松岡 徹君</td><td>林 久美子君</td></tr><tr><td>浜四津敏子君</td><td>澤 雄二君</td></tr><tr><td colspan="2">外交防衛委員</td></tr><tr><td>辞任</td><td>補欠</td></tr><tr><td>川口 順子君</td><td>岩城 光英君</td></tr><tr><td>福島啓史郎君</td><td>松村 祥史君</td></tr><tr><td>榛葉賀津也君</td><td>増子 輝彦君</td></tr><tr><td colspan="2">財政金融委員</td></tr><tr><td>辞任</td><td>補欠</td></tr><tr><td>野村 哲郎君</td><td>山下 英利君</td></tr></table>	内閣委員		辞任	補欠	神本美恵子君	水岡 俊一君	木俣 佳丈君	松下 新平君	黒岩 宇洋君	高嶋 良充君	山本 香苗君	風間 昶君	総務委員		辞任	補欠	小泉 顕雄君	二之湯 智君	山本 順三君	西田 吉宏君	芝 博一君	角田 義一君	高嶋 良充君	黒岩 宇洋君	増子 輝彦君	榛葉賀津也君	澤 雄二君	浜四津敏子君	法務委員		辞任	補欠	北岡 秀二君	岡田 広君	関谷 勝嗣君	南野知恵子君	角田 義一君	芝 博一君	松岡 徹君	林 久美子君	浜四津敏子君	澤 雄二君	外交防衛委員		辞任	補欠	川口 順子君	岩城 光英君	福島啓史郎君	松村 祥史君	榛葉賀津也君	増子 輝彦君	財政金融委員		辞任	補欠	野村 哲郎君	山下 英利君
内閣委員																																																											
辞任	補欠																																																										
神本美恵子君	水岡 俊一君																																																										
木俣 佳丈君	松下 新平君																																																										
黒岩 宇洋君	高嶋 良充君																																																										
山本 香苗君	風間 昶君																																																										
総務委員																																																											
辞任	補欠																																																										
小泉 顕雄君	二之湯 智君																																																										
山本 順三君	西田 吉宏君																																																										
芝 博一君	角田 義一君																																																										
高嶋 良充君	黒岩 宇洋君																																																										
増子 輝彦君	榛葉賀津也君																																																										
澤 雄二君	浜四津敏子君																																																										
法務委員																																																											
辞任	補欠																																																										
北岡 秀二君	岡田 広君																																																										
関谷 勝嗣君	南野知恵子君																																																										
角田 義一君	芝 博一君																																																										
松岡 徹君	林 久美子君																																																										
浜四津敏子君	澤 雄二君																																																										
外交防衛委員																																																											
辞任	補欠																																																										
川口 順子君	岩城 光英君																																																										
福島啓史郎君	松村 祥史君																																																										
榛葉賀津也君	増子 輝彦君																																																										
財政金融委員																																																											
辞任	補欠																																																										
野村 哲郎君	山下 英利君																																																										

広中和歌子君 大塚 耕平君
柳澤 光美君 尾立 源幸君

文教科学委員

補欠

岡田 広君 北岡 秀二君
神取 忍君 藤井 基之君
二之湯 智君 小泉 顕雄君
南野知恵子君 荻原 健司君
大塚 耕平君 広中和歌子君
林 久美子君 松岡 徹君
水岡 俊一君 神本美恵子君
風間 昶君 山本 香苗君

厚生労働委員

辞任

補欠

荻原 健司君 野村 哲郎君
藤井 基之君 神取 忍君
尾立 源幸君 柳澤 光美君
森 ゆうこ君 藤本 祐司君
山本 孝史君 小川 敏夫君
渡辺 孝男君 谷合 正明君

農林水産委員

辞任

補欠

岩城 光英君 川口 順子君
山下 英利君 関谷 勝嗣君
小川 敏夫君 山本 孝史君
松下 新平君 木俣 佳丈君
和田ひろ子君 岡崎トミ子君
山本 保君 渡辺 孝男君
紙 智子君 市田 忠義君

経済産業委員

辞任

補欠

松村 祥史君 福島啓史郎君

国土交通委員

辞任

補欠

藤本 祐司君 森 ゆうこ君
谷合 正明君 山本 保君

環境委員

辞任

補欠

西田 吉宏君 山本 順三君
岡崎トミ子君 和田ひろ子君
市田 忠義君 紙 智子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

高嶋 良充君 藤末 健三君
同日議長は、次の議員提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案(山下八洲夫君外二名発議)(参第二二二号)

同日議長は、次の衆議院提出案を政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第三九号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(山下八洲夫君外二名発議)

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

末松 信介君 坂本由紀子君
高嶋 良充君 黒岩 宇洋君
松井 孝治君 小川 敏夫君
松下 新平君 木俣 佳丈君
水岡 俊一君 神本美恵子君
白浜 一良君 澤 雄二君

総務委員

辞任

補欠

木村 仁君 山東 昭子君
二之湯 智君 藤井 基之君
西田 吉宏君 山本 順三君
黒岩 宇洋君 高嶋 良充君
榎葉賀津也君 増子 輝彦君
角田 義一君 芝 博一君
吉川 春子君 仁比 聡平君

法務委員

辞任

補欠

岡田 広君 小泉 顕雄君
山東 昭子君 木村 仁君
若林 正俊君 岸 信夫君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

芝 博一君 角田 義一君
林 久美子君 松岡 徹君

外交防衛委員

辞任

補欠

岩城 光英君 中川 雅治君
松村 祥史君 福島啓史郎君
増子 輝彦君 榎葉賀津也君
高野 博郎君 荒木 清寛君

財政金融委員

辞任

補欠

岸 信夫君 関谷 勝嗣君
中川 雅治君 川口 順子君
尾立 源幸君 辻 泰弘君

文教科学委員

辞任

補欠

小泉 顕雄君 岡田 広君
藤井 基之君 神取 忍君
神本美恵子君 水岡 俊一君
松岡 徹君 林 久美子君
山本 香苗君 谷合 正明君

厚生労働委員

辞任

補欠

神取 忍君 二之湯 智君
坂本由紀子君 末松 信介君
武見 敏三君 木村 仁君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの

野村 哲郎君 岸 信夫君
小川 敏夫君 松下 新平君

官 報 (号 外)

辻 泰弘君 尾立 源幸君 森 ゆうこ君 弘友 和夫君	農林水産委員 谷合 正明君	川口 順子君 岩城 光英君 野村 哲郎君 和田ひろ子君	経済産業委員 岡崎トミ子君 松井 孝治君 紙 智子君	国土交通委員 福島啓史郎君 松村 祥史君 山本 香苗君	環境委員 森 ゆうこ君 藤本 祐司君	国家基本政策委員 山本 順三君 西田 吉宏君 岡崎トミ子君	紙 智子君 市田 忠義君	辞任 木村 仁君 武見 敬三君	決算委員 岸 信夫君 若林 正俊君
行政監視委員 辞任 福本 潤一君 山口那津男君 補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 辞任 山本 香苗君 荒木 清寛君 補欠	政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員 辞任 小泉 顕雄君 西島 英利君 真鍋 賢二君 小泉 昭男君 藤末 健三君 高嶋 良充君 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員 辞任 南野知恵子君 坂本由紀子君 補欠	日本国憲法に関する調査特別委員 辞任 荒木 清寛君 魚住裕一郎君 補欠	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 法務委員会 理事 岡田 広君 (岡田広君の補欠) 外交防衛委員会 理事 岡田 直樹君 (岡田直樹君の補欠) 理事 荒木 清寛君 (高野博師君の補欠) 環境委員会 理事 大野つや子君 (大野つや子君の補欠) 理事 福山 哲郎君 (福山哲郎君の補欠)	同日委員長から次の議案が提出された。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)(参第一三三号) 同日衆議院から次の議案が提出された。 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案(衆第四九号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の一部を改正する法律案(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出)(衆第四九号) 同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出) 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案 同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法案	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。 適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件 二十六年の国際熱帯木材協定の締結について承認を求めるの件 同日委員長から次の報告書が提出された。 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第七七号)審査報告書 電子記録債権法案(閣法第八五号)審査報告書 エコトリズム推進法案(衆第三六号)審査報告書 イラクにおける人道復興支援活動及び安全保障支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第八九号)審査報告書 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)審査報告書 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九一号)審査報告書 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)審査報告書 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員藤末健三君提出参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問に対する答弁書(第四七号)			

同日内閣から、左記の者を公正取引委員会委員長及び同委員に任命したので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月二十三日任期満了による再任)(委員長)

竹島 一彦

(六月三十日任期満了の三谷紘の後任)(委員)

神垣 清水

同日内閣から、左記の者を証券取引等監視委員会委員長及び同委員に任命したので、金融庁設置法第十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(七月十九日任期満了の高橋武生の後任)(委員長)

佐渡 賢一

(同日任期満了の野田晃子の後任)(委員)

福田 眞也

(同日任期満了の水城武彦の後任)(同)

熊野 祥三

同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日任期満了による再任)

田邊 昌徳

(九月七日任期満了による再任) 波多野睦夫
(同日任期満了による再任) 廣瀬 權
同日内閣から、左記の者を電気通信事業紛争処理委員会委員に任命したので、電気通信事業法百四十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(二月十四日辞職の香城敏麿の後任)

龍岡 資晃

同日内閣から、左記の者を公害等調整委員会委員長及び同委員に任命したので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月三十日任期満了の加藤和夫の後任)(委員長)

大内 捷司

(同日任期満了による再任)(委員)

堀 宣道

(同日任期満了の平石次郎の後任)(同)

小玉喜三郎

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞職予定の石原邦夫の後任)

古森 重隆

(六月十八日任期満了の小柴正則の後任)

飛田 稔章

(同日任期満了の小林緑の後任) 岩崎 芳史
(同日任期満了による再任) 小丸 成洋
(同日任期満了の佐々木涼子の後任) 小林 英明
(同日任期満了の武田國男の後任) 野間光輪子

記

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したので、文部科学省設置法第十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月二十三日任期満了による再任)

青江 茂

同日内閣から、左記の者を労働保険審査委員会に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十四日任期満了の角野敬明の後任)

畠中 信夫

(六月三十日任期満了の金平隆弘の後任)

中嶋士元也

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十日任期満了による再任)

小林 麻理

同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(六月十八日任期満了による再任)

粥川 正敏

同日内閣から、左記の者を航空・鉄道事故調査委員会委員に任命したので、航空・鉄道事故調査委員会設置法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(九月三十日任期満了の佐藤泰生の後任)

松本 陽

(同日任期満了による再任)

豊岡 昇

(同日任期満了による再任)

中川 聡子

(同日任期満了による再任)

宮本 昌幸

(同日任期満了の山口浩一の後任)

富井 規雄

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
社会保険協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律
救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法
同日衆議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本
国とアメリカ合衆国との間の協定の締結につい
て承認を求めるの件

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改
正する議定書の締結について承認を求めるの件
二千六年の国際熱帯木材協定の締結について承
認を求めるの件

同日内閣から、男女共同参画社会基本法第十二条
第一項の規定に基づく「平成十八年度男女共同参
画社会の形成の状況」に関する報告及び同条第二
項の規定に基づく「平成十九年度男女共同参画社
会の形成の促進施策」についての文章を受領し
た。

同日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関
する法律第八条の規定に基づく「平成十八年度人
権教育及び人権啓発施策」に関する報告を受領し
た。

同日内閣から、拉致問題その他北朝鮮当局による
人権侵害問題への対処に関する法律第五条の規定
に基づく平成十八年度拉致問題の解決その他北朝
鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府
の取組についての報告を受領した。

本日議員から委員会審査省略要求書を付して次の
議案が提出された。

外交防衛委員長田浦直君解任決議案(柳田稔君
外五名発議)

文教科科学委員長狩野安君解任決議案(佐藤泰介
君外五名発議)

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「公正取引委員会
委員長(竹島一彦君)及び宇宙開発委員会委員(青
江茂君)」

賛成者氏名

二〇四名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	有村 治子君
泉 信也君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	魚住 汎英君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡田 直樹君	岡田 広君
荻原 健司君	加治屋義人君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	神取 忍君
川口 順子君	河合 常則君
木村 仁君	岸 宏一君
岸 信夫君	北岡 秀二君
北川イッセイ君	杵掛 哲男君
国井 正幸君	倉田 寛之君
小池 正勝君	小泉 昭男君
小泉 顕雄君	小林 温君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	清水嘉与子君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君

関谷 勝嗣君	田浦 直君	大久保 勉君	大塚 耕平君
田中 直紀君	田村 公平君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
田村耕太郎君	谷川 秀善君	神本美恵子君	木俣 佳丈君
段本 幸男君	常田 享詳君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
中川 義雄君	中島 啓雄君	郡司 彰君	小林 正夫君
中島 眞人君	中曾根弘文君	小森 元君	奥石 東君
中原 爽君	中村 博彦君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
二之湯 智君	西島 英利君	櫻井 充君	芝 博一君
西銘順志郎君	野上浩太郎君	島田智哉子君	下田 敦子君
野村 哲郎君	橋本 聖子君	主濱 了君	榛葉賀津也君
林 芳正君	藤井 基之君	鈴木 寛君	田名部匡省君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君	高嶋 良充君	高橋 千秋君
舩添 要一君	松田 岩夫君	谷 博之君	千葉 景子君
松村 祥史君	松村 龍二君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
松山 政司君	三浦 一水君	角田 義一君	富岡由紀夫君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	山内 俊夫君	内藤 正光君
矢野 哲朗君	山崎 正昭君	山崎 久美子君	西岡 武夫君
山崎 力君	山本 一太君	羽田雄一郎君	白 眞勲君
山谷えり子君	吉田 博美君	林 久美子君	平田 健二君
山本 順三君	若林 正俊君	平野 達男君	広田 一君
吉村剛太郎君	足立 信也君	広中和歌子君	広野ただし君
脇 雅史君	朝日 俊弘君	福山 哲郎君	藤末 健三君
伊藤 基隆君	家西 悟君	藤本 祐司君	藤原 正司君
池口 修次君	犬塚 直史君	前川 清成君	藤原 正司君
岩本 司君	江田 五月君	増子 輝彦君	前田 武志君
小川 勝也君	小川 敏夫君	松岡 徹君	松井 孝治君
尾立 源幸君	大石 正光君	円 より子君	松下 新平君
		峰崎 直樹君	水岡 俊一君
			森 ゆうこ君

築瀬 進君	柳澤 光美君	国家公務員等の任命に関する件「公正取引委員会委員(神垣清水君)、公害等調整委員会委員(小玉喜三郎君)及び日本放送協会経営委員会委員(飛田稔章君、岩崎芳史君、小丸成洋君、小林英明君及び野間光輪子君)」
柳田 稔君	山下八洲夫君	
山根 隆治君	蓮 舫君	
和田ひろ子君	若林 秀樹君	
渡辺 秀央君	荒木 清寛君	
魚住裕一郎君	浮島とも子君	
加藤 修一君	風間 昶君	賛成者氏名
木庭健太郎君	澤 雄二君	阿部 正俊君
白浜 一良君	谷合 正明君	青木 幹雄君
遠山 清彦君	西田 実仁君	浅野 勝人君
浜田 昌良君	浜四津敏子君	泉 信也君
弘友 和夫君	松 あきら君	岩井 國臣君
山口那津男君	山下 栄一君	岩永 浩美君
山本 香苗君	山本 保君	小野 清子君
渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	大野つや子君
龜井 郁夫君	田村 秀昭君	岡田 直樹君
長谷川憲正君	荒井 広幸君	荻原 健司君
今泉 昭君	島尻安伊子君	加納 時男君
鈴木 陽悦君	福本 潤一君	景山俊太郎君

井上 哲士君	市田 忠義君	木村 仁君	岸 宏一君	山崎 孝雄君	犬塚 直史君
緒方 靖夫君	紙 智子君	川口 順子君	河合 常則君	池口 修次君	岩本 司君
小池 晃君	小林美恵子君	金田 勝年君	神取 忍君	伊藤 基隆君	小川 勝也君
大門実紀史君	仁比 聡平君	景山俊太郎君	片山虎之助君	浅尾慶一郎君	尾立 源幸君
吉川 春子君	大田 昌秀君	加納 時男君	狩野 安君	脇 雅史君	大久保 勉君
近藤 正道君	大田 昌秀君	荻原 健司君	加治屋義人君	藤末 健三君	岡崎トミ子君
又市 征治君	大田 昌秀君	荻原 健司君	加治屋義人君	藤末 健三君	神本美恵子君

山崎 孝雄君	犬塚 直史君	岩本 司君
末松 信介君	江田 五月君	小川 勝也君
世耕 弘成君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
関谷 勝嗣君	大石 正光君	大久保 勉君
田中 直紀君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君
田村耕太郎君	加藤 敏幸君	神本美恵子君
谷川 秀善君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君
常田 享詳君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君
中川 雅治君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君
中島 啓雄君	小林 正夫君	小林 元君
中曾根弘文君	奥石 東君	佐藤 泰介君
中村 博彦君	佐藤 道夫君	櫻井 充君
西島 英利君	芝 博一君	島田智哉子君
野上浩太郎君	下田 敦子君	主濱 了君
橋本 聖子君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
藤井 基之君	田名部匡省君	高嶋 良充君
保坂 三蔵君	高橋 千秋君	谷 博之君
松田 岩夫君	千葉 景子君	津田弥太郎君
松村 龍二君	辻 泰弘君	角田 義一君
三浦 一水君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
溝手 顕正君	内藤 正光君	直嶋 正行君
山内 俊夫君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
山崎 正昭君	白 眞勲君	林 久美子君
山本 一太君	平田 健二君	平野 達男君
吉田 博美君	広田 一君	広中和歌子君
若林 正俊君	広野ただし君	福山 哲郎君
足立 信也君	藤末 健三君	藤本 祐司君
朝日 俊弘君	藤原 正司君	前川 清成君
家西 悟君	前田 武志君	増子 輝彦君

[illegible]

平成十九年六月二十日 参議院会議録第三十八号(その一) 投票者氏名

大塚 耕平君	岡崎トミ子君	柳澤 光美君	柳田 稔君	岸 信夫君	北岡 秀二君	水落 敏栄君	溝手 顕正君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	山下八洲夫君	山根 隆治君	北川イツセイ君	沓掛 哲男君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	蓮 舫君	和田ひろ子君	国井 正幸君	倉田 寛之君	山崎 力君	山崎 正昭君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君	小池 正勝君	小泉 昭男君	山谷えり子君	山本 一太君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	大田 昌秀君	近藤 正道君	小泉 顕雄君	小林 温君	山本 順三君	吉田 博美君
小林 正夫君	小林 元君	福島みずほ君	洲上 貞雄君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
奥石 東君	佐藤 泰介君	又市 征治君	荒井 広幸君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
佐藤 道夫君	櫻井 充君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君	櫻井 新君	山東 昭子君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
芝 博一君	島田智哉子君			清水嘉与子君	椎名 一保君	加藤 修一君	風間 昶君
下田 敦子君	主濱 了君			陣内 孝雄君	末松 信介君	木庭健太郎君	澤 雄二君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	白浜 一良君	谷合 正明君
田名部匡省君	高嶋 良充君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	遠山 清彦君	西田 実仁君
高橋 千秋君	谷 博之君			田浦 直君	田中 直紀君	浜田 昌良君	浜四津敏子君
千葉 景子君	津田弥太郎君			田村 公平君	田村耕太郎君	弘友 和夫君	松 あきら君
辻 泰弘君	角田 義一君			竹山 裕君	谷川 秀善君	山口那津男君	山下 栄一君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君			段本 幸男君	常田 享詳君	山本 香苗君	山本 保君
内藤 正光君	直嶋 正行君			鶴保 庸介君	中川 雅治君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君			中川 義雄君	中島 啓雄君	井上 哲士君	市田 忠義君
白 眞勲君	林 久美子君			中島 眞人君	中曾根弘文君	緒方 靖夫君	紙 智子君
平田 健二君	平野 達男君			中原 爽君	中村 博彦君	小池 晃君	小林美恵子君
広田 一君	広中和歌子君			二之湯 智君	西島 英利君	大門美紀史君	仁比 聡平君
広野ただし君	福山 哲郎君			西銘順志郎君	野上浩太郎君	吉川 春子君	大田 昌秀君
藤末 健三君	藤本 祐司君			野村 哲郎君	橋本 聖子君	近藤 正道君	福島みずほ君
藤原 正司君	前川 清成君			林 芳正君	藤井 基之君	瀨上 貞雄君	又市 征治君
前田 武志君	増子 輝彦君			藤野 公孝君	保坂 三蔵君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君
松井 孝治君	松岡 徹君			舛添 要一君	松田 岩夫君	長谷川憲正君	島尻安伊子君
松下 新平君	円 より子君			松村 祥史君	松村 龍二君	福本 潤一君	
水岡 俊一君	峰崎 直樹君			松山 政司君	三浦 一水君		
森 ゆうこ君	築瀬 進君						

国家公務員等の任命に関する件「証券取引等監視
委員会委員(福田眞也君及び熊野祥三君)及び預金
保険機構理事(波多野睦夫君)」
賛成者氏名
一三九名

福本潤一君

反対者氏名

九二名

足立 信也君	浅尾慶一郎君	廣田 一君	廣中和歌子君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	廣野ただし君	福山 哲郎君
家西 悟君	池口 修次君	藤末 健三君	藤本 祐司君
犬塚 直史君	岩本 司君	藤原 正司君	前川 清成君
江田 五月君	小川 勝也君	前田 武志君	増子 輝彦君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	松井 孝治君	松岡 徹君
大石 正光君	大久保 勉君	松下 新平君	円より子君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	森 ゆうこ君	築瀬 進君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	柳澤 光美君	柳田 稔君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	山下八洲夫君	山根 隆治君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	蓮 舫君	和田ひろ子君
小林 正夫君	小林 元君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君
奥石 東君	佐藤 泰介君	井上 哲士君	市田 忠義君
佐藤 道夫君	櫻井 充君	緒方 靖夫君	紙 智子君
芝 博一君	島田智哉子君	小池 晃君	小林美恵子君
下田 敦子君	主濱 了君	大門実紀史君	仁比 聡平君
榎葉賀津也君	鈴木 寛君	吉川 春子君	荒井 広幸君
田名部匡省君	高嶋 良充君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君
高橋 千秋君	谷 博之君		
千葉 景子君	津田弥太郎君		
辻 泰弘君	角田 義一君		
富岡由紀夫君	那谷屋正義君		
内藤 正光君	直嶋 正行君		
西岡 武夫君	羽田雄一郎君		
白 眞勲君	林 久美子君		
平田 健二君	平野 達男君		

国家公務員等の任命に関する件「預金保険機構理事(廣瀬權君)」

賛成者氏名

一二六名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	岩井 國臣君	岩城 光英君
青木 幹雄君	秋元 司君	泉 信也君	市川 一朗君
浅野 勝人君	有村 治子君		

岩永 浩美君	魚住 汎英君	中川 義雄君	中島 啓雄君
小野 清子君	尾辻 秀久君	中島 眞人君	中曾根弘文君
大野つや子君	太田 豊秋君	中原 爽君	中村 博彦君
岡田 直樹君	岡田 広君	二之湯 智君	西島 英利君
荻原 健司君	加治屋義人君	西銘順志郎君	野上浩太郎君
加納 時男君	狩野 安君	野村 哲郎君	橋本 聖子君
景山俊太郎君	片山虎之助君	林 芳正君	藤井 基之君
金田 勝年君	神取 忍君	藤野 公孝君	保坂 三蔵君
川口 順子君	河合 常則君	舩添 要一君	松田 岩夫君
木村 仁君	岸 宏一君	松村 祥史君	松村 龍二君
岸 信夫君	北岡 秀二君	松山 政司君	三浦 一水君
北川イツセイ君	沓掛 哲男君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
国井 正幸君	倉田 寛之君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
小池 正勝君	小泉 昭男君	山崎 力君	山崎 正昭君
小泉 顕雄君	小林 温君	山谷えり子君	山本 一太君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	山本 順三君	吉田 博美君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	吉村剛太郎君	若林 正俊君
櫻井 新君	山東 昭子君	脇 雅史君	荒木 清寛君
清水嘉与子君	椎名 一保君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
陣内 孝雄君	末松 信介君	加藤 修一君	風間 昶君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	草川 昭三君	木庭健太郎君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	澤 雄二君	白浜 一良君
田浦 直君	田中 直紀君	谷合 正明君	遠山 清彦君
田村 公平君	田村耕太郎君	西田 実仁君	浜田 昌良君
竹山 裕君	谷川 秀善君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
段本 幸男君	常田 享詳君	松 あきら君	山口那津男君
鶴保 庸介君	中川 雅治君	山下 栄一君	山本 香苗君

反対者氏名		賛成者氏名	
山本 保君	渡辺 孝男君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君
鰐淵 洋子君	亀井 郁夫君	内藤 正光君	直嶋 正行君
田村 秀昭君	長谷川憲正君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君
島尻安伊子君	福本 潤一君	白 眞勲君	林 久美子君
		平田 健二君	平野 達男君
		広田 一 君	広中和歌子君
		広野ただし君	福山 哲郎君
		藤末 健三君	藤本 祐司君
		藤原 正司君	前川 清成君
		前田 武志君	増子 輝彦君
		松井 孝治君	松岡 徹君
		松下 新平君	円 より子君
		水岡 俊一君	峰崎 直樹君
		森 ゆうこ君	築瀬 進君
		柳澤 光美君	柳田 稔君
		山下八洲夫君	山根 隆治君
		蓮 舫君	和田ひろ子君
		若林 秀樹君	渡辺 秀央君
		井上 哲士君	市田 忠義君
		緒方 靖夫君	紙 智子君
		小池 晃君	小林美恵子君
		大門実紀史君	仁比 聡平君
		吉川 春子君	大田 昌秀君
		近藤 正道君	福島みずほ君
		洲上 貞雄君	又市 征治君
		荒井 広幸君	今泉 昭君
		鈴木 陽悦君	
辻 泰弘君	角田 義一君	小泉 顕雄君	小林 温君
千葉 景子君	津田弥太郎君	小池 正勝君	小泉 昭男君
高橋 千秋君	谷 博之君	国井 正幸君	倉田 寛之君
田名部匡省君	高嶋 良充君	北川イツセイ君	杏掛 哲男君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	岸 信夫君	北岡 秀二君
下田 敦子君	主演 了君	木村 仁君	岸 宏一君
芝 博一君	島田智哉子君	川口 順子君	河合 常則君
佐藤 道夫君	櫻井 充君	金田 勝年君	神取 忍君
輿石 東君	佐藤 泰介君	景山俊太郎君	片山虎之助君
小林 正夫君	小林 元君	加納 時男君	狩野 安君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	荻原 健司君	加治屋義人君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	岡田 直樹君	岡田 広君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	大野つや子君	岡田 豊秋君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	小野 清子君	尾辻 秀久君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	岩永 浩美君	尾住 汎英君
大石 正光君	大久保 勉君	岩井 國臣君	岩城 光英君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	泉 信也君	市川 一朗君
江田 五月君	小川 勝也君	浅野 勝人君	有村 治子君
犬塚 直史君	岩本 司君	青木 幹雄君	秋元 司君
家西 悟君	池口 修次君	阿部 正俊君	愛知 治郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	青木 幹雄君	秋元 司君
足立 信也君	浅尾慶一郎君	阿部 正俊君	愛知 治郎君
反対者氏名 九七名		賛成者氏名 二二三名	
		阿部 正俊君	愛知 治郎君
		青木 幹雄君	秋元 司君
		浅野 勝人君	有村 治子君
		泉 信也君	市川 一朗君
		岩井 國臣君	岩城 光英君
		岩永 浩美君	尾住 汎英君
		小野 清子君	尾辻 秀久君
		大野つや子君	岡田 豊秋君
		岡田 直樹君	岡田 広君
		荻原 健司君	加治屋義人君
		加納 時男君	狩野 安君
		景山俊太郎君	片山虎之助君
		金田 勝年君	神取 忍君
		川口 順子君	河合 常則君
		木村 仁君	岸 宏一君
		岸 信夫君	北岡 秀二君
		北川イツセイ君	杏掛 哲男君
		国井 正幸君	倉田 寛之君
		小池 正勝君	小泉 昭男君
		小泉 顕雄君	小林 温君
		鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
		佐藤 泰三君	坂本由紀子君
		櫻井 新君	山東 昭子君
		清水嘉与子君	椎名 一保君
		陣内 孝雄君	末松 信介君
		鈴木 政二君	世耕 弘成君
		関口 昌一君	関谷 勝嗣君
		田浦 直君	田中 直紀君
		田村 公平君	田村耕太郎君
		竹山 裕君	谷川 秀善君
		段本 幸男君	常田 享詳君
		鶴保 庸介君	中川 雅治君
		中川 義雄君	中島 啓雄君
		中島 眞人君	中曾根弘文君
		中原 爽君	中村 博彦君
		二之湯 智君	西島 英利君
		西銘順志郎君	野上浩太郎君
		野村 哲郎君	橋本 聖子君
		林 芳正君	藤井 基之君
		藤野 公孝君	保坂 三蔵君
		舩添 要一君	松田 岩夫君
		松村 祥史君	松村 龍二君
		松山 政司君	三浦 一水君
		水落 敏栄君	溝手 顕正君
		矢野 哲朗君	山内 俊夫君
		山崎 力君	山崎 正昭君
		山谷えり子君	山本 一太君
		山本 順三君	吉田 博美君

吉村剛太郎君	若林 正俊君	平野 達男君	広田 一君	仁比 聡平君	吉川 春子君	木村 仁君	岸 宏一君
脇 雅史君	足立 信也君	広中和歌子君	広野ただし君	大田 昌秀君	近藤 正道君	岸 信夫君	北岡 秀二君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	福山 哲郎君	藤末 健三君	福島みずほ君	淵上 貞雄君	北川イツセイ君	沓掛 哲男君
伊藤 基隆君	家西 悟君	藤本 祐司君	藤原 正司君	又市 征治君	亀井 郁夫君	国井 正幸君	倉田 寛之君
池口 修次君	犬塚 直史君	前川 清成君	前田 武志君	田村 秀昭君	長谷川憲正君	小池 正勝君	小泉 昭男君
岩本 司君	江田 五月君	増子 輝彦君	松井 孝治君	荒井 広幸君	今泉 昭君	小泉 顕雄君	小林 温君
小川 勝也君	小川 敏夫君	松岡 徹君	松下 新平君	島尻安伊子君	鈴木 陽悦君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
尾立 源幸君	大石 正光君	円 より子君	水岡 俊一君	福本 潤一君		佐藤 泰三君	坂本由紀子君
大久保 勉君	大塚 耕平君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			櫻井 新君	山東 昭子君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	築瀬 進君	柳澤 光美君	反対者氏名	○名	清水嘉与子君	椎名 一保君
神本美恵子君	木俣 佳丈君	柳田 稔君	山下八洲夫君	賛成者氏名		陣内 孝雄君	末松 信介君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	山根 隆治君	蓮 舫君	国家公務員等の任命に関する件「日本放送協会経		鈴木 政二君	世耕 弘成君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	営委員会委員(古森重隆君)		関口 昌一君	関谷 勝嗣君
郡司 彰君	小林 正夫君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君			田浦 直君	田中 直紀君
小林 元君	奥石 東君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	阿部 正俊君	一二三名	田村 公平君	田村耕太郎君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	加藤 修一君	風間 昶君	青木 幹雄君		竹山 裕君	谷川 秀善君
櫻井 充君	芝 博一君	草川 昭三君	木庭健太郎君	浅野 勝人君		段本 幸男君	常田 享詳君
島田智哉子君	下田 敦子君	澤 雄二君	白浜 一良君	泉 信也君		鶴保 庸介君	中川 雅治君
主濱 了君	榛葉賀津也君	谷合 正明君	遠山 清彦君	岩井 國臣君		中川 義雄君	中島 啓雄君
鈴木 寛君	田名部匡省君	西田 実仁君	浜田 昌良君	岩永 浩美君		中島 眞人君	中曾根弘文君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	小野 清子君		中原 爽君	中村 博彦君
谷 博之君	千葉 景子君	松 あきら君	山口那津男君	大野つや子君		二之湯 智君	西島 英利君
津田弥太郎君	辻 泰弘君	山下 栄一君	山本 香苗君	岡田 直樹君		西銘順志郎君	野上浩太郎君
角田 義一君	富岡由紀夫君	山本 保君	渡辺 孝男君	荻原 健司君		野村 哲郎君	橋本 聖子君
那谷屋正義君	内藤 正光君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君	加納 時男君		林 芳正君	藤井 基之君
直嶋 正行君	西岡 武夫君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	景山俊太郎君		藤野 公孝君	保坂 三蔵君
羽田雄一郎君	白 眞勲君	紙 智子君	小池 晃君	金田 勝年君		舛添 要一君	松田 岩夫君
林 久美子君	平田 健二君	小林美恵子君	大門実紀史君	川口 順子君		松村 祥史君	松村 龍二君

松山 政司君	三浦 一水君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	森 ゆうこ君	築瀬 進君	岡田 直樹君	岡田 広君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	柳澤 光美君	柳田 稔君	荻原 健司君	加治屋義人君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	山下八洲夫君	山根 隆治君	加納 時男君	狩野 安君
山崎 力君	山崎 正昭君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	蓮 舫君	和田ひろ子君	景山俊太郎君	片山虎之助君
山谷えり子君	山本 一太君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君	金田 勝年君	神取 忍君
山本 順三君	吉田 博美君	小林 正夫君	小林 元君	井上 哲士君	市田 忠義君	川口 順子君	河合 常則君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	奥石 東君	佐藤 泰介君	緒方 靖夫君	紙 智子君	木村 仁君	岸 宏一君
脇 雅史君	荒木 清寛君	佐藤 道夫君	櫻井 充君	小池 晃君	小林美恵子君	岸 信夫君	北岡 秀二君
魚住裕一郎君	浮島とも子君	芝 博一君	島田智哉子君	大門実紀史君	仁比 聡平君	北川イツセイ君	沓掛 哲男君
加藤 修一君	風間 昶君	下田 敦子君	主濱 了君	吉川 春子君	大田 昌秀君	国井 正幸君	倉田 寛之君
草川 昭三君	木庭健太郎君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	近藤 正道君	福島みずほ君	小池 正勝君	小泉 昭男君
澤 雄二君	白浜 一良君	田名部匡省君	高嶋 良充君	淵上 貞雄君	又市 征治君	小泉 顕雄君	小泉 温君
谷合 正明君	遠山 清彦君	高橋 千秋君	谷 博之君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
西田 実仁君	浜田 昌良君	千葉 景子君	津田弥太郎君	長谷川憲正君	荒井 広幸君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君
浜四津敏子君	弘友 和夫君	辻 泰弘君	角田 義一君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君	櫻井 新君	山東 昭子君
松 あきら君	山口那津男君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	福本 潤一君		清水嘉与子君	椎名 一保君
山下 栄一君	山本 香苗君	内藤 正光君	直嶋 正行君			陣内 孝雄君	末松 信介君
山本 保君	渡辺 孝男君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君			鈴木 政二君	世耕 弘成君
鰐淵 洋子君	島尻安伊子君	白 眞勲君	林 久美子君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君
		平田 健二君	平野 達男君			田浦 直君	田中 直紀君
		広田 一君	広中和歌子君			田村 公平君	田村耕太郎君
		広野ただし君	藤本 哲郎君			竹山 裕君	谷川 秀善君
		藤末 健三君	藤本 祐司君			段本 幸男君	常田 享詳君
		藤原 正司君	前川 清成君			鶴保 庸介君	中川 雅治君
		前田 武志君	増子 輝彦君			中川 義雄君	中島 啓雄君
		松井 孝治君	松岡 徹君			中島 眞人君	中曾根弘文君
		松下 新平君	円 より子君			中島 爽君	中村 博彦君
		水岡 俊一君	峰崎 直樹君			二之湯 智君	西島 英利君

反対者氏名

一〇一名

賛成者氏名
国家公務員等の任命に関する件「社会保険審査会
委員(粥川正敏君)」
二一五名

足立 信也君
朝日 俊弘君
家西 悟君
犬塚 直史君
江田 五月君
小川 敏夫君
大石 正光君

浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
池口 修次君
岩本 司君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大久保 勉君

阿部 正俊君
青木 幹雄君
浅野 勝人君
泉 信也君
岩井 國臣君
岩永 浩美君
小野 清子君
大野つや子君

愛知 治郎君
秋元 司君
有村 治子君
市川 一朗君
岩城 光英君
魚住 汎英君
尾辻 秀久君
太田 豊秋君

三浦 一水君
溝手 顕正君
山内 俊夫君
山崎 正昭君
山本 一太君
吉田 博美君
若林 正俊君
荒木 清寛君
浮島とも子君
風間 昶君
木庭健太郎君
白浜 一良君
遠山 清彦君
浜田 昌良君
弘友 和夫君
山口那津男君
山本 香苗君
渡辺 孝男君
島尻安伊子君

大塚 耕平君
加藤 敏幸君
木俣 佳丈君
北澤 俊美君
黒岩 宇洋君
小林 正夫君
奥石 東君
佐藤 道夫君
芝 博一君
下田 敦子君
榛葉賀津也君
田名部匡省君
高橋 千秋君
千葉 景子君
辻 泰弘君
富岡由紀夫君
内藤 正光君
西岡 武夫君
白 眞勲君
平田 健二君
広田 一君
広野ただし君
藤末 健三君
藤原 正司君
前田 武志君
松井 孝治君
松下 新平君
水岡 俊一君

森 ゆうこ君
柳澤 光美君
山下八洲夫君
蓮 舫君
若林 秀樹君
井上 哲士君
緒方 靖夫君
小池 晃君
大門実紀史君
吉川 春子君
近藤 正道君
淵上 貞雄君
亀井 郁夫君
長谷川憲正君
今泉 昭君
福本 潤一君

岡田 直樹君
荻原 健司君
加納 時男君
景山俊太郎君
金田 勝年君
川口 順子君
木村 仁君
岸 信夫君
北川イツセイ君
国井 正幸君
小池 正勝君
小泉 顕雄君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
櫻井 新君
清水嘉与子君
陣内 孝雄君
鈴木 政二君
関口 昌一君
田浦 直君
田村 公平君
竹山 裕君
段本 幸男君
鶴保 庸介君
中川 義雄君
中島 眞人君
中島 爽君
二之湯 智君

岡崎トミ子君
神本美恵子君
喜納 昌吉君
工藤堅太郎君
郡司 彰君
小林 元君
佐藤 泰介君
櫻井 充君
島田智哉子君
主濱 了君
鈴木 寛君
高嶋 良充君
谷 博之君
津田弥太郎君
角田 義一君
那谷屋正義君
直嶋 正行君
羽田雄一郎君
林 久美子君
平野 達男君
広中和歌子君
藤本 哲郎君
藤本 祐司君
前川 清成君
増子 輝彦君
松岡 徹君
円 より子君
峰崎 直樹君

岡田 直樹君
荻原 健司君
加納 時男君
景山俊太郎君
金田 勝年君
川口 順子君
木村 仁君
岸 信夫君
北川イツセイ君
国井 正幸君
小池 正勝君
小泉 顕雄君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
櫻井 新君
清水嘉与子君
陣内 孝雄君
鈴木 政二君
関口 昌一君
田浦 直君
田村 公平君
竹山 裕君
段本 幸男君
鶴保 庸介君
中川 義雄君
中島 眞人君
中島 爽君
二之湯 智君

岡田 直樹君
荻原 健司君
加納 時男君
景山俊太郎君
金田 勝年君
川口 順子君
木村 仁君
岸 信夫君
北川イツセイ君
国井 正幸君
小池 正勝君
小泉 顕雄君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
櫻井 新君
清水嘉与子君
陣内 孝雄君
鈴木 政二君
関口 昌一君
田浦 直君
田村 公平君
竹山 裕君
段本 幸男君
鶴保 庸介君
中川 義雄君
中島 眞人君
中島 爽君
二之湯 智君

岡田 直樹君
荻原 健司君
加納 時男君
景山俊太郎君
金田 勝年君
川口 順子君
木村 仁君
岸 信夫君
北川イツセイ君
国井 正幸君
小池 正勝君
小泉 顕雄君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
櫻井 新君
清水嘉与子君
陣内 孝雄君
鈴木 政二君
関口 昌一君
田浦 直君
田村 公平君
竹山 裕君
段本 幸男君
鶴保 庸介君
中川 義雄君
中島 眞人君
中島 爽君
二之湯 智君

平成十九年六月二十日 参議院會議録第三十八号(その二)

投票者氏名

西銘順志郎君	野上浩太郎君	櫻井 充君	芝 博一君	草川 昭三君	木庭健太郎君	浅野 勝人君	有村 治子君
野村 哲郎君	橋本 聖子君	島田智哉子君	下田 敦子君	澤 雄二君	白浜 一良君	泉 信也君	市川 一朗君
林 芳正君	藤井 基之君	主濱 了君	榛葉賀津也君	谷合 正明君	遠山 清彦君	岩井 國臣君	岩城 光英君
藤野 公孝君	保坂 三藏君	鈴木 寛君	田名部匡省君	西田 実仁君	浜田 昌良君	岩永 浩美君	魚住 汎英君
舛添 要一君	松田 岩夫君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	小野 清子君	尾辻 秀久君
松村 祥史君	松村 龍二君	谷 博之君	千葉 景子君	松 あきら君	山口那津男君	大野つや子君	太田 豊秋君
松山 政司君	三浦 一水君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	山下 栄一君	山本 香苗君	岡田 直樹君	岡田 広君
水落 敏栄君	溝手 顕正君	角田 義一君	富岡由紀夫君	山本 保君	渡辺 孝男君	荻原 健司君	加治屋義人君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	那谷屋正義君	内藤 正光君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君	加納 時男君	狩野 安君
山崎 力君	山崎 正昭君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	景山俊太郎君	片山虎之助君
山谷えり子君	山本 一太君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	紙 智子君	小池 晃君	金田 勝年君	神取 忍君
山本 順三君	吉田 博美君	林 久美子君	平田 健二君	小林美恵子君	大門実紀史君	川口 順子君	河合 常則君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	平野 達男君	広田 一君	仁比 聡平君	吉川 春子君	木村 仁君	岸 宏一君
脇 雅史君	足立 信也君	広中和歌子君	広野ただし君	荒井 広幸君	今泉 昭君	岸 信夫君	北岡 秀二君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	福山 哲郎君	藤末 健三君	島尻安伊子君	鈴木 陽悦君	北川イッセイ君	倉掛 哲男君
伊藤 基隆君	家西 悟君	藤本 祐司君	藤原 正司君	福本 潤一君		国井 正幸君	倉田 寛之君
池口 修次君	犬塚 直史君	前川 清成君	前田 武志君			小池 正勝君	小泉 昭男君
岩本 司君	江田 五月君	増子 輝彦君	松井 孝治君			小泉 顕雄君	小林 温君
小川 勝也君	小川 敏夫君	松岡 徹君	松下 新平君			鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
尾立 源幸君	大石 正光君	円 より子君	水岡 俊一君			佐藤 泰三君	坂本由紀子君
大久保 勉君	大塚 耕平君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君			櫻井 新君	山東 昭子君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	築瀬 進君	柳澤 光美君			清水嘉与子君	椎名 一保君
神本美恵子君	木俣 佳文君	柳田 稔君	山下八洲夫君			陣内 孝雄君	末松 信介君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君	山根 隆治君	蓮 舫君			鈴木 政二君	世耕 弘成君
工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	和田ひろ子君	若林 秀樹君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君
郡司 彰君	小林 正夫君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君			田浦 直君	田中 直紀君
小林 元君	奥石 東君	魚住裕一郎君	浮島とも子君			田村 公平君	田村耕太郎君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	加藤 修一君	風間 昶君			竹山 裕君	武見 敏三君

日程第一 公認会計士法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名
阿部 正俊君
青木 幹雄君
秋元 司君
二二四名

反対者氏名

大田 昌秀君
福島みずほ君
又市 征治君
田村 秀昭君
近藤 正道君
淵上 貞雄君
亀井 郁夫君
長谷川憲正君
八名

谷川 秀善君	段本 幸男君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	山下八洲夫君	山根 隆治君	日程第二 電子記録債権法案(内閣提出、衆議院 送付)	賛成者氏名	阿部 正俊君	愛知 治郎君	二〇六名
常田 享詳君	鶴保 庸介君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	蓮 舫君	和田ひろ子君			青木 幹雄君	秋元 司君	
中川 雅治君	中川 義雄君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君			浅野 勝人君	有村 治子君	
中島 啓雄君	中島 眞人君	小林 正夫君	小林 元君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君			泉 信也君	市川 一朗君	
中曾根弘文君	中原 爽君	奥石 東君	佐藤 泰介君	浮島とも子君	加藤 修一君			岩井 國臣君	岩城 光英君	
中村 博彦君	二之湯 智君	佐藤 道夫君	櫻井 充君	風間 昶君	草川 昭三君			岩永 浩美君	魚住 汎英君	
西島 英利君	西銘順志郎君	芝 博一君	島田智哉子君	木庭健太郎君	澤 雄二君			小野 清子君	尾辻 秀久君	
野上浩太郎君	野村 哲郎君	下田 敦子君	主濱 了君	白浜 一良君	谷合 正明君			大野つや子君	太田 豊秋君	
橋本 聖子君	林 芳正君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	遠山 清彦君	西田 実仁君			岡田 直樹君	岡田 広君	
藤井 基之君	藤野 公孝君	田名部匡省君	高嶋 良充君	浜田 昌良君	浜四津敏子君			荻原 健司君	加治屋義人君	
保坂 三蔵君	舛添 要一君	高橋 千秋君	谷 博之君	弘友 和夫君	松 あきら君			加納 時男君	狩野 安君	
松田 岩夫君	松村 祥史君	千葉 景子君	津田弥太郎君	山口那津男君	山下 栄一君			景山俊太郎君	片山虎之助君	
松村 龍二君	松山 政司君	辻 泰弘君	角田 義一君	山本 香苗君	山本 保君			金田 勝年君	神取 忍君	
三浦 一水君	水落 敏栄君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君			川口 順子君	河合 常則君	
溝手 顕正君	矢野 哲朗君	内藤 正光君	直嶋 正行君	井上 哲士君	市田 忠義君			木村 仁君	岸 宏一君	
山内 俊夫君	山崎 力君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	緒方 靖夫君	紙 智子君			岸 信夫君	北岡 秀二君	
山崎 正昭君	山谷えり子君	白 眞勲君	林 久美子君	小池 晃君	小林美恵子君			北川イツセイ君	倉掛 哲男君	
山本 一太君	山本 順三君	平田 健二君	平野 達男君	大門実紀史君	仁比 聡平君			国井 正幸君	倉田 寛之君	
吉田 博美君	吉村剛太郎君	広田 一君	広中和歌子君	吉川 春子君	大田 昌秀君			小池 正勝君	小泉 昭男君	
若林 正俊君	脇 雅史君	広野ただし君	藤本 祐司君	近藤 正道君	福島みずほ君			小泉 顕雄君	小林 温君	
足立 信也君	浅尾慶一郎君	藤末 健三君	藤本 祐司君	淵上 貞雄君	又市 征治君			鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	藤原 正司君	前川 清成君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君			小泉 泰三君	坂本由紀子君	
家西 悟君	池口 修次君	前田 武志君	増子 輝彦君	長谷川憲正君	荒井 広幸君			櫻井 新君	山東 昭子君	
犬塚 直史君	岩本 司君	松井 孝治君	松岡 徹君	今泉 昭君	島尻安伊子君			清水嘉与子君	椎名 一保君	
江田 五月君	小川 勝也君	松下 新平君	円 より子君	鈴木 陽悦君	福本 潤一君			陣内 孝雄君	末松 信介君	
小川 敏夫君	尾立 源幸君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君	反対者氏名	〇名					
大石 正光君	大久保 勉君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君							
大塚 耕平君	岡崎トミ子君									
加藤 敏幸君	神本美恵子君									

鈴木 政二君	関谷 昌一君	田浦 直君	田村 公平君	竹山 裕君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 雅治君	中島 啓雄君	中曾根弘文君	中村 博彦君	西島 英利君	野上浩太郎君	橋本 聖子君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	松田 岩夫君	松村 龍二君	三浦 一水君	溝手 顕正君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉田 博美君	若林 正俊君	足立 信也君	朝日 俊弘君	家西 悟君	大塚 直史君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	田村耕太郎君	武見 敬三君	段本 幸男君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中島 眞人君	中原 爽君	二之湯 智君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	林 芳正君	藤野 公孝君	舩添 要一君	松村 祥史君	松山 政司君	水落 敏栄君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山谷えり子君	山本 順三君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	池口 修次君	岩本 司君
江田 五月君	小川 敏夫君	大石 正光君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	木俣 佳丈君	北澤 俊美君	黒岩 宇洋君	小林 正夫君	輿石 東君	佐藤 道夫君	芝 博一君	下田 敦子君	榛葉賀津也君	田名部匡省君	高橋 千秋君	千葉 景子君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君	内藤 正光君	西岡 武夫君	白 眞勲君	平田 健二君	広田 一君	広野ただし君	藤末 健三君	藤原 正司君	前田 武志君	
小川 勝也君	尾立 源幸君	大久保 勉君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	小林 元君	佐藤 泰介君	櫻井 充君	島田智哉子君	主演 了君	鈴木 寛君	高嶋 良充君	谷 博之君	津田弥太郎君	角田 義一君	那谷屋正義君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	林 久美子君	平野 達男君	広中和歌子君	福山 哲郎君	藤本 祐司君	前川 清成君	増子 輝彦君	
松井 孝治君	松下 新平君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	山下八洲夫君	蓮 舫君	若林 秀樹君	荒木 清寛君	浮島とも子君	風間 昶君	木庭健太郎君	白浜 一良君	遠山 清彦君	浜田 昌良君	弘友 和夫君	山口那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	荒井 広幸君	島尻安伊子君		井上 哲士君	緒方 靖夫君	小池 晃君	仁比 聡平君	大田 昌秀君		
松岡 徹君	円 より子君	峰崎 直樹君	築瀬 進君	柳田 稔君	山根 隆治君	和田ひろ子君	渡辺 秀央君	魚住裕一郎君	加藤 修一君	草川 昭三君	澤 雄二君	谷合 正明君	西田 実仁君	浜四津敏子君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 保君	鰐淵 洋子君	今泉 昭君	鈴木 陽悦君		市田 忠義君	紙 智子君	大門実紀史君	吉川 春子君	近藤 正道君		
福島みずほ君	亀井 郁夫君	長谷川憲正君																										
阿部 正俊君	青木 幹雄君	浅野 勝人君	泉 信也君	岩井 國臣君	岩永 浩美君	小野 清子君	大野つや子君	岡田 直樹君	荻原 健司君	加納 時男君	景山俊太郎君	金田 勝年君	川口 順子君	木村 仁君	岸 信夫君	北川イッセイ君	国井 正幸君	小池 正勝君	小泉 顕雄君									
愛知 治郎君	秋元 司君	有村 治子君	市川 一朗君	岩城 光英君	魚住 汎英君	尾辻 秀久君	太田 豊秋君	岡田 広君	加治屋義人君	狩野 安君	片山虎之助君	神取 忍君	河合 常則君	岸 宏一君	北岡 秀二君	倉掛 哲男君	倉田 寛之君	小泉 昭男君	小林 温君									

日程第三 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇五名

反対者氏名

一五名

鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	平野 達男君	広田 一君	反対者氏名	井上 哲士君	一八名
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	若林 正俊君	脇 雅史君	広中和歌子君	広野ただし君	賛成者氏名	緒方 靖夫君	市田 忠義君
櫻井 新君	山東 昭子君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	福山 哲郎君	藤末 健三君	阿部 正俊君	小池 晃君	紙 智子君
清水嘉与子君	椎名 一保君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	藤本 祐司君	藤原 正司君	青木 幹雄君	大門美紀史君	仁比 聡平君
陣内 孝雄君	末松 信介君	家西 悟君	池口 修次君	前川 清成君	前田 武志君	浅野 勝人君	吉川 春子君	大田 昌秀君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	犬塚 直史君	岩本 司君	増子 輝彦君	松井 孝治君	澤 雄二君	近藤 正道君	福島みずほ君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	江田 五月君	小川 勝也君	松岡 徹君	松下 新平君	加藤 修一君	柳上 貞雄君	又市 征治君
田浦 直君	田中 直紀君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	円より子君	水岡 俊一君	草川 昭三君	森 ゆうこ君	田村 秀昭君
田村 公平君	田村耕太郎君	大石 正光君	大久保 勉君	峰崎 直樹君	柳澤 光美君	加藤 修一君	山下八洲夫君	鈴木 陽悦君
竹山 裕君	武見 敬三君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	築瀬 進君	柳田 稔君	澤 雄二君	蓮 舫君	
谷川 秀善君	段本 幸男君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	柳田 稔君	山根 隆治君	谷合 正明君	若林 秀樹君	
常田 享詳君	鶴保 庸介君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	和田ひろ子君	山根 隆治君	西田 実仁君	荒木 清寛君	
中川 雅治君	中川 義雄君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	渡辺 秀央君	和田ひろ子君	谷合 正明君	若林 秀樹君	
中島 啓雄君	中島 眞人君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	魚住裕一郎君	渡辺 秀央君	澤 雄二君	荒木 清寛君	
中曾根弘文君	中原 爽君	小林 正夫君	小林 元君	魚住裕一郎君	渡辺 秀央君	澤 雄二君	浮島とも子君	
中村 博彦君	二之湯 智君	奥石 東君	佐藤 泰介君	加藤 修一君	和田ひろ子君	澤 雄二君	風間 昶君	
西島 英利君	西銘順志郎君	佐藤 道夫君	櫻井 充君	草川 昭三君	和田ひろ子君	澤 雄二君	木庭健太郎君	
野上浩太郎君	野村 哲郎君	芝 博一君	島田智哉子君	澤 雄二君	和田ひろ子君	澤 雄二君	白浜 一良君	
橋本 聖子君	林 芳正君	下田 敦子君	主濱 了君	谷合 正明君	和田ひろ子君	澤 雄二君	遠山 清彦君	
藤井 基之君	藤野 公孝君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	西田 実仁君	和田ひろ子君	澤 雄二君	浜田 昌良君	
保坂 三蔵君	舛添 要一君	田名部匡省君	高嶋 良充君	西田 実仁君	和田ひろ子君	澤 雄二君	弘友 和夫君	
松田 岩夫君	松村 祥史君	高橋 千秋君	谷 博之君	浜四津敏子君	和田ひろ子君	澤 雄二君	山口那津男君	
松村 龍二君	松山 政司君	千葉 景子君	津田弥太郎君	松 あきら君	和田ひろ子君	澤 雄二君	山本 香苗君	
三浦 一水君	水落 敏栄君	辻 泰弘君	富岡由紀夫君	山下 栄一君	和田ひろ子君	澤 雄二君	渡辺 孝男君	
溝手 顕正君	矢野 哲朗君	那谷屋正義君	内藤 正光君	山本 保君	和田ひろ子君	澤 雄二君	荒井 広幸君	
山内 俊夫君	山崎 力君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	今泉 昭君	和田ひろ子君	澤 雄二君	島尻安伊子君	
山崎 正昭君	山谷えり子君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	福本 潤一君	和田ひろ子君	澤 雄二君		
山本 一太君	山本 順三君	林 久美子君	平田 健二君		和田ひろ子君	澤 雄二君		

川口 順子君	河合 常則君	松田 岩夫君	松村 祥史君	高橋 千秋君	谷 博之君	弘友 和夫君	松 あきら君
木村 仁君	岸 宏一君	松村 龍二君	松山 政司君	千葉 景子君	津田弥太郎君	山口那津男君	山下 栄一君
岸 信夫君	北岡 秀二君	三浦 一水君	水落 敏栄君	辻 泰弘君	角田 義一君	山本 香苗君	山本 保君
北川イツセイ君	杵掛 哲男君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君
国井 正幸君	倉田 寛之君	山内 俊夫君	山崎 力君	内藤 正光君	直嶋 正行君	井上 哲士君	市田 忠義君
小池 正勝君	小泉 昭男君	山崎 正昭君	山谷えり子君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	緒方 靖夫君	紙 智子君
小泉 顕雄君	小林 温君	山本 一太君	山本 順三君	白 眞勲君	林 久美子君	小池 晃君	小林美恵子君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	平田 健二君	平野 達男君	大門美紀史君	仁比 聡平君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	若林 正俊君	脇 雅史君	広田 一君	広中和歌子君	吉川 春子君	大田 昌秀君
櫻井 新君	山東 昭子君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	広野ただし君	福山 哲郎君	近藤 正道君	福島みずほ君
清水嘉与子君	椎名 一保君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	藤末 健三君	藤本 祐司君	淵上 貞雄君	又市 征治君
陣内 孝雄君	末松 信介君	家西 悟君	池口 修次君	藤原 正司君	前川 清成君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	犬塚 直史君	岩本 司君	前田 武志君	増子 輝彦君	荒井 広幸君	今泉 昭君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	江田 五月君	小川 勝也君	松井 孝治君	松岡 徹君	島尻安伊子君	鈴木 陽悦君
田浦 直君	田中 直紀君	小川 敏夫君	尾立 源幸君	松下 新平君	円より子君	福本 潤一君	
田村 公平君	田村耕太郎君	大石 正光君	大久保 勉君	水岡 俊一君	峰崎 直樹君		
竹山 裕君	武見 敬三君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君	森 ゆうこ君	築瀬 進君		
谷川 秀善君	段本 幸男君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	柳澤 光美君	柳田 稔君		
常田 享詳君	鶴保 庸介君	木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	山下八洲夫君	山根 隆治君		
中川 雅治君	中川 義雄君	北澤 俊美君	工藤堅太郎君	蓮 舫君	和田ひろ子君		
中島 啓雄君	中島 眞人君	黒岩 宇洋君	郡司 彰君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君		
中曾根弘文君	中原 爽君	小林 正夫君	小林 元君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
中村 博彦君	二之湯 智君	輿石 東君	佐藤 泰介君	浮島とも子君	加藤 修一君		
西島 英利君	西銘順志郎君	佐藤 道夫君	櫻井 充君	風間 昶君	草川 昭三君		
野上浩太郎君	野村 哲郎君	芝 博一君	島田智哉子君	木庭健太郎君	澤 雄二君		
橋本 聖子君	林 芳正君	下田 敦子君	主濱 了君	白浜 一良君	谷合 正明君		
藤井 基之君	藤野 公孝君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	遠山 清彦君	西田 実仁君		
保坂 三蔵君	舩添 要一君	田名部匡省君	高嶋 良充君	浜田 昌良君	浜四津敏子君		

反対者氏名

○名

日程第五 エコトリーズム推進法案(衆議院提出)
賛成者氏名

二二三名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大野つや子君 太田 豊秋君

岡田 直樹君	岡田 広君	西島 英利君	西銘順志郎君	櫻井 充君	芝 博一君	草川 昭三君	木庭健太郎君
荻原 健司君	加治屋義人君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	島田智哉子君	下田 敦子君	澤 雄二君	白浜 一良君
加納 時男君	狩野 安君	橋本 聖子君	林 芳正君	主濱 了君	榛葉賀津也君	谷合 正明君	遠山 清彦君
景山俊太郎君	片山虎之助君	藤井 基之君	藤野 公孝君	鈴木 寛君	田名部匡省君	西田 実仁君	浜田 昌良君
金田 勝年君	神取 忍君	保坂 三蔵君	舩添 要一君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
川口 順子君	河合 常則君	松田 岩夫君	松村 祥史君	谷 博之君	千葉 景子君	松 あきら君	山口那津男君
木村 仁君	岸 宏一君	松村 龍二君	松山 政司君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	山下 栄一君	山本 香苗君
岸 信夫君	北岡 秀二君	三浦 一水君	水落 敏榮君	角田 義一君	富岡由紀夫君	山本 保君	渡辺 孝男君
北川イツセイ君	杳掛 哲男君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君	那谷屋正義君	内藤 正光君	鰐淵 洋子君	井上 哲士君
国井 正幸君	倉田 寛之君	山内 俊夫君	山崎 力君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	市田 忠義君	緒方 靖夫君
小池 正勝君	小泉 昭男君	山崎 正昭君	山谷えり子君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	紙 智子君	小池 晃君
小泉 顕雄君	小林 温君	山本 一太君	山本 順三君	林 久美子君	平田 健二君	小林美恵子君	大門実紀史君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	平野 達男君	広田 一君	仁比 聡平君	吉川 春子君
佐藤 泰三君	坂本由紀子君	脇 雅史君	足立 信也君	広中和歌子君	広野ただし君	大田 昌秀君	近藤 正道君
櫻井 新君	山東 昭子君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	福山 哲郎君	藤末 健三君	福島みずほ君	淵上 貞雄君
清水嘉与子君	椎名 一保君	伊藤 基隆君	家西 悟君	藤本 祐司君	藤原 正司君	又市 征治君	亀井 郁夫君
陣内 孝雄君	末松 信介君	池口 修次君	犬塚 直史君	前川 清成君	前田 武志君	田村 秀昭君	長谷川憲正君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	岩本 司君	江田 五月君	増子 輝彦君	松井 孝治君	荒井 広幸君	今泉 昭君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	小川 勝也君	小川 敏夫君	松岡 徹君	松下 新平君	島尻安伊子君	鈴木 陽悦君
田浦 直君	田中 直紀君	尾立 源幸君	大石 正光君	円 より子君	水岡 俊一君	福本 潤一君	
田村 公平君	田村耕太郎君	大久保 勉君	大塚 耕平君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		
竹山 裕君	武見 敬三君	岡崎トミ子君	加藤 敏幸君	築瀬 進君	柳澤 光美君		
谷川 秀善君	段本 幸男君	神本美恵子君	木俣 佳文君	柳田 稔君	山下八洲夫君		
常田 享詳君	鶴保 庸介君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	山根 隆治君	蓮 舫君		
中川 雅治君	中川 義雄君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	和田ひろ子君	若林 秀樹君		
中島 啓雄君	中島 眞人君	郡司 彰君	小林 正夫君	渡辺 秀央君	荒木 清寛君		
中曽根弘文君	中原 爽君	小林 元君	奥石 東君	魚住裕一郎君	浮島とも子君		
中村 博彦君	二之湯 智君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	加藤 修一君	風間 昶君		

反対者氏名

○名

外交防衛委員長田浦直君解任決議案(柳田稔君外
五名発議)

賛成者(白色票氏名)

九七名

朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
足立 信也君 浅尾慶一郎君

家西 悟君	池口 修次君	藤原 正司君	前川 清成君	大野つや子君	太田 豊秋君	中村 博彦君	二之湯 智君
犬塚 直史君	岩本 司君	増子 輝彦君	松井 孝治君	岡田 直樹君	岡田 広君	西島 英利君	西銘順志郎君
江田 五月君	小川 勝也君	松岡 徹君	松下 新平君	荻原 健司君	加治屋義人君	野上浩太郎君	野村 哲郎君
小川 敏夫君	尾立 源幸君	円 より子君	水岡 俊一君	加納 時男君	狩野 安君	橋本 聖子君	林 芳正君
大石 正光君	大久保 勉君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	景山俊太郎君	片山虎之助君	藤井 基之君	藤野 公孝君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君	築瀬 進君	柳澤 光美君	金田 勝年君	神取 忍君	保坂 三蔵君	舩添 要一君
加藤 敏幸君	神本美恵子君	柳田 稔君	山下八洲夫君	川口 順子君	河合 常則君	松田 岩夫君	松村 祥史君
木俣 佳丈君	喜納 昌吉君	山根 隆治君	蓮 舫君	木村 仁君	岸 宏一君	松村 龍二君	松山 政司君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	岸 信夫君	北岡 秀二君	三浦 一水君	水落 敏栄君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君	渡辺 秀央君	井上 哲士君	北川イツセイ君	杓掛 哲男君	溝手 顕正君	矢野 哲朗君
小林 正夫君	小林 元君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	国井 正幸君	倉田 寛之君	山内 俊夫君	山崎 力君
奥石 東君	佐藤 泰介君	紙 智子君	小池 晃君	小池 正勝君	小泉 昭男君	山崎 正昭君	山谷えり子君
佐藤 道夫君	櫻井 充君	小林美恵子君	大門実紀史君	小泉 顕雄君	小林 温君	山本 一太君	山本 順三君
芝 博一君	島田智哉子君	仁比 聡平君	吉川 春子君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	吉田 博美君	吉村剛太郎君
下田 敦子君	主濱 了君	大田 昌秀君	近藤 正道君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	若林 正俊君	脇 雅史君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	福島みずほ君	又市 征治君	櫻井 新君	山東 昭子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
田名部匡省君	高嶋 良充君	亀井 郁夫君	田村 秀昭君	清水嘉与子君	椎名 一保君	浮島とも子君	加藤 修一君
高橋 千秋君	谷 博之君	長谷川憲正君	今泉 昭君	陣内 孝雄君	末松 信介君	風間 昶君	草川 昭三君
千葉 景子君	津田弥太郎君	鈴木 陽悦君		鈴木 政二君	世耕 弘成君	木庭健太郎君	澤 雄二君
辻 泰弘君	角田 義一君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	白浜 一良君	高野 博師君
富岡由紀夫君	那谷屋正義君	反対者(青色票)氏名	一二四名	田浦 直君	田中 直紀君	谷合 正明君	遠山 清彦君
内藤 正光君	直嶋 正行君	阿部 正俊君	愛知 治郎君	田村 公平君	田村耕太郎君	西田 実仁君	浜田 昌良君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	青木 幹雄君	秋元 司君	竹山 裕君	武見 敬三君	浜四津敏子君	弘友 和夫君
白 眞勲君	林 久美子君	浅野 勝人君	有村 治子君	谷川 秀善君	段本 幸男君	松 あきら君	山口那津男君
平田 健二君	平野 達男君	泉 信也君	市川 一朗君	常田 享詳君	鶴保 庸介君	山下 栄一君	山本 香苗君
広田 一君	広中和歌子君	岩井 國臣君	岩城 光英君	中川 雅治君	中川 義雄君	山本 保君	渡辺 孝男君
広野ただし君	福山 哲郎君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	中島 啓雄君	中島 眞人君	鰐淵 洋子君	島尻安伊子君
藤末 健三君	藤本 祐司君	小野 清子君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君	中原 爽君		

日程第六 イラクにおける人道復興支援活動及び
安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一
部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者(白色票)氏名 一二四名

阿部 正俊君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	秋元 司君	浅野 勝人君	有村 治子君	泉 信也君	市川 一朗君	岩井 國臣君	岩城 光英君	岩永 浩美君	魚住 汎英君	小野 清子君	尾辻 秀久君	大野つや子君	太田 豊秋君	岡田 直樹君	岡田 広君	荻原 健司君	加治屋義人君	加納 時男君	狩野 安君	景山俊太郎君	片山虎之助君	金田 勝年君	神取 忍君	川口 順子君	河合 常則君	木村 仁君	岸 宏一君	岸 信夫君	北岡 秀二君	北川イツセイ君	杵掛 哲男君	国井 正幸君	倉田 寛之君	小池 正勝君	小泉 昭男君	小泉 顕雄君	小林 温君	鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	坂本由紀子君	櫻井 新君	山東 昭子君	清水嘉与子君	椎名 一保君
--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------

陣内 孝雄君	鈴木 政二君	関口 昌一君	田浦 直君	田村 公平君	竹山 裕君	谷川 秀善君	常田 享詳君	中川 雅治君	中島 啓雄君	中曾根弘文君	中村 博彦君	西島 英利君	野上浩太郎君	橋本 聖子君	藤井 基之君	保坂 三蔵君	松田 岩夫君	松村 龍二君	三浦 一水君	溝手 顕正君	山内 俊夫君	山崎 正昭君	山本 一太君	吉田 博美君	若林 正俊君	荒木 清寛君	浮島とも子君	末松 信介君	世耕 弘成君	関谷 勝嗣君	田中 直紀君	田村耕太郎君	武見 敬三君	段本 幸男君	鶴保 庸介君	中川 義雄君	中島 眞人君	中原 爽君	二之湯 智君	西銘順志郎君	野村 哲郎君	林 芳正君	藤野 公孝君	舛添 要一君	松村 祥史君	松山 政司君	水落 敏栄君	矢野 哲朗君	山崎 力君	山谷えり子君	山本 順三君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	魚住裕一郎君	加藤 修一君
--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

反対者(青色票)氏名

九八名

風間 昶君	草川 昭三君	木庭健太郎君	澤 雄二君	白浜 一良君	高野 博師君	谷合 正明君	遠山 清彦君	西田 実仁君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	弘友 和夫君	山口那津男君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	島尻安伊子君	松 あきら君	山下 栄一君	山本 保君	鰐淵 洋子君	足立 信也君	朝日 俊弘君	家西 悟君	大塚 直史君	江田 五月君	小川 敏夫君	大石 正光君	大塚 耕平君	加藤 敏幸君	木保 佳文君	北澤 俊美君	黒岩 宇洋君	小林 正夫君	奥石 東君	佐藤 道夫君	芝 博一君	足立 信也君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	池口 修次君	岩本 司君	小川 勝也君	尾立 源幸君	大久保 勉君	岡崎トミ子君	神本美恵子君	喜納 昌吉君	工藤堅太郎君	郡司 彰君	小林 元君	佐藤 泰介君	櫻井 充君	島田智哉子君
-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------

下田 敦子君	主濱 了君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	田名部匡省君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	谷 博之君	千葉 景子君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	角田 義一君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	内藤 正光君	直嶋 正行君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	白 眞勲君	林 久美子君	平田 健二君	平野 達男君	広田 一君	広中和歌子君	広野ただし君	藤末 健三君	藤本 祐司君	藤原 正司君	前川 清成君	前田 武志君	増子 輝彦君	松岡 徹君	松井 孝治君	松本 孝治君	松下 新平君	水岡 俊一君	森 ゆうこ君	柳澤 光美君	柳田 稔君	山下八洲夫君	山根 隆治君	蓮 舫君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君	井上 哲士君	市田 忠義君	緒方 靖夫君	紙 智子君	小池 晃君	小林美恵子君	大門実紀史君	仁比 聡平君
--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------

本決議案の議事における趣旨説明、討論その他の
発言時間は一人十分に制限することの動議(若永
浩美君外一名提出)

賛成者(白色票)氏名

一一六名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 神取 忍君
河合 常則君 木村 仁君
岸 宏一君 岸 信夫君
北岡 秀二君 北川イツセイ君
杓掛 哲男君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小池 正勝君

吉川 春子君 大田 昌秀君
近藤 正道君 福島みずほ君
又市 征治君 亀井 郁夫君
田村 秀昭君 長谷川憲正君
今泉 昭君 鈴木 陽悦君

小泉 昭男君 小泉 頭雄君
小林 温君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
坂本由紀子君 山東 昭子君
清水嘉与子君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 末松 信介君
鈴木 政二君 世耕 弘成君
関口 昌一君 関谷 勝嗣君
田浦 直君 田中 直紀君
田村 公平君 竹山 裕君
谷川 秀善君 段本 幸男君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
林 芳正君 藤井 基之君
藤野 公孝君 保坂 三蔵君
舩添 要一君 松田 岩夫君
松村 祥史君 松村 龍二君
松山 政司君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 矢野 哲朗君
山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 吉村剛太郎君

反対者(青色票)氏名

九三名

若林 正俊君 脇 雅史君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
浮島とも子君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
白浜 一良君 高野 博師君
谷合 正明君 遠山 清彦君
西田 実仁君 浜田 昌良君
浜四津敏子君 弘友 和夫君
松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君 島尻安伊子君

島田智哉子君 下田 敦子君
主演 了君 榎葉賀津也君
鈴木 寛君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
谷 博之君 千葉 景子君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
角田 義一君 富岡由紀夫君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 羽田雄一郎君
白 眞敷君 林 久美子君
平田 健二君 平野 達男君
広田 一君 広中和歌子君
広野ただし君 福山 哲郎君
藤末 健三君 藤本 祐司君
藤原 正司君 前川 清成君
前田 武志君 増子 輝彦君
松井 孝治君 松岡 徹君
松下 新平君 円 より子君
水岡 俊一君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君
山根 隆治君 蓮 舫君
和田ひろ子君 若林 秀樹君
渡辺 秀央君 井上 哲士君
市田 忠義君 緒方 靖夫君
紙 智子君 小池 晃君
小林美恵子君 大門実紀史君
仁比 聡平君 吉川 春子君
大田 昌秀君 福島みずほ君

湖上 貞雄君
又市 征治君
龜井 郁夫君
田村 秀昭君
長谷川憲正君
今泉 昭君
鈴木 陽悦君

文教科学委員長狩野安君解任決議案(佐藤泰介君
外五名発議)

賛成者(白色票)氏名 九七名

足立 信也君
浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君
伊藤 基隆君
家西 悟君
池口 修次君
犬塚 直史君
岩本 司君
江田 五月君
小川 勝也君
小川 敏夫君
尾立 源幸君
大石 正光君
大久保 勉君
岡崎トミ子君
加藤 敏幸君
神本美恵子君
木俣 佳文君
喜納 昌吉君
北澤 俊美君
工藤堅太郎君
黒岩 宇洋君
郡司 彰君
小林 正夫君
小林 元君
奥石 東君
佐藤 泰介君
佐藤 道夫君
櫻井 充君
芝 博一君
島田智哉子君
下田 敦子君
主演 了君
榛葉賀津也君
鈴木 寛君
田名部匡省君
高嶋 良充君
高橋 千秋君
谷 博之君
千葉 景子君
津田弥太郎君
辻 泰弘君

角田 義一君
富岡由紀夫君
那谷屋正義君
内藤 正光君
直嶋 正行君
西岡 武夫君
羽田雄一郎君
白 眞勲君
林 久美子君
平田 健二君
平野 達男君
広田 一君
広中和歌子君
藤末 健三君
福山 哲郎君
藤本 祐司君
藤原 正司君
前川 清成君
前田 武志君
増子 輝彦君
松井 孝治君
松岡 徹君
松下 新平君
円 より子君
水岡 俊一君
峰崎 直樹君
森 ゆうこ君
築瀬 進君
柳澤 光美君
柳田 稔君
山下八洲夫君
山根 隆治君
蓮 舫君
和田ひろ子君
若林 秀樹君
渡辺 秀央君
井上 哲士君
市田 忠義君
緒方 靖夫君
紙 智子君
小池 晃君
小林美恵子君
大門実紀史君
仁比 聡平君
吉川 春子君
大田 昌秀君
近藤 正道君
福島みずほ君
淵上 貞雄君
又市 征治君
龜井 郁夫君
長谷川憲正君
今泉 昭君
鈴木 陽悦君

反対者(青色票)氏名

阿部 正俊君
愛知 治郎君
青木 幹雄君
秋元 司君
浅野 勝人君
有村 治子君
泉 信也君
市川 一朗君
岩井 國臣君
岩城 光英君
岩永 浩美君
小野 清子君
尾辻 秀久君
大野つや子君
岡田 直樹君
岡田 豊秋君
岡田 広君
加治屋義人君
加納 時男君
狩野 安君
景山俊太郎君
片山虎之助君
金田 勝年君
神取 忍君
河合 常則君
木村 仁君
岸 宏一君
岸 信夫君
北川イツセイ君
北岡 秀二君
倉田 寛之君
香掛 哲男君
小池 正勝君
小泉 顕雄君
小泉 昭男君
小泉 昭郎君
鴻池 祥肇君
坂本由紀子君
佐藤 泰三君
佐藤 昭三君
山東 昭子君
椎名 一保君
山本 順三君
末松 信介君
陣内 孝雄君
世耕 弘成君
鈴木 政二君
関谷 勝嗣君
関口 昌一君
田中 直紀君
田浦 直君
田村 公平君
田村耕太郎君
竹山 裕君

武見 敬三君
谷川 秀善君
段本 幸男君
常田 享詳君
鶴保 庸介君
中川 雅治君
中川 義雄君
中島 眞人君
中島 啓雄君
中原 爽君
中村 博彦君
二之湯 智君
西島 英利君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
野村 哲郎君
野村 聖子君
林 芳正君
藤野 公孝君
保坂 三蔵君
舩添 要一君
松田 岩夫君
松村 祥史君
松村 龍二君
松山 政司君
三浦 一水君
水落 敏栄君
溝手 顕正君
矢野 哲朗君
山内 俊夫君
山崎 力君
山崎 正昭君
山谷えり子君
山本 一太君
山本 順三君
吉田 博美君
脇 雅史君
若林 正俊君
魚住裕一郎君
荒木 清寛君
風間 昶君
浮島とも子君
草川 昭三君
木庭健太郎君
澤 雄二君
白浜 一良君
高野 博師君
谷合 正明君
遠山 清彦君
西田 実仁君
浜田 昌良君
浜四津敏子君
弘友 和夫君

松 あきら君 山口那津男君
山下 栄一君 山本 香苗君
山本 保君 渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君 島尻安伊子君

日程第七 学校教育法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 地方教育行政の組織及び運営に関する
法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

日程第九 教育職員免許法及び教育公務員特例法
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者(白色票)氏名 一一九名

阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 有村 治子君
泉 信也君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡田 直樹君 岡田 広君
荻原 健司君 加治屋義人君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 神取 忍君
河合 常則君 木村 仁君
岸 宏一君 岸 信夫君

北岡 秀二君 北川イツセイ君
杏掛 哲男君 倉田 寛之君
小池 正勝君 小泉 昭男君
小泉 顯雄君 小齊平敏文君
鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 坂本由紀子君
山東 昭子君 清水嘉与子君
椎名 一保君 陣内 孝雄君
末松 信介君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村 公平君
田村耕太郎君 竹山 裕君
谷川 秀善君 段本 幸男君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中川 雅治君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野村 哲郎君
橋本 聖子君 林 芳正君
藤井 基之君 藤野 公孝君
保坂 三蔵君 舩添 要一君
松田 岩夫君 松村 祥史君
松村 龍二君 松山 政司君
三浦 一水君 水落 敏栄君
溝手 顕正君 矢野 哲朗君

山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山谷えり子君
山本 一太君 山本 順三君
吉田 博美君 吉村剛太郎君
若林 正俊君 脇 雅史君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
浮島とも子君 風間 昶君
草川 昭三君 木庭健太郎君
澤 雄二君 白浜 一良君
高野 博師君 谷合 正明君
遠山 清彦君 西田 実仁君
浜田 昌良君 浜四津敏子君
弘友 和夫君 松 あきら君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 保君
渡辺 孝男君 鰐淵 洋子君
島尻安伊子君

反対者(青色票)氏名 九七名

足立 信也君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
家西 悟君 池口 修次君
犬塚 直史君 岩本 司君
江田 五月君 小川 勝也君
小川 敏夫君 尾立 源幸君
大石 正光君 大久保 勉君
岡崎トミ子君 加藤 敏幸君
神本美恵子君 木俣 佳丈君

喜納 昌吉君 北澤 俊美君
工藤堅太郎君 黒岩 宇洋君
郡司 彰君 小林 正夫君
小林 元君 輿石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 道夫君
櫻井 充君 芝 博一君
島田智哉子君 下田 敦子君
主演 了君 榎葉賀津也君
鈴木 寛君 田名部匡省君
高嶋 良充君 高橋 千秋君
谷 博之君 千葉 景子君
津田弥太郎君 辻 泰弘君
角田 義一君 富岡由紀夫君
那谷屋正義君 内藤 正光君
直嶋 正行君 西岡 武夫君
羽田雄一郎君 白 眞勲君
林 久美子君 平田 健二君
平野 達男君 広田 一君
広中和歌子君 広野ただし君
福山 哲郎君 藤末 健三君
藤本 祐司君 藤原 正司君
前川 清成君 前田 武志君
増子 輝彦君 松井 孝治君
松岡 徹君 松下 新平君
円 より子君 水岡 俊一君
峰崎 直樹君 森 ゆうこ君
築瀬 進君 柳澤 光美君
柳田 稔君 山下八洲夫君

山根 隆治君	蓮 舫君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
渡辺 秀央君	井上 哲士君
市田 忠義君	緒方 靖夫君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	吉川 春子君
大田 昌秀君	近藤 正道君
福島みずほ君	洲上 貞雄君
又市 征治君	亀井 郁夫君
長谷川憲正君	今泉 昭君
鈴木 陽悦君	

ダイエット製品の不当表示の規制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年六月七日

参議院議長 扇 千景殿 藤末 健三

ダイエット製品の不当表示の規制に関する質問主意書

不当景品類及び不当表示防止法第四条は、誇大広告や偽りの表示を行つてゐる、いわゆるダイエット製品(ダイエット効果を標榜する食品や器具をいう。以下同じ。)に対しての規制を行うことができるようになってゐる。しかし現状では、国

民生活センターなどに寄せられるダイエット製品に対する苦情は後を絶たず、これらのダイエット製品に対して十分な監視・指導が行われているのか甚だ疑問である。

そこで、以下質問をする。

一 現在、ダイエット製品に関する膨大な件数の苦情が国民生活センターや各地の消費生活センターに報告されている。これらの現状に対しての政府の見解を示されたい。

二 不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の運用指針(不実証広告規制に関する指針)によると、不当表示であるかどうかの判断基準は、「一般消費者にとつて実際のものよりも著しく優良であると示す表示、つまり社会一般に許容される誇張の程度を超えて、商品・サービスの内容が実際のもの等よりも著しく優良であると示す表示」という趣旨が規定されているが、これでは明確な判断基準にはなり得ないのではないか。政府の見解を示されたい。

三 二に関連して、実際のものよりも著しく優良であると示す表示かどうかを判断することについては、「表示内容全体から受ける印象・認識が判断基準となる」旨が規定されているが、全体の印象で判断することは曖昧で主観的ではないのか。政府の見解を示されたい。

四 二、三において「明確な判断基準となり得る」と答弁したならば、「明確な判断基準による規制がある」にもかかわらず、現状において、ダイエット製品に関する膨大な件数の苦情が寄せ

られてゐる理由を明らかにされたい。また仮に、「明確な判断基準になり得ない」と答弁したならば、いかなる手段をもつてダイエット製品の不当表示を規制していくのか。政府の見解を示されたい。

五 ダイエット製品と呼ばれるものの中でも、ダイエット効果を標榜する食品(以下「ダイエット食品」という。)を健康食品の範囲に含めることによって、厚生労働省がダイエット食品の扱いに関しても健康食品と同様の責任を持つようになることはできないのか政府の見解を示されたい。また、健康食品の範囲に含めることはできないのであれば、その理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成十九年六月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出ダイエット製品の不当表示の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出ダイエット製品の不当表示の規制に関する質問に対する答弁書

一について
独立行政法人国民生活センター及び各地方公共団体が設置している消費生活センター等の機

関に寄せられた苦情相談のうち「健康食品」及び「健康器具」に関するものの件数は、平成十八年度において約一万六千件であるが、御指摘の「ダイエット製品」に関するものの件数については、把握していない。

二について

「不当景品類及び不当表示防止法第四条第二項の運用指針(平成十五年十月二十八日公正取引委員会公表。以下「運用指針」という。)の第1の2(ウ)においては、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号。以下「景品表示法」という。)第四条第一項第一号に規定する「実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す」の意味するところをできる限り明らかにしているとともに、景品表示法第六条第一項の規定に基づく排除命令を行った場合には、これを公表することにより不当な表示に該当する具体的事例を明らかにしているところであることから、公正取引委員会としては、御指摘の運用指針の規定が「明確な判断基準にはなり得ない」とは考えていない。

三について

景品表示法第四条第一項第一号に規定する表示に該当するかどうかは、表示の受け手である一般消費者に「著しく優良」と認識されるかどうかという観点から判断されるべきものであり、また、一般に、表示は、文章、図表、写真等様々

な要素から構成されるものであることから、不当な表示に該当するか否かの判断に当たって、表示上の特定の文章、図表、写真等の記載から一般消費者が受ける印象・認識ではなく、表示内容全体から一般消費者が受ける印象・認識を基準とすることは、景品表示法第四条第一項第一号の規定の趣旨に則したものであり、公正取引委員会としては、御指摘の運用指針の規定が「曖昧で主観的」であるとは考えていない。

四について

一について述べたとおり、独立行政法人国民生活センター及び各地方公共団体が設置している消費生活センター等の機関に寄せられた苦情相談のうち御指摘の「ダイエット製品」に関するものの件数については、把握しておらず、お尋ねの理由についてお答えするのは困難である。

五について

健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第三十二条の二の規定においては、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、当該物が御指摘の「ダイエット食品」である場合も含め、健康保持増進効果等について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならないこととされており、同条の規定に違反して表示をした者については、所要の対応を行っているところである。

なお、御指摘の「ダイエット食品」が薬事法

(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品である場合には、同法第十四条第一項の規定による承認等を受けずに効能又は効果に関する広告をした者は、同法第六十八条の規定に違反し、処罰の対象となる。

参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年六月十一日

参議院議長 扇 千景殿 藤末 健三

参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問主意書

参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序については、名簿届出政党等が決定すると承知している。しかしながら、過去の選挙結果を見ると、候補者数の多い大政党的場合、名簿の一番上の候補者は当選しており、党名から候補者を探する有権者が名簿の最上部にある候補者名を書くからだと推察される。候補者の名簿掲載順序については、例えば「あいいうえお順」ではなく、公正を期す何らかの方策を検討するべきと考え、政府の認識を示されたい。

右質問する。

平成十九年六月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出参議院比例代表選出議員選挙における候補者の名簿掲載順序に関する質問に対する答弁書

御指摘の掲載順序について定める公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百七十五条第四項及び第五項の規定は、平成十二年に議員提案により設けられたものであることから、掲載順序の方法を変更するに当たっては、各党各会派において十分に御議論していただく必要があると考えている。

官報

号外
平成十九年六月二十日

○第百六十六回国参議院會議録第三十八号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

公認会計士法等の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十五日

財政金融委員長 家西 悟

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委员会の決定の理由

本法律案は、監査業務の複雑化及び高度化が進展する下で監査をめぐる不適正な事例が生じている現状にかんがみ、公認会計士及び監査法人について、その独立性の確保に係る規定の整備、課徴金納付命令等その業務の適正性の確保に係る制度の創設を行うとともに、監査法人の社員の資格の拡大並びに有限責任監査法人制度及び外国監査法人等に係る届出制度の創設を行うほか、公認会計士等が法令違反等の事実を発見したときの通知等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。

一 財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実・強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。

一 公認会計士監査制度の充実・強化のため、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であることを踏まえ、専門職業士団体の自主規律を活用しつつ、有効かつ効果的な監督を行うこと。

一 今般の改正により、業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分の多様化が図られることに伴い、特に課徴金の納付命令に関しては、その効果を十分に検討しつつ、適切な運用に努めること。

一 会計監査を担う有為な人材の育成、確保の重要性にかんがみ、社会人等を含めた多様な人材の確保が進むよう、公認会計士試験の実施の在り方等、更なる改善に努めるとともに、公認会計士の質の充実と規模の拡大に努めること。また、国際的な会計基準の収斂が着実に進行している中、主要先進国間における公認会計士業務の相互協力を促進すること等も含めて検討すること。

一 証券市場の重要な基盤の一つである公認会計士制度を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、広がりをもせる監査業務に対する社会的ニーズにこたえていくためには、中小監査法人の果たす役割が極めて重要であることにかんがみ、その組織化、人材の育成強化の必要性を踏まえた適切な対応に努めること。

右決議する。

公認会計士法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十九年六月八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

公認会計士法等の一部を改正する法律案
公認会計士法等の一部を改正する法律
(公認会計士法の一部改正)

第一条 公認会計士法(昭和二十三年法律第三百号)の一部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 公認会計士試験等(第五条―第十六条 条の二)
- 第三章 公認会計士の登録(第十七条―第二十三条)
- 第四章 公認会計士の義務(第二十四条―第二十八条 条の四)
- 第五章 公認会計士の責任(第二十九条―第三十四条 条の二)
- 第一章 監査法人
第一節 通則(第三十四条の二の二―第三十四条の十)
- 第二節 社員(第三十四条の十の二―第三十四条の十の十七)
- 第三節 業務(第三十四条の十一―第三十四条の十四 条の三)
- 第四節 会計帳簿等(第三十四条の十五―第三十四条の十六 条の三)
- 第五節 法定脱退(第三十四条の十七)
- 第六節 解散及び合併(第三十四条の十八―第三十四条の二十 条の二)
- 第七節 処分等(第三十四条の二十一―第三十四条の二十二 条の二)
- 第八節 雑則(第三十四条の二十二―第三十四条の二十三)

第五章の三 有限責任監査法人の登録に関する特則(第三十四条の二十四―第三十四条の三十四) 第五章の四 外国監査法人等(第三十四条の三十五―第三十四条の三十九) 第五章の五 審判手続等(第三十四条の四十―第三十四条の六十六) 第六章 公認会計士・監査審査会(第三十五条―第四十二条) 第六章の二 日本公認会計士協会(第四十三条―第四十六条の十四) 第七章 雑則(第四十七条―第四十九条の六) 第八章 罰則(第五十条―第五十五条の四) 附則 第一条の二中「努め、」の下に「独立した立場において」を加える。 第一条の三第一項中「この法律で」を「この法律において」に、「ものをいう」を「もので内閣府令で定めるものをいう。以下同じ」に改め、同条第二項中「この法律で」を「この法律において」に改め、同条第三項中「この法律で」を「この法律において」に、「の定めるところにより、公認会計士が共同して設立した」を「に基づき設立された」に改め、同条に次の四項を加える。 4 この法律において「有限責任監査法人」とは、その社員の全部を有限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。 5 この法律において「無限責任監査法人」とは、その社員の全部を無限責任社員とする定款の定めのある監査法人をいう。 6 この法律において「特定社員」とは、監査法人の社員のうち、公認会計士及び外国公認会	計士(第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。)以外の者をいう。 7 この法律において「外国監査法人等」とは、第三十四条の三十五第一項の規定による届出をした者をいう。 第二条第二項中「業務の外」を「業務のほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。 第四条第七号中「未だを」を「いまだ」に改め、同条第八号を同条第十号とし、同条第七号の次の二号を加える。 八 第三十四条の十の十七第二項の規定により特定社員の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者 九 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者 第十六条の二第六項中「第二十二条」の下に「第二十四条」を、「外国公認会計士」の下に「ついで」を加える。 第三章の章名を次のように改める。 第三章 公認会計士の登録 第十七条中「登録」の下に「(以下この章において単に「登録」という。)」を加える。 第十九条第一項中「第十七条の」を削り、同条第三項中「第十七条の」を削り、「第四十六条の十一」に規定する資格審査会を「資格審査会第四十六条の十一」に規定する資格審査会をいう。 第二十一条第二項、第三十四条の十の十一第二
項及び第三十四条の十の十四第二項において同じ。」に改める。 第二十条中「第十七条の規定により」を削る。 第二十二条中「この法律を」この章に改める。 第二十四条の三中「会計期間のすべて」を「会計期間(当該連続する会計期間に準ずるものとして内閣府令で定める会計期間にあつては、当該会計期間。以下この項、第三十四条の十一の三及び第三十四条の十一の四第一項において「連続会計期間」という。)のすべて」に改め、「(第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一の三において同じ。)」を削り、「当該政令で定める連続する会計期間」を「当該連続会計期間」に改め、同条に次の二項を加える。 2 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者(大会社等を除く。)の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前の三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係るその者の財務書類について公認会計士が監査関連業務を行った場合には、その者を大会社等とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「公認会計士」とあるのは、「次項の監査関連業務を行った公認会計士」とする。 3 第一項(前項の規定により読み替えて適用	する場合を含む。)及び前項の監査関連業務とは、第二条第一項の業務、監査法人の行う同項の業務にその社員として関与すること及びこれらに準ずる業務として内閣府令で定めるものをいう。 第二十七条中「同様」を「同様」に改める。 第二十八条の二中「間は、当該会社その他の者」の下に「又はその連結会社等当該会社その他の者と連結して財務書類を作成するものとされる者として内閣府令で定めるものをいう。以下この条及び第三十四条の十一第一項第三号において同じ。)」を加え、同条ただし書中「その他の者」の下に「又はその連結会社等」を加える。 第四章中第二十八条の三の次に次の一条を加える。 (業務の状況に関する説明書類の縦覧等) 第二十八条の四 公認会計士は、年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいい、大会社等の財務書類について第二条第一項の業務を行ったものに限り。ごと)に、業務の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該公認会計士の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなればならない。 2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。 3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、公認会計士の事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)により不特定多数の者が提供

を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他の前三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三十条第一項中「二年以内の業務の停止又は登録の抹消」を「前条第二号又は第三号に掲げる懲戒」に改め、同条第二項中「戒告又は二年以内の業務の停止」を「前条第一号又は第二号に掲げる懲戒」に改める。

第三十一条中「とき」を「場合に」、「ときは」を「場合には」に改め、同条に次の一項を加える。

2 公認会計士が、著しく不当と認められる業務の運営を行った場合には、内閣総理大臣は、第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(課徴金納付命令)

第三十一条の二 公認会計士が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、第三十条第一項又は第二項に規定する場合に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該公認会計士に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。の一・五倍に相当する額)

二 当該証明について第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の公認会計士に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 第三十条第一項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合同項の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。

二 第三十条第二項に規定する場合に該当する事実がある場合において、当該公認会計士に対して同項の処分をする場合(同項の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。)

三 当該公認会計士に対して第二十九条第二号に掲げる処分をする場合(第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二十条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合に限る。)

四 当該公認会計士に対して第二十九条第三号に掲げる処分をする場合

3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

4 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければならない。

第三十二条の見出しを「(処分の手続)」に改め、同条第一項及び第三項中「前二条」を「第三十条又は第三十一条に規定する場合」に改め、同条第四項中「前二条」を「第三十条又は第三十一条」に、「戒告又は二年以内の業務の停止」を「第二十九条第一号又は第二号に掲げる懲戒」に改め、同条第五項中「前二条」を「第三十条又は第三十一条」に、「により前二条」を「により第三十条又は第三十一条に規定する場合」に、「認めた場合」を「認めたとき」に改める。

第三十三条第一項中「をして左の各号に掲げる」を「に次に掲げる」に改める。

第三十四条第二項ただし書中「がなされ、又は懲戒処分をしない旨の」を「若しくは第三十四条の五十三第一項から第三項までの規定による決定がされ、又は懲戒処分をしない旨の決定若しくは同条第六項の規定による」に、「同項」を「前項」に改める。

第三十四条の二中「又は」を「若しくは」に改め、「違反したときの下に」又は「公認会計士が行う第二十条第一項の業務が著しく不当と認め

られる場合において、当該公認会計士が行う同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認められるとき」を加える。

第三十四条の二の二第一項中「以下この章」の下に「次章」を、「同じ」の下に「及び第三十四条の十の八の登録を受けた者」を加え、同条第二項中「第一条」の下に「及び第一条の二」を加え、第五章の二中同条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第三十四条の三に次の一項を加える。

2 有限責任監査法人は、その名称中に社員の全部が有限責任社員であることを示す文字として内閣府令で定めるものを使用しなければならない。

第三十四条の四の見出しを「(社員)」に改め、同条第一項中「公認会計士」の下に「又は第三十四条の十の八の登録を受けた者」を加え、同条第二項中「社員」とを「監査法人の社員」とに改め、同項第二号中「第三十四条の二十一の規定により」を「第三十四条の二十一第二項の規定により」に、「その社員」を「当該他の監査法人の社員」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 他の監査法人において、第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の次条各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間を経過しない者

第三十四条の四に次の一項を加える。

3 監査法人の社員のうちに公認会計士である

社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

第三十四条の七第一項中「公認会計士」を「者」に改め、「五人以上」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その社員になろうとする者のうちには、五人以上の公認会計士である者を含まなければならない。

第三十四条の七第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に関する事項」を「目的」有責任社員にあつては、金銭その他の財産に限る。及びその価額又は評価の標準」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 社員の全部が無責任社員又は有責任社員のうち、無責任社員であるかの別

第三十四条の七に次の二項を加える。

四 無限責任監査法人を設立しようとする場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載しなければならない。

五 有限責任監査法人を設立しようとする場合には、第三項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載しなければならない。

第三十四条の十の二を次のように改める。

(業務の執行等)

第三十四条の十の二 監査法人の行う第二項第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

二 監査法人の行う業務であつて第三十四条の五各号に掲げるものについては、監査法人のすべての社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。

三 前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

四 第二項に規定するもののほか、特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。

第三十四条の十の二の前に次の節名を付する。

第二節 社員

第三十四条の十の三第一項及び第二項を次のように改める。

第二項第一項の業務については、公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表する。ただし、公認会計士である社員の全員の同意によつて、公認会計士である社員のうち同項の業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

二 第三十四条の五各号に掲げる業務については、監査法人のすべての社員が、各自監査法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち当該各号に掲げる業務について特に監査法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

第三十四条の十の三第三項中「業務」の下に「特定社員にあつては、第二項第一項の業務を除く。」を加える。

第三十四条の十の四第一項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、「社員」の下に「特定社員を除く。次項及び第六項において同じ。」を加え、同条第二項中「次条」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第三項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第四項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に、「次条」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第五項及び第六項中「監査法人」を「無限責任監査法人」に改める。

第三十四条の十の六中「社員」を「無限責任監査法人の社員」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条に次の二項を加える。

二 有限責任監査法人の社員でない者が自己を有限責任監査法人の社員であると誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員でない者は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

三 有限責任監査法人の社員がその責任の限度を誤認させる行為をしたときは、当該有限責任監査法人の社員は、その誤認に基づいて有限責任監査法人と取引をした者に対し、その誤認させた責任の範囲内で当該有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

第三十四条の十の六を第三十四条の十の七とし、同条の次に次の十条を加える。

(特定社員の登録義務)

第三十四条の十の八 特定社員となろうとする者は、特定社員の名簿(以下この節において「特定社員名簿」という。)に、氏名、生年月

日、所属する監査法人その他の内閣府令で定める事項の登録(以下この節(第三十四条の十の十第七号及び第八号を除く。)において単に「登録」という。)を受けなければならない。

(特定社員名簿)

第三十四条の十の九 特定社員名簿は、日本公認会計士協会に、これを備える。

(登録拒否の事由)

第三十四条の十の十 次の各号のいずれかに該当する者は、特定社員の登録を受けることができない。

一 公認会計士

二 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

三 この法律若しくは金融商品取引法第九十七條から第九十八條までの規定に違反し、又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三條第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、保険業法第二百二十八條第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪、資産の流動化に関する法律第三百八條第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪若しくは会社法第九百六十七條第一項(第三号に係る部分に限る。)の罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから五年を経過しないもの

四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの

五 破産者であつて復権を得ない者

六 国家公務員法、国会職員法又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、

当該処分の日から三年を経過しない者 七 第三十条又は第三十一条の規定により公認会計士の登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者 八 第三十条又は第三十一条の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間中に公認会計士の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者 九 第三十四条の十の十七第二項の規定により登録の抹消の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者 十 第三十四条の十の十七第二項の規定により、監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの禁止の処分を受け、当該禁止の期間中に第三十四条の十の十四第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により特定社員の登録が抹消され、いまだ当該期間を経過しない者 十一 税理士法、弁護士法若しくは外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法又は弁理士法により業務の禁止又は除名の処分を受けた者。ただし、これらの法律により再び業務を営むことができるようになった者を除く。 十二 心身の故障により監査法人の業務の執行に支障があり、又はこれに堪えない者 （登録の手続） 第三十四条の十の十一 登録を受けようとする者は、登録申請書を日本公認会計士協会に提出しなければならない。	2 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録申請書の提出があつた場合において、登録を受けようとする者が登録を受けることができる者であると認めたときは、遅滞なく登録を行い、登録を受けようとする者が登録を受けることができない者であると認めるときは、資格審査会の議決に基づいて登録を拒否しなければならない。 3 日本公認会計士協会は、前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。 （登録を拒否された場合の審査請求） 第三十四条の十の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができ	2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができ 3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。 （変更登録） 第三十四条の十の十三 登録を受けた者は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。	（登録の抹消） 第三十四条の十の十四 次の各号のいずれかに該当する場合には、日本公認会計士協会は、登録を抹消しなければならない。 一 特定社員が監査法人の社員でなくなつたとき。 二 特定社員が死亡したとき。 三 特定社員が第三十四条の十の十各号に掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。 2 日本公認会計士協会は、前項第三号の規定により登録の抹消（第三十四条の十の十第十二号に掲げる者に該当する場合における登録の抹消に限る。次項において同じ。）をするときは、資格審査会の議決に基づいて行わなければならない。 3 第三十四条の十の十一第三項並びに第三十四条の十の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。 4 日本公認会計士協会は、特定社員が第三十四条の十の十七第二項の処分の手続に付された場合においては、その手続が終了するまでは、第一項第一号の規定による当該特定社員の登録の抹消をすることができない。 （登録の細目） 第三十四条の十の十五 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、特定社員名簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。 （秘密を守る義務） 第三十四条の十の十六 特定社員は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。特定社員でなくなつた後であつても、同様とする。 （特定社員に対する処分） 第三十四条の十の十七 特定社員に対する処分は、次の三種とする。 一 戒告 二 監査法人の第三十四条の五各号に掲げる業務を執行し、監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することの二年以内の禁止 三 登録の抹消 2 特定社員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反した場合には、内閣総理大臣は、前項各号に掲げる処分をすることができ 3 第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の処分について準用する。 第三十四条の十の五第一項中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第四項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第五項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に改め、同条第六項中「前条第一項」を「第三十四条の十の四第一項」に、「監査法人」を「無限責任監査法人」に、「同様」を「同様」に改め、同条第七項ただし書中「第四項」の下に「又は第八項」を加え、「監査法人の債務」を「無限責任監査法人の債務」又は「特定証明に關し負担することとなつた有限責任監査法人の債務」に改め、同項を同条第十
--	---	--	---

一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7 有限責任監査法人の社員は、その出資の価額(既に有限責任監査法人に対し履行した出資の価額を除く。)を限度として、有限責任監査法人の債務を弁済する責任を負う。

8 前項の規定にかかわらず、前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合(同条第五項又は第六項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。次項及び第十項において同じ。)

において、特定証明に関して負担することとなつた有限責任監査法人の債務をその有限責任監査法人の財産をもつて完済することができないときは、指定有限責任社員(指定有限責任社員であつた者を含む。以下この条において同じ。)

が、連帯してその弁済の責任を負う。ただし、脱退した指定有限責任社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合、この限りでない。

9 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、特定証明に関し生じた債権に基づく有限責任監査法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定有限責任社員が、有限責任監査法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

10 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず特定証明に係る業務に関与したと

きは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定有限責任社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。有限責任監査法人を脱退した後も、同様とする。

第三十四条の十の五を第三十四条の十の六とする。

第三十四条の十の四の次に次の一条を加える。

(指定有限責任社員)
第三十四条の十の五 有限責任監査法人は、当該有限責任監査法人の行うすべての証明について、各証明ごとに一人又は数人の業務を担当する社員(特定社員を除く。次項、第五項及び第六項において同じ。)を指定しなければならない。

2 前項の規定による指定がされた証明(以下この条及び次条において「特定証明」という。)については、指定を受けた社員(以下この条及び次条において「指定有限責任社員」という。)のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

3 特定証明については、第三十四条の十の三の規定にかかわらず、指定有限責任社員のみが有限責任監査法人を代表する。

4 有限責任監査法人は、第一項の規定による指定をしたときは、証明を受けようとする者に対し、その旨を書面その他の内閣府令で定める方法により通知しなければならない。

5 第一項の規定による指定がされない証明があつたときは、当該証明については、全社員を指定したものとみなす。

6 特定証明について、当該証明に係る業務の結了前に指定有限責任社員が欠けたときは、有限責任監査法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

第三十四条の十一 第一項第三号中「当該会社その他の者」の下に「又はその連結会社等」を加え、同条の前に次の節名を付する。

第三節 業務
第三十四条の十一の二を次のように改める。
(大会社等に係る業務の制限の特例)

第三十四条の十一の二 監査法人は、当該監査法人又は当該監査法人が実質的に支配していると認められるものとして内閣府令で定める関係を有する法人その他の団体が、大会社等から第二項第二項の業務(財務書類の調製に関する業務その他の内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。)により継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

2 監査法人は、その社員が大会社等から第二項第二項の業務により、継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行つてはならない。

第三十四条の十一の三「連続する会計期間」を「連続会計期間」に、「監査関連業務を行つた」を「当該社員が監査関連業務(第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下この条から第三十四条の十一の五までにおいて同じ。)を行つた」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(大規模監査法人の業務の制限の特例)
第三十四条の十一の四 大規模監査法人は、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者その他の政令で定める者(以下この項において「上場有価証券発行者等」という。)の財務書類について第二項第一項の業務を行う場合において、当該業務を執行する社員のうちその事務を統括する者その他の内閣府令で定める者(以下この項において「筆頭業務執行社員等」という。)が上場有価証券発行者等の五

会計期間の範囲内で政令で定める連続会計期間のすべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行つた場合には、当該政令で定める連続会計期間の翌会計期間以後の政令で定める会計期間に係る当該上場有価証券発行者等の財務書類について当該筆頭業務執行社員等に監査関連業務を行わせてはならない。

2 前項(次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の大規模監査法人とは、その規模が大きい監査法人として内閣府令で定めるものをいう。

(新規上場企業等に係る業務の制限)
第三十四条の十一の五 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者(大会社等を除く。)の発行する当該有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について監査法人が監査関連業務を行つた場合には、その者を大会社等とみ

加える。

なして、第三十四条の十一の三の規定を適用する。この場合において、同条中「監査法人」とあるのは、「第三十四条の十一の五第一項の監査関連業務を行った監査法人」とする。

2 金融商品取引所にその発行する有価証券を上場しようとする者その他の政令で定める者の発行する有価証券が上場される日その他の政令で定める日の属する会計期間前三会計期間の範囲内で内閣府令で定める会計期間に係る財務書類について前条第二項に規定する大規模監査法人が監査関連業務を行った場合には、その者を同条第一項に規定する上場有価証券発行者等とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「大規模監査法人」とあるのは、「次条第二項の監査関連業務を行った大規模監査法人」とする。

第三十四条の十二第一項中「社員」を「公認会計士である社員」に、「監査又は証明の業務を行なわせた」を「第二条第一項の業務を行わせた」に改める。

第三十四条の十三に次の四項を加える。

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項(第四十四条第一項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。)を含むものでなければならない。

- 一 業務の執行の適正を確保するための措置
- 二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施
- 三 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

3 前項第二号の業務の品質の管理とは、業務に係る契約の締結及び更新、業務を担当する社員その他の者の選任、業務の実施及びその審査その他の内閣府令で定める業務の遂行に関する事項について、それぞれの性質に応じた業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることをいう。

4 監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるものに関する意思決定をする社員の一部をもつて構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。

5 監査法人又はその特定社員は、監査法人に対する国民の信頼を失墜させる行為をしてはならない。

第三十四条の十四第一項中「自己若しくは第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は」を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 監査法人の社員は、自己又は第三者のためにその監査法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、当該範囲に属する業務が第二条第二項の業務である場合において、当該範囲に属する業務を行うことにつき、当該社員以外の社員の全員の承認を受けるときは、この限りでない。

第三十四条の十四の三の見出しを「(使用人等に対する監督義務の規定の準用)」に改める。

第三十四条の十五の前に次の節名を付する。

第四節 会計帳簿等

第三十四条の十六の見出しを「(計算書類の作成等)」に改め、同条第二項中「貸借対照表及び損益計算書並びに」を「計算書類(貸借対照表、損益計算書その他監査法人の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当な書類として内閣府令で定めるものをいう。次条及び第三十四条の三十二第一項において同じ。及び」に改め、同条第三項中「(内閣府令で定めるものに限る。)」を削る。

第三十四条の十六の二中「前条第二項の書類(業務報告書を除く。)」を「計算書類」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三十四条の十六の三 監査法人は、会計年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該監査法人の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3 第一項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、監査法人の事務所に於いて当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項の説明書類を、同項

の規定により備え置き、公衆の縦覧に供したものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、第一項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供する期間その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三十四条の十七の見出しを削り、同条第一号を次のように改める。

- 一 公認会計士である社員にあつては、公認会計士の登録の抹消
- 第三十四条の十七中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 特定社員にあつては、特定社員の登録の抹消

第三十四条の十七の前に次の節名を付する。

第五節 法定脱退

第三十四条の十八第一項第三号を次のように改める。

三 合併(合併により当該監査法人が消滅する場合に限る。)

第三十四条の十八第二項中「社員」を「公認会計士である社員」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第六節 解散及び合併

第三十四条の二十第三項に次のただし書を加える。

ただし、合併後存続する監査法人又は合併により設立する監査法人が有限責任監査法人である場合において、合併により消滅する監査法人が無限責任監査法人であるときにおける当該消滅する無限責任監査法人については、この限りでない。

第三十四条の二十一第一項中「がこの法律」の下に「第三十四条の十の五及び次章を除く。以下この項及び次項第三号において同じ。」を、「指示をする」との下に「(同号に該当した場合において、次項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に参与することを禁止することを除く。)」を加え、同条第二項中「若しくは二年以内を」第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内」に改め、同条第五項中「第二項の規定は、同項を」第二項及び第三項の規定は、これら」に改め、「監査法人の社員」の下に「である公認会計士を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項を」第二項及び第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項を」前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3

内閣総理大臣は、監査法人が前項各号のいずれかに該当するときは、その監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、当該各号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に参与することを禁止することができる。

第三十四条の二十一に次の一項を加える。

7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行

うことを妨げるものと解してはならない。
第三十四条の二十一の前に次の節名を付する。

第七節 処分等

第三十四条の二十一の次に次の一条を加える。
(課徴金納付命令)

第三十四条の二十一の二 監査法人が会社その他の者の財務書類について証明をした場合において、当該監査法人が前条第二項第一号又は第二号に該当する事実があるときは、内閣総理大臣は、第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続に従い、当該監査法人に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 当該証明について監査法人が前条第二項第一号に該当する事実がある場合 当該証明を受けた当該会社その他の者の財務書類に係る会計期間における報酬その他の対価として政令で定める額(次号において「監査報酬相当額」という。)の一・五倍に相当する額

二 当該証明について監査法人が前条第二項第二号に該当する事実がある場合 監査報酬相当額

2 前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、同項の監査法人に対して、同項の課徴金を納付させることを命じないことができる。

一 前条第二項第一号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項

の処分をする場合(同号の財務書類に係る虚偽、錯誤又は脱漏が当該財務書類全体の信頼性に与える影響が比較的軽微であると認められる場合として内閣府令で定める場合に限る。)

二 前条第二項第二号に該当する事実がある場合において、当該監査法人に対して同項の処分をする場合(同号の相当の注意を著しく怠つた場合として内閣府令で定める場合を除く。)

三 第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等との間で既に締結されている契約に基づく第二条第一項の業務として内閣府令で定めるものの停止を命ずる場合

四 解散を命ずる場合

3 第一項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

4 第一項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の規定による命令を受けた者は、同項の規定による課徴金を納付しなければなら

6 監査法人が合併により消滅したときは、当該監査法人がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された監査法人がした行為とみなして、この条の規定を適用する。

7 第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条、第三十四条及び前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第五

項から第七項までの規定中「第二項及び第三項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

第三十四条の二十二の見出しを「(監査法人についての民法及び会社法の準用等)」に改め、同条第一項中「第六百条」の下に「第六百四条第一項及び第二項を加え、」及び第六百二十二条を「第六百二十二条並びに第六百二十四条」に改め、「第八百六十二条まで」の下に「及び第九百三十七条第一項第一号及び二に係る部分に限る。」を、「第三十四条の十四第一項」の下に「又は第二項」と、同法第九百三十七条第一項中「本店(第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所を加え、同条第二項中「から第六百七十三条まで」を「第六百六十七条、第六百七十二條、第六百七十三條」に、「第六百五十八條第一項及び第六百六十九條を」第六百五十八條第一項に改め、「同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九條第一項」とを削り、「第三十四条の十の五」を「第三十四条の十の六」に改め、同条第八項中「監査法人を」を「無限責任監査法人」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第三項

から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 会社法第六百六十八條から第六百七十一條までの規定は、無限責任監査法人の任意清算について準用する。この場合において、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一條第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四條の十八第一項第一号又は第二号」と、同条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「同項」とあるのは「前条第一項」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十第六項において準用する第九百三十九條第一項」と読み替えるものとする。

第三十四條の二十二に次の五項を加える。

10 無限責任監査法人は、その社員の全部を有限責任社員とする定款の変更をすることにより、有限責任監査法人となる。

11 有限責任監査法人は、その社員の全部を無限責任社員とする定款の変更をすることにより、無限責任監査法人となる。

12 監査法人は、前二項の定款の変更を行つたときは、その変更の日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

13 第十項の定款の変更をする場合において、当該定款の変更をする無限責任監査法人の社員が当該定款の変更後の有限責任監査法人に対する出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、当該定款の変更は、当該払込み及び給付が完了した日に、

その効力を生ずる。

14 第三十四條の十四第一項、第三十四條の十七(第三号から第五号までに係る部分に限る。)、第一項において準用する会社法第六百四條第一項及び第二項、第六百六條、第六百九條第一項及び第二項、第六百二十一條、第六百二十二條並びに第六百二十四條並びに第十項の規定は、第二項において準用する同法第六百四十四條(第三号を除く。の)の規定により清算をする監査法人については、適用しない。

第八節 雜則

第三十四條の二十二に次の一条及び三章を加える。

(有限責任監査法人についての会社法の準用等)

第三十四條の二十三 会社法第二百七條(第九項第一号を除く。)、第六百四條第三項、第六百二十條、第六百二十三條第一項、第六百二十五條から第六百三十六條まで、第六百六十五條、第六百六十一條及び第六百六十五條の規定は、有限責任監査法人について準用する。この場合において、これらの規定中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百七條第一項中「第九百九十九條第一項第三号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産を出資の目的として」と、「同号」とあるのは「当該金銭以外」と、同条第七項及び第九項第二号から第五号までの規定中「第九百九十九條第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、

同条第八項中「募集株式の引受人とあるのは「社員になろうとする者」と、その募集株式の引受けの申込み又は第二百五條の契約に係る意思表示」とあるのは「出資の申込み」と、同条第十項第一号中「取締役、会計参与、監査役若しくは執行役」とあるのは「社員」と、「支配人その他の使用人」とあるのは「使用人」と、同項第二号中「募集株式の引受人」とあるのは「社員になろうとする者」と、同法第六百四條第三項中「前項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十二第一項において準用する前項」と、同法第六百三十一條第一項中「事業年度」とあるのは「会計年度」と、同法第六百三十二條第一項中「第六百二十四條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十二第一項において準用する第六百二十四條第一項」と、同条第二項中「が、第六百二十四條第一項前段」とあるのは「が、公認会計士法第三十四條の二十二第一項において準用する第六百二十四條第一項前段」と、同条第三項中「は、第六百二十四條の二十二第二項において準用する第六百二十四條第二項前段」と、同条第四項中「は、第六百二十四條の二十二第二項において準用する第六百二十四條第二項前段」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 会社法第三十三條第十一項第二号を除く。)、第五十二條、第二百十二條(第一項第一号を除く。及び第五百七十八條の規定は、有限責任監査法人の社員になろうとする者について準用する。この場合において、同法第三十三條第一項中「第二十八條各号に掲げる事項について」とあるのは「金銭以外の財産

を出資の目的とする」と、「第三十條第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四條の七第二項において準用する第三十條第一項」と、同条第四項、第六項及び第十項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第七項及び第八項中「第二十八條各号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産の価額」と、同条第十項第一号中「第二十八條第一号及び第二号」とあるのは「金銭以外」と、「同条第一号及び第二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同項第二号中「第二十八條第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「価額」と、同項第三号中「第二十八條第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「当該金銭以外の財産の価額」と、同条第十一項第一号中「発起人」とあるのは「有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同項第三号中「設立時取締役第三十八條第一項に規定する設立時取締役をいう。又は設立時監査役(同条第二項第二号に規定する設立時監査役をいう。）」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同法第五十二條第一項中「現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等」とあるのは「出資の目的とされた金銭以外の財産の価額が当該金銭以外の財産」と、同項及び同条第二項中「設立時取締役」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と、同項中「現物出資財産等」とあるのは「金銭以外の財産」と、同項第一号中「第二十八條第一号又は第二号に掲げる事項」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第三項中「第三十三條第十項第三号」とあるのは「公認会計士法第三十四條の二十

三 第二項において準用する第三十三条第十項第三号」と、同法第二百二十二条中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第一項第二号中「第二百九条の規定により募集株式の株主」とあるのは「社員」と、「第九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、同条第二項中「第九十九条第一項第三号」とあるのは「金銭以外の財産」と、「募集株式の引受けの申込み又は第二百五条の契約に係る意思表示」とあるのは「出資」と、同法第五百七十八条中「設立しようとする持分会社が合同会社である場合」とあるのは「有限責任監査法人を設立しようとする場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第二百三十三条(第一項第二号及び第三号を除く。)、第五百八十三条(第二項を除く。)、及び第五百九十七条の規定は、有限責任監査法人の社員について準用する。この場合において、同法第二百三十三条第一項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項第一号中「第二百七条第二項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十三第一項において準用する第二百七条第二項」と、同項及び同条第四項中「現物出資財産」とあるのは「金銭以外の財産」と、同項第一号中「取締役等」とあるのは「有限責任監査法人の社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百三十九条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、及び第三項、第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)、及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条

条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百二十七条第三項又は第六百三十五条第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十六条第三項中「商号」とあるのは、「名称」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条(第二号、第五号及び第七号に係る部分に限る。)、第八百七十一条、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第一項において準用する同法第二百七条又は第二項において準用する同法第三十三条の規定による検査役の選任及び有限責任監査法人が第一項において準用する同法第六百六十一条第二項の規定による許可の申立てをする場合について準用する。この場合において、同法第八百七十条第五号中「設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人」とあるのは「有限責任監査法人の社員又は有限責任監査法人の社員になろうとする者」と、同条第七号中「第九十九条第一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産」とあるのは「金銭以外の財産」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第一項において準用する会社法第六百二十

条、第六百二十三条第一項、第六百二十六条及び第六百二十七条の規定は、前条第二項において準用する同法第六百四十四条第三号を除く。の規定により清算をする有限責任監査法人については、適用しない。

第五章の三 有限責任監査法人の登録に関する特則

(登録)

第三十四条の二十四 有限責任監査法人は、内閣総理大臣の登録(次条から第三十四条の三十一までにおいて単に「登録」という。)を受けなければ、第二条第一項の業務又は第三十四条の五各号に掲げる業務を行つてはならない。

(登録の申請)

第三十四条の二十五 登録を受けようとする有限責任監査法人(第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更をしようとする無限責任監査法人を含む。第三十四条の二十七第一項第二号口において同じ。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
 - 二 事務所の所在地
 - 三 社員の氏名及び住所
 - 四 資本金の額
 - 五 その他内閣府令で定める事項
- 2 前項の申請書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第三十四条の二十六 内閣総理大臣は、登録の

申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を有限責任監査法人登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、有限責任監査法人登録簿を公衆の縦覧に供ししなければならない。

(登録の拒否)

第三十四条の二十七 内閣総理大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合

- 一 第三十四条の二十九第二項の規定により申請者が登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない場合
- 二 社員のうちに次のいずれかに該当する者がいる場合

イ 第三十四条の四第二項各号のいずれかに該当する者

ロ 第三十四条の二十九第二項の規定によ

り他の登録を受けた有限責任監査法人(以下「登録有限責任監査法人」という。)が登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該他の登録有限責任監査法人の社員であつた者でその処分の日から三年を経過しないもの三 資本金の額が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない場合

四 申請者の社員のうちに公認会計士である

社員の占める割合が百分の五十を下らない

内閣府令で定める割合を下回る場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録の拒否をした場合においては、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(変更登録等)

第三十四条の二十八 登録有限責任監査法人は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

2 登録有限責任監査法人が、第三十四条の十八第一項若しくは第二項の規定により解散したとき、第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更をしようとする場合において、登録を受けた後、二週間以内に、その定款の変更の効力が生じないとき、又は同条第十一項に規定する定款の変更をしたときは、当該登録有限責任監査法人の登録は、その効力を失う。

(登録有限責任監査法人に対する処分等)

第三十四条の二十九 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したときは、当該登録有限責任監査法人に対し、必要な指示をすること(次項第三号に該当した場合において、同項の規定により業務管理体制の改善を命ずること及び第三項の規定により社員が監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することを除く。)ができる。

2 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が

次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録有限責任監査法人に対し、戒告し、第三十四条の十三第一項に規定する業務管理体制の改善を命じ、二年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 第三十四条の二十七第一項各号(第一号を除く。)のいずれかに該当することとなつたとき。
二 不正の手段により登録を受けたとき。
三 第三十四条の十の五若しくはこの章の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反したとき。

四 前項の規定による指示に従わないとき。
3 内閣総理大臣は、登録有限責任監査法人が前項第三号又は第四号に該当するときは、その登録有限責任監査法人に対し、二年以内の期間を定めて、同項第三号又は第四号に該当することとなつたことに重大な責任を有すると認められる社員が当該登録有限責任監査法人の業務又は意思決定の全部又は一部に関与することを禁止することができる。

4 第三十二条から第三十四条までの規定は、前二項の処分について準用する。
5 第二項及び第三項の規定による処分の手続に付された登録有限責任監査法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

6 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の社員である公認会計士につき第三十条又は第三十一条に該当する事実があるときは、その社員である公認会計士に対し、懲戒の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。
7 第二項及び第三項の規定は、これらの規定により登録有限責任監査法人を処分する場合において、当該監査法人の特定社員につき第三十四条の十の十七第二項に該当する事実があるときは、当該特定社員に対し、同項の処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(登録の抹消)
第三十四条の三十 内閣総理大臣は、第三十四条の二十八第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第二項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(登録の細目)
第三十四条の三十一 この章に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、有限責任監査法人登録簿その他登録に関して必要な事項は、内閣府令で定める。
(計算書類の作成に関する特則)
第三十四条の三十二 登録有限責任監査法人は、その計算書類について、内閣府令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人と政令で定める特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、当該計算書類に係る会計年度における当該登録有限責任監査法人の収益の額その他の政令で定める勘定の額が政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。

2 前項の監査報告書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録の添付をもつて、監査報告書の添付に代えることができる。
(供託に関する特則)
第三十四条の三十三 登録有限責任監査法人は、第三十四条の二十一第二項第一号又は第二号に該当することによつて生ずる損害の賠償を請求する権利(以下この条において「優先還付対象債権」という。)を有する者(以下この条及び次条において「優先還付対象債権者」という。)に対する債務の履行を確保するため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人に対し、その業務を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。
3 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、当該登録有限責任監査法人のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額(以下この条において「契約金額」という。)につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

官 報 (号 外)

4 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、登録有限責任監査法人と前項の契約を締結した者又は当該登録有限責任監査法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができ

5 登録有限責任監査法人(第三十四条の二十二第十項の規定による定款の変更の効力が生じていないものを除く)は、第一項の規定により供託する供託金(第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む)につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た後でなければ、その業務を行つてはならない。

6 優先還付対象債権者は、優先還付対象債権に關し、当該登録有限責任監査法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

8 登録有限責任監査法人は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額(契約金額を含む)が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、内閣府令で定める日から政令で定める期間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結(第五十二條の四において単に「供託」という。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

9 第一項、第二項又は前項の規定により供託

する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもつてこれに充てることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、内閣総理大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 第三十四条の十八第一項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第三十四条の十八第二項に該当することとなつたとき。

三 第三十四条の二十二第一項に規定する定款の変更を行い、同条第十二項の規定によりその旨を内閣総理大臣に届け出たとき。

四 業務の状況の変化その他の理由により供託金の額が第一項の政令で定める額を超えることとなつたとき。

11 内閣総理大臣は、前項の承認をするときは、優先還付対象債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる供託金の額を指定することができる。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に關し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。

(有限責任監査法人責任保険契約に關する特別)

第三十四条の三十四 登録有限責任監査法人は、政令で定めるところにより、その業務を行うに当たり生ずる責任に關する保険契約

(次項及び第三項において「有限責任監査法人責任保険契約」という。)を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項、第二項若しくは第八項の規定により供託する供託金の全部若しくは一部の供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。

2 内閣総理大臣は、優先還付対象債権者に対する債務の履行を確保するため必要があると認めるときは、有限責任監査法人責任保険契約を締結した登録有限責任監査法人に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる」とされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、有限責任監査法人責任保険契約に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

第五章の四 外国監査法人等

(届出)

第三十四条の三十五 外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者は、金融商品取引法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者その他内閣府令で定める者が同法の規定により提出する財務書類(以下「外国会社等財務書類」という。)について第二條第一項の業務に相当すると認められ

る業務を行うときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、外国会社等財務書類について同項の業務に相当すると認められる業務を行う者に対する監督を行う外国の行政機関その他これに準ずるものの適切な監督を受けると認められる者として内閣府令で定めるものについては、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(届出事項)

第三十四条の三十六 前条第一項の規定による届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 名称又は氏名

二 主たる事務所所在地

三 法人にあつては、役員の氏名

四 法人にあつては、資本金の額又は出資の総額

五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の規定による届出書には、定款その他の内閣府令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(届出事項の変更)

第三十四条の三十七 外国監査法人等は、前条第一項各号に掲げる事項について変更があつた場合においては、内閣府令で定めるところにより、二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出が

あつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(外国監査法人等に対する指示等)

第三十四条の三十八 内閣総理大臣は、外国監査法人等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき、又は外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合において、その業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるときは、当該外国監査法人等に対し、必要な指示をすることができ

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた外国監査法人等が、その指示に従わないときは、その旨及びその指示の内容を公表することができ

3 内閣総理大臣は、前項の規定による公表後、同項の外国監査法人等について、第一項の指示に係る事項につき是正が図られたと認める場合には、その旨その他の内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

(廃業等の届出)

第三十四条の三十九 外国監査法人等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 外国会社等財務書類についての第二条第一項の業務に相当すると認められる業務を廃止したとき。
- 二 主たる事務所の所在する国において当該

国の法令に基づき、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は清算開始と同種類のの申立てを行つたとき。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。

第五章の五 審判手続等

(審判手続開始の決定)

第三十四条の四十 内閣総理大臣は、第三十一条の二第一項に規定する事実があると認める場合(同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認める場合(同条第二項の規定により課徴金を納付させることを命じない場合を除く。))には、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

2 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十条の二十一第二項第一号若しくは第二号に

規定する証明をした財務書類に係る会社その他の者の会計期間の末日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該証明に係る事件について審判手続開始の決定をすることができない。

(審判手続開始決定書)

第三十四条の四十一 審判手続開始の決定は、文書によつて行なわれなければならない。

2 審判手続開始の決定に係る決定書(次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。)には、審判の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事

実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者(以下この章において「被審人」という。)に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

4 被審人には、審判の期日に出席すべき旨を命じなければならない。

(審判手続を行うべき者)

第三十四条の四十二 審判手続(審判手続開始の決定及び第三十四条の五十三第七項に規定する決定を除く。)は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

2 内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

3 内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したところのある者を審判官として指定することはできない。

(被審人の代理人及び指定職員)

第三十四条の四十三 被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができ

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(次項において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

(審判の公開)

第三十四条の四十四 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(被審人による答弁書の提出)

第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

(被審人の意見陳述)

第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出席して、意見を述べることができる。

2 審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

(参考人に対する審問等)

第三十四条の四十七 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出席を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第九百十條、第九百九十一條、第九百九十六條、第九百九十七條及び第二百一十一條第一項から第四項まで

の規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

(被審人に対する審問)

第三十四条の四十八 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

(証拠書類の提出等)

第三十四条の四十九 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(学識経験者に対する鑑定命令)

第三十四条の五十 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

2 審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

3 民事訴訟法第九十一条、第九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

(立入検査)

第三十四条の五十一 審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の事務所その他の必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする審判官は、その身分を示す証票を携帯し、事件関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(決定案の提出)

第三十四条の五十二 審判官は、審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(審判手続終了後の決定等)

第三十四条の五十三 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実があると認めるときは、被審人に対し、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について前項の決定(第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項及び次項において「個別決定」とこの算出額」という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを

命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の決定(第三十一条の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定以下この項において「既決定」という。)に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十一条の二第一項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について第一項の決定(第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、そ

れぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項及び次項において「個別決定」とこの算出額」という。)のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の決定(第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定(以下この項において「新決定」という。)をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一 新決定に係る個別決定ごとの算出額のうち最も高い額

二 既決定に係る第三十四条の二十一の二第二項又は前項の規定による課徴金の額を合計した額

6 内閣総理大臣は、前条の規定による決定案の提出を受けた場合において、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実がないと認めるときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

9 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

（送達書類）

第三十四条の五十四 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の準用）

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第一百一条から第一百三十五条、第一百六条、第一百七条第一

項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第八八条並びに第九九条の規定を準用する。

この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第一百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第八八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官（公認会計士法第三十条の四十二第二項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第九九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができ、

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第一百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第八八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の揭示場に揭示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による揭示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

（処分通知等に係る電子情報処理組織の使用）

第三十四条の五十七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしていものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

2 前項に規定する相手方が同項の表示をした場合において、金融庁の職員が同項の処分通知等を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九九条の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録することをもつて、同条に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

（事件記録の閲覧等）

第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本

若しくは抄本の交付を求めることができる。

（納付の督促）

第三十四条の五十九 内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（課徴金納付命令の執行）

第三十四条の六十 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定（以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴金等の請求権)

第三十四条の六十一 破産法及び民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第三十四条の五十九第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

(内閣府令への委任)

第三十四条の六十二 この章に規定するもののほか、審判手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(取消しの訴え)

第三十四条の六十三 第三十四条の五十三第一項から第五項までの決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

2 前項の期間は、不変期間とする。

(参考人等の旅費等の請求)

第三十四条の六十四 第三十四条の四十七第一項又は第三十四条の五十一第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

(行政手続法の適用除外)

第三十四条の六十五 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてする決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がする処分を含む。)については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。ただし、第三十一条の二及び第三十四条の二十一の二の規定に係る同法

第十二条の規定の適用については、この限りでない。

(不服申立て)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてした決定その他の処分(これらの規定によつて審判官がした処分を含む。)については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第三十五条第二項第一号中「対する処分」の下に「監査法人に対する第三十四条の二十一の二第一項の規定による命令を除く。」を加え、同項第二号中「業務」の下に「外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務」を加える。

第四十一条の二中「第四十九条の四第二項の下に」又は第三項を加え、「又は第四十九条の三第一項」を、「第四十九条の三第一項若しくは第二項又は第四十九条の三の二第一項」に改め、「業務」の下に「外国監査法人等の同項の業務に相当すると認められる業務」を加える。

第四十三条第二項中「並びに公認会計士」の下に「及び特定社員」を加える。

第四十四条第一項第七号中「公認会計士」の下に「及び特定社員」を加え、同項第十二号中「業務」の下に「の運営」を加える。

第四十六条の二中「抹消された」を「抹消されたに改める。

第四十六条の九の二第一項中「業務」の下に「の運営」を、「状況」の下に「当該会員が公認会計士である場合にあっては、第三十四条の十三

第二項第一号及び第二号に掲げる事項に限る。第四十九条の四第二項第二号において同じ。」を加える。

第四十六条の十第一項中「又は第三十四条の二十一」を、「第三十一条の二第一項、第三十四条の二十一第二項若しくは第三項、第三十四条の二十一の二第一項又は第三十四条の二十九第二項若しくは第三項」に改める。

第四十六条の十一第二項中「第十九条第三項」の下に「及び第三十四条の十の十一第二項」を加え、「及び第二十一条第一項第四号の規定による登録の抹消及び第三十四条の十の十四第一項第三号の規定による同条第二項に規定する」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二中「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十八条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 無限責任監査法人は、その名称中に有限責任監査法人又は有限責任監査法人と誤認させるような文字を使用してはならない。

第四十九条中「除く外」を「除くほか」に改める。

第四十九条の三の見出しを「公認会計士、外国公認会計士又は監査法人に対する報告徴収及び立入検査」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(外国監査法人等に対する報告徴収及び立入検査)

第四十九条の三の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認

めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二項第一項の業務に相当すると認められる業務に関し、外国監査法人等に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、外国監査法人等の行う外国会社等財務書類についての第二項第一項の業務に相当すると認められる業務に関し、当該職員に外国監査法人等の事務所その他その業務に係る場所のある物件を検査させることができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第四十九条の四第二項中「前条第一項」を「第四十九条の三第一項」に、「第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われる」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第四十六条の九の二第二項の報告に関して行われるもの

二 公認会計士、外国公認会計士又は監査法人(以下この号において「公認会計士等」という。)が、第四十六条の九の二第一項の調査を受けていないこと、同項の調査に協力することを拒否していることその他の内閣府令で定める事由があることにより日本公認会計士協会が当該公認会計士等に係る同条第二項の報告を行っていない場合において、当該公認会計士等の業務の運営の状況に関して行われるもの

第四十九条の四第四項を同条第五項とし、同

条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限のうち、前条第一項及び第二項の規定による権限を審査会に委任することができる。

第五十一条中「又は外国公認会計士」を「外国公認会計士又は特定社員」に改める。

第五十二条第一項中「含む。」の下に「第三十四条の十の十六」を加え、同条の次に次の三項を加える。

第五十二条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十八条の四第一項若しくは第三十四条の十六の三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、若しくは第二十八条の四第三項若しくは第三十四条の十六の三第三項の規定に違反して、第二十八条の四第二項若しくは第三十四条の十六の三第二項に規定する電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとらず、又はこれらの規定に違反して、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、公衆の縦覧に供し、若しくは電磁的記録に記録すべき事項を記録せず、若しくは虚偽の記録をして、電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提

供を受けることができる状態に置く措置をとつた者

二 不正の手段により第三十四条の二十四の登録を受けた者

三 第三十四条の二十四又は第三十四条の三十三第五項の規定に違反して業務を行つた者

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自首したときは、その刑を減輕又は免除することができる。

第五十二条の四 第三十四条の三十三第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条第一項第四号中「又は第二項の規定」を「から第三項までの規定のいずれか」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第四十六条の十二第一項」を「第三十四条の五十一第一項、第四十六条の十二第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第三十四条の二十五第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十三条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

第五十三条の二中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加える。

第五十三条の三 第五十三条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は前条を「第五十二条の二、第五十二条の四、第五十三条第一項第一号から第三号まで若しくは第五号又は第五十三条の二」に改め、同条を第五十三条の四とする。

第五十三条の二 次の各号のいずれかを加える。

第五十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の四十七第一項の規定による参考人に対する処分違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

二 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三 第三十四条の四十九第二項の規定による物件の所持人に対する処分違反して物件を提出しない者

四 第三十四条の五十第一項の規定による鑑定人に対する処分違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第五十四条第二号中「第三号」を「次号」に改める。

第五十五条各号中「及び第三十四条の二十第一第三項」を「第三十四条の十の十七第三項、第

三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項」に改める。

第五十五条の二各号中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加える。

第五十五条の三第五号中「第三十四条の二十第六項」の下に「又は第三十四条の二十三第四項」を加え、同条第八号を次のように改める。

八 第三十四条の二十二第三項において準用する会社法第六百七十条第二項若しくは第五項又は第三十四条の二十三第一項において準用する同法第六百二十七条第二項若しくは第五項、第六百三十五条第二項若しくは第五項若しくは第六百六十一条第一項の規定に違反して、財産の処分、資本金の額の減少、持分の払戻し又は債務の弁済をしたとき。

第五十五条の三に次の一号を加える。

九 第三十四条の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

第五十五条の三を第五十五条の四とする。

第五十五条の二 次の各号のいずれかを加える。

第五十五条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、監査法人の社員、監査法人と第三十四条の三十三第三項の契約を締結した者又は検査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第三十四条の二十三第一項において準用する会社法第二百七条第四項又は第三十四条の二十三第二項において準用する同法第三十三条第四項に規定する報告について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠べいたとき。

二 第三十四条の三十三第四項の規定による命令に違反したとき。

(金融商品取引法の一部改正)

第二条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第二号中「行為」の下に「又は店頭デリバティブ取引についての同項第五号に掲げる行為を加え、同条第二項第三号中「第三号まで」の下に「又は第五号」を、「前項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、同条第四項中「いう」を「いい、銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関が、当該行為のいづれかを業として行うことを含むものとする」に改める。

第二十九条の四第一項第五号ホ(1)中「又は口」を削る。

第三十三条第三項中「ものを業として行う場合」の下に「第二項第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八項第八項第七号に掲げるもの以外のものを業として行う場合」を加える。

第三十三条の二第三号中「除く。」の下に「又は第二項第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八項第八項第七号に掲げるもの以外のもの」を加える。

第四十三条の二第三項中「第九十三条の二」の下に「及び第九十三条の三」を加える。

第六十六条の十八中「第四十九条の三」を「第四十七条の三」に改める。

第二百二条の三十一第三項中「その株主」を「その総株主」に改める。

第四百四十条第三項中「定めた」を「定める」に改める。

第六百六十七条の二中「有価証券市場」を「金融商品市場」に改める。

第九百九十条第一項中「第六十条の十一」の下に「(第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九百九十三条の二第二項中「政令で定めるもの」の下に「(次条において「特定発行者」という。)」を、「内閣府令で定めるもの」の下に「(第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。)」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものその他の政令で定める有価証券の発行者が、外国監査法人等(公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。次項第一号及び第三項において同じ。)から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

第九百九十三条の二第二項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 前項第一号の発行者が、外国監査法人等から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

二 前号の発行者が、公認会計士法第三十四条の三十五第一項ただし書に規定する内閣府令で定める者から内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合

三 監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合

第九百九十三条の二第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「且つ」を「かつ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「同項の規定により貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類」を「財務計算に関する書類を提出する者」に改め、「及び第三十四条の十一の二」を削り、「又は第三十四条の十一第一項を」、「第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二第一項若しくは第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号及び前項第一号の規定は、これらの規定に規定する外国監査法人等について、公認会計士法第三十四条の三十八第二項の規定により同条第一項の指示に従わなかつた旨又は同法第三十四条の三十九第一項の規

定による届出があつた旨の同条第二項の規定による公表がされた場合(同法第三十四条の三十八第二項の規定による公表がされた場合において、同条第三項の規定による公表がされたときを除く。))には、適用しない。

第九百九十三条の二の次に次の一項を加える。

(法令違反等事実発見への対応)
第九百九十三条の三 公認会計士又は監査法人が、前条第一項の監査証明を行うに当たつて、特定発行者における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実(次項第一号において「法令違反等事実」という。)を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を行つた公認会計士又は監査法人は、当該通知を行つた日から政令で定める期間が経過した日後なお次に掲げる事項のすべてがあると認める場合において、第一号に規定する重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該事項に関する意見を内閣総理大臣に申し出なければならない。この場合において、当該公認会計士又は監査法人は、あらかじめ、内閣総理大臣に申出をする旨を当該特定発行者に書面で通知しなければならない。

一 法令違反等事実が、特定発行者の財務計算に関する書類の適正性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること。

二 前項の規定による通知を受けた特定発行者が、同項に規定する適切な措置をとらないこと。

3 前項の規定による申出を行った公認会計士又は監査法人は、当該特定発行者に対して当該申出を行った旨及びその内容を書面で通知しなければならない。

第百九十四条の七第二項第一号中「(第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。)」を削り、同項第四号中「並びに」を「及び」に改め、同条第三項中「第六十条の十一」の下に「第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第百九十三条の二第五項」を「第百九十三条の二第六項」に改める。

第二百五条第五号中「第百九十三条の二第五項」を「第百九十三条の二第六項」に改める。

第二百八条の二に次の三号を加える。

四 第百九十三条の三第一項の規定に違反した者

五 第百九十三条の三第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

六 第百九十三条の三第三項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

(金融庁設置法の一部改正)

第三条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「(金融商品取引法)の下に」及び公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)を加える。

第六条第二項の表公認会計士・監査審査会の項中「(昭和二十三年法律第百三号)」を削る。

第二十五条第一項中「第六章の二第二節の下に」及び公認会計士法第五章の五)を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定(金融商品取引法第四十三条の二第三項及び第百九十三条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百九十四条の七第三項の改正規定(第百九十三条の二第五項)を「第百九十三条の二第六項」に改める部分に限る。)、同法第二百五条第五号の改正規定並びに同法第二百八条の二に三号を加える改正規定を除く。証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

二 附則第二十七条の規定 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第 号)の公布の日又は前号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

(大会社等に係る業務の制限の特例に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の公認会計士法(以下「新公認会計士法」という。))第二十四条の三第一項(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する大会社等(新公認会計士法第二十四条の二に規定する大会社等をいう。以下同じ。))の会計期間(新公認会計士法第二十四条の三第一項に規定する会計期間をいう。以下同じ。))であって、公認会計士又は外国公認会計

士(新公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。以下同じ。))が当該大会社等の財務書類(新公認会計士法第一条の三第一項に規定する財務書類をいう。以下同じ。))について監査関連業務(新公認会計士法第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務をいう。以下同じ。))を行った会計期間以後の連続会計期間(新公認会計士法第二十四条の三第一項に規定する連続会計期間をいう。以下同じ。))について適用する。

2 施行日前に開始した大会社等の会計期間であって、公認会計士又は外国公認会計士が当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行った会計期間を含む連続する会計期間(第一条の規定による改正前の公認会計士法(以下「旧公認会計士法」という。))第二十四条の三に規定する連続する会計期間をいう。附則第十条第二項において同じ。))については、旧公認会計士法第二十四条の三(旧公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定は、なおその効力を有する。

3 新公認会計士法第二十四条の三第二項(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第二十四条の三第一項の規定は、この法律の施行の際現に同条第二項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について監査関連業務を行っている公認会計士又は外国公認会計士について適用する。

(公認会計士の就職の制限に関する経過措置)
第三条 新公認会計士法第二十八条の二(新公認会計士法第十六条の二第六項及び第三十四条の

十四の二において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する会計期間に係る財務書類について新公認会計士法第二条第一項の業務を行った場合について適用し、施行日前に開始した会計期間に係る財務書類について同項の業務を行った場合については、なお従前の例による。

(業務の状況に関する説明書類の縦覧に関する経過措置)

第四条 新公認会計士法第二十八条の四(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に開始する新公認会計士法第二十八条の四第一項に規定する年度に係る同項に規定する説明書類について適用する。

(懲戒に関する経過措置)

第五条 新公認会計士法第三十一条第二項(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後に行った業務の運営について適用する。

(課徴金納付命令に関する経過措置)

第六条 新公認会計士法第三十一条の二(新公認会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。))の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後にした新公認会計士法第三十条第一項の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同条第二項の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。

(指示に関する経過措置)

第七条 新公認会計士法第三十四条の二(新公認

会計士法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。の規定は、公認会計士又は外国公認会計士の施行日以後に行う行為又は新公認会計士法第二条第一項の業務について適用し、施行日以前に行った行為又は同項の業務については、なお従前の例による。 (定款の記載に関する経過措置) 第八条 この法律の施行の際現に存する監査法人の定款には、その社員の全部を無限責任社員とする旨の定めがあるものとみなす。 (監査法人の業務の制限に関する経過措置) 第九条 新公認会計士法第三十四条の十一第一項	(大規模監査法人の業務の制限の特例に関する経過措置) 第十一条 新公認会計士法第三十四条の十一の四の規定は、施行日以後に開始する上場有価証券発行者等(同条第一項に規定する上場有価証券発行者等をいう。以下同じ。)の会計期間であつて、同条第二項に規定する大規模監査法人がその社員に当該上場有価証券発行者等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。 (新規上場企業等に係る業務の制限の特例に関する経過措置) 第十二条 新公認会計士法第三十四条の十一の五第一項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、この法律の施行の際現に同項の規定により大会社等とみなされる者の財務書類について適用する。 2 新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により読み替えて適用する新公認会計士法第三十四条の十一の四第一項の規定は、この法律の施行の際現に新公認会計士法第三十四条の十一の五第二項の規定により上場有価証券発行者等とみなされる者の財務書類について適用する。 (財務諸表等の作成に関する経過措置) 第十三条 新公認会計士法第三十四条の十六第二項の規定は、施行日以後に開始する会計年度(新公認会計士法第三十四条の十五に規定する会計年度をいう。以下同じ。)に係る同項の計算書類及び業務報告書について適用し、施行日以前に開始した会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書については、なお従前	の例による。 (業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置) 第十四条 新公認会計士法第三十四条の十六の三の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る説明書類について適用する。 (監査法人に対する処分に関する経過措置) 第十五条 新公認会計士法第三十四条の二十一第二項の規定は、監査法人の施行日以後にした同項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、新公認会計士法若しくは新公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用し、監査法人の施行日以前にした旧公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為、旧公認会計士法若しくは旧公認会計士法に基づく命令に違反する行為若しくは著しく不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為については、なお従前の例による。	不当な運営又は同条第一項の規定による指示に従わない行為について適用する。 (課徴金納付命令に関する経過措置) 第十六条 新公認会計士法第三十四条の二十一の二の規定は、監査法人の施行日以後にした新公認会計士法第三十四条の二十一第二項第一号の虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為又は同項第二号の重大な虚偽、錯誤若しくは脱漏のないものとして証明する行為について適用する。 (外国監査法人等の届出に関する経過措置) 第十七条 新公認会計士法第三十四条の三十五第一項の規定は、外国会社等財務書類(同項に規定する外国会社等財務書類をいう。)で、施行日以後に開始する会計期間に係るものの新公認会計士法第二条第一項の業務に相当すると認められる業務について適用する。 (公認会計士又は監査法人による監査証明に関する経過措置) 第十八条 第二条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第百九十三条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する特定発行者(同項に規定する特定発行者をいう。以下この条及び次条において同じ。)の事業年度又は特定期間(新金融商品取引法第二十四条第五項に規定する特定期間をいう。以下この条及び次条において同じ。)に係る財務計算に関する書類(新金融商品取引法第百九十三条の二第二項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日以前に開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務計算に関する書類につ
第十條 新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。 2 施行日以前に開始した大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。	第十條 新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。 2 施行日以前に開始した大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。	第十條 新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。 2 施行日以前に開始した大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。	第十條 新公認会計士法第三十四条の十一の三の規定は、施行日以後に開始する大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。 2 施行日以前に開始した大会社等の会計期間であつて、監査法人がその社員に当該大会社等の財務書類について監査関連業務を行わせた会計期間以後の連続会計期間について適用する。

いては、なお従前の例による。

2 新金融商品取引法第九十三条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する特定発行者の事業年度に係る内部統制報告書(新金融商品取引法第二十四条の四の第一項に規定する内部統制報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始する特定発行者の事業年度に係る内部統制報告書については、なお従前の例による。

(法令違反等事実発見への対応に関する経過措置)

第十九条 新金融商品取引法第九十三条の三の規定は、公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の施行日以後に開始する特定発行者の事業年度又は特定期間に係る財務書類の監査証明について適用する。

(所得税法の一部改正)

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)

の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十一 公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の規定による課徴金及び延滞金

別表第一第一号の表日本公認会計士協会の項中(昭和二十三年法律第三十三号)を削る。

(法人税法の一部改正)

第二十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第四項に次の一号を加える。

五 公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)の規定による課徴金及び延滞金

別表第二第一号の表日本公認会計士協会の項中(昭和二十三年法律第三十三号)を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十号を次のように改める。

五十 有限責任監査法人の登録又は公認会計士に係る実務補習団体等の認定		
(一) 公認会計士法第三十四条の二十四(有限責任監査法人の登録)の登録	登録件数	一件につき十五万円
(二) 公認会計士法第三十六条第一項(実務補習)の実務補習	認定件数	一件につき十五万円
団体等の認定		

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十三の項中「同法第三十四条の十第一項の認可」を「同法第三十四条の九の二若しくは第三十四条の十第二項の届出又は同法第三

十四条の二十四若しくは第三十四条の二十八第一項の登録」に改める。

(政党助成法の一部改正)

第二十四条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第三項を次のように改める。

3 前項の監査報告書を作成した公認会計士又は監査法人に係る公認会計士法(昭和二十三年法律第三十三号)第三十二条第二項(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)若しくは第三項(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項、第三十四条の二十九第四項及び第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による調査又は同法第三十四条の四十から第三十四条の六十二までに定める手続については、同法第三十三条(同法第三十四条の十の十七第三項、第三十四条の二十一第四項、第三十四条の二十一の二第七項及び第三十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(会社法の一部改正)

第二十五条 会社法(平成十七年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九百四十三条第一号中「第三十四条の二十六項」の下に「及び第三十四条の二十三第四項」を加える。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百七十五条中公認会計士法第三十四条の十の三の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第三十四条の二十一の二」を「第三十四条の二十一の六」に改める。

第百七十五条のうち公認会計士法第三十四条の二十一の次に四を加える改正規定中「第三十四条の二十一の次」を「第五章の二第七節中第三十四条の二十一の二の次」に、「第三十四条の二十一の二」を「第三十四条の二十一の三」に、「第三十四条の二十一の三」を「第三十四条の二十一の四」に、「第三十四条の二十一の四」を「第三十四条の二十一の五」に、「第三十四条の二十一の五」を「第三十四条の二十一の六」に改める。

第百七十五条のうち公認会計士法第三十四条の二十二の改正規定中「同法」に改め」の下に「「同法第九百三十七条第一項中「本店」第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」とを削り」を加え、「同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする」を「同条中第四項後段、第六項後段、第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十項」を「第八項」に

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第百七十五条中公認会計士法第三十四条の十の三の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第三十四条の二十一の二」を「第三十四条の二十一の六」に改める。

第百七十五条のうち公認会計士法第三十四条の二十一の次に四を加える改正規定中「第三十四条の二十一の次」を「第五章の二第七節中第三十四条の二十一の二の次」に、「第三十四条の二十一の二」を「第三十四条の二十一の三」に、「第三十四条の二十一の三」を「第三十四条の二十一の四」に、「第三十四条の二十一の四」を「第三十四条の二十一の五」に、「第三十四条の二十一の五」を「第三十四条の二十一の六」に改める。

第百七十五条のうち公認会計士法第三十四条の二十二の改正規定中「同法」に改め」の下に「「同法第九百三十七条第一項中「本店」第一号に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」とを削り」を加え、「同条第三項後段、第五項後段、第六項及び第七項を削り、同条第八項を同条第六項とする」を「同条中第四項後段、第六項後段、第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項から第十二項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「第十項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第十項」を「第八項」に

改め、同項を同条第十二項とする」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十四条の二十五第一項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に改める。

第三十四条の二十八第二項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に改める。

第三十四条の三十三第五項中「第三十四条の二十二第十項」を「第三十四条の二十二第八項」に改め、同条第十項第三号中「第三十四条の二十二第十一項」を「第三十四条の二十二第九項」に、「同条第十二項」を「同条第十項」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)

第二十七条 株式会社日本政策投資銀行法の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表第二項第十一項、第二十七条の二十八第三項、第三十三條、第三十三條の二、第三十三條の五第二項、第三十三條の七、第五十八條、第六十六條及び第二百二條第二項各号の項中「第二十七條の二十八第三項」の下に「第二十八條第四項」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第二十八條 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十九条 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、公認会計士制度及び監査法人制度等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

電子記録債権法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十九日

財政金融委員長 家西 悟
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、金銭債権について、その取引の安全を確保することによつて事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めることにより、電子記録債権制度を創設するものであり、おおむね妥当な措置

と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 電子記録債権制度の導入に当たっては、事業者の資金調達の円滑化等を図るといふ法律の趣旨にかんがみ、特に中小企業の資金調達等に配慮しつつ、適切な金融インフラの整備に努めること。また、電子金融取引に係るインフラとして、他の電子的な取引に係る決済機関・クリアリング機関等との連携を図ることにより、我が国金融市場の効率性を高め、経済の活性化に資するよう努めること。

一 法施行までに電子債権記録機関の業務規程や口座間送金決済契約等の詳細について慎重な検討を行い、債務者の二重払いのリスクが回避されるよう同期的管理の確実な実施を含め、電子記録債権制度全般の信頼性を確保すること。また、取引参加に当たっては、本人確認の徹底及び悪質業者等の排除、債権の期限に支払えない債務者への対応措置の検討を行うこと等により取引全体の安全性と健全性の確保に努めること。さらに、電子記録債権の譲渡禁止特約については、中小企業金融の円滑化の阻害要因とならないよう、制度の運用状況等を検証し、必要があると認められるときは、適切な対応を行うこと。

一 電子債権記録機関の指定に当たっては、適切

な人材の確保等による業務運営の適正性と財務面における長期的健全性の確保等に配慮すること。また、電子債権記録機関の設立・運営にかかる費用が過剰にならない中小企業も安価に利用できるような環境整備に努めること。さらに、利用者利便の向上に向けて、実務関係者が記録様式等の必要な標準化等を検討する際には、適切な連携に努めること。

一 電子債権記録機関の公正性・中立性や円滑な業務運営の確保、破綻防止の観点から、体制の整備を含め、適切な検査・監督に努めること。その際、記録原簿は、電子記録債権の権利の内容が記録され、取引先名等の重要な営業情報等も含むため、電子債権記録機関のセキュリティ面について、なりすましなど外部からの不正アクセスの防止策や、情報漏えい等を防ぐための内部管理態勢の構築が図られるよう、格別の注意を払うこと。

一 電子記録債権が普及するためには、とりわけ債務者である大企業などの協力が不可欠であるため、その利用が図られるような環境整備に努めること。

右決議する。

電子記録債権法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年六月十五日

参議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

電子記録債権法案
電子記録債権法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 電子記録債権の発生、譲渡等
第一節 通則	第一節 通則
第一款 電子記録(第三条―第十一条)	第二款 電子記録債権に係る意思表示等(第十二条―第十四条)
第二節 発生(第十五条・第十六条)	第三節 譲渡(第十七条―第二十條)
第四節 消滅(第二十一条―第二十五条)	第五節 記録事項の変更(第二十六条―第三十條)
第六節 電子記録保証(第三十一条―第三十五條)	第七節 質権(第三十六条―第四十二條)
第八節 分割(第四十三条―第四十七條)	第九節 雑則(第四十八條―第五十條)
第三章 電子債権記録機関	
第一節 通則(第五十一条―第五十五條)	第二節 業務(第五十六条―第六十一条)
第三節 口座間送金決済等に係る措置(第六十二條―第六十六條)	第四節 監督(第六十七條―第七十七條)
第五節 合併、分割及び事業の譲渡(第七十八條―第八十一条)	第六節 解散等(第八十二条―第八十五條)
第四章 雑則(第八十六条―第九十二条)	第五章 罰則(第九十三条―第一百条)
附則	

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、電子記録債権の発生、譲渡等について定めるとともに、電子記録債権に係る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものとする。
(定義)

第二条 この法律において「電子記録債権」とは、その発生又は譲渡についてこの法律の規定による電子記録(以下単に「電子記録」という。)を要件とする金銭債権をいう。

2 この法律において「電子債権記録機関」とは、第五十一条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「記録原簿」とは、債権記録が記録される帳簿であつて、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物として主務省令で定めるものを含む。)をもって電子債権記録機関が調製するものをいう。

4 この法律において「債権記録」とは、発生記録により発生する電子記録債権又は電子記録債権から第四十三条第一項に規定する分割をする電子記録債権ごとに作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。

5 この法律において「記録事項」とは、この法律の規定に基づき債権記録に記録すべき事項をいう。

6 この法律において「電子記録名義人」とは、債権記録に電子記録債権の債権者又は質権者として記録されている者をいう。

7 この法律において「電子記録権利者」とは、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。

8 この法律において「電子記録義務者」とは、電子記録をすることにより、電子記録上、直接に不利益を受ける者をいい、間接に不利益を受ける者を除く。

9 この法律において「電子記録保証」とは、電子記録債権に係る債務を主たる債務とする保証であつて、保証記録をしたものをいう。

第二章 電子記録債権の発生、譲渡等
第一節 通則

第一款 電子記録

(電子記録の方法)

第三条 電子記録は、電子債権記録機関が記録原簿に記録事項を記録することによつて行ふ。
(当事者の請求又は官公署の嘱託による電子記録)

第四条 電子記録は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の請求又は官庁若しくは公署の嘱託がなければ、することができない。

2 請求による電子記録の手續に関するこの法律の規定は、法令に別段の定めがある場合を除き、官庁又は公署の嘱託による電子記録の手續について準用する。

(請求の当事者)
第五条 電子記録の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録

義務者(これらの者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人。第三項において同じ。)双方がしなければならない。

2 電子記録権利者又は電子記録義務者(これらの者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人。以下この項において同じ。)に電子記録の請求をすべきことを命ずる確定判決による電子記録は、当該請求をしなければならない他の電子記録権利者又は電子記録義務者だけで請求することができる。

3 電子記録権利者及び電子記録義務者が電子記録の請求を共同してしない場合における電子記録の請求は、これらの者のすべてが電子記録の請求をした時に、その効力を生ずる。
(請求の方法)

第六条 電子記録の請求は、請求者の氏名又は名称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情報として政令で定めるものを電子債権記録機関に提供してしなければならない。
(電子債権記録機関による電子記録)

第七条 電子債権記録機関は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による電子記録の請求があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る電子記録をしなければならない。

2 電子債権記録機関は、第五十一条第一項第五号に規定する業務規程(以下この章において単に「業務規程」という。)の定めるところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数の制限その他の制限をす

ることができる。この場合において、電子債権記録機関が第十六条第二項第十五号に掲げる事項を債権記録に記録していないときは、何人も、当該業務規程の定め効力を主張することができない。

(電子記録の順序)

第八条 電子債権記録機関は、同一の電子記録債権に関し二以上の電子記録の請求があつたときは、当該請求の順序に従つて電子記録をしなければならない。

2 同一の電子記録債権に関し同時に二以上の電子記録が請求された場合において、請求に係る電子記録の内容が相互に矛盾するときは、前条第一項の規定にかかわらず、電子債権記録機関は、いずれの請求に基づく電子記録としてはならない。

3 同一の電子記録債権に関し二以上の電子記録が請求された場合において、その前後が明らかでないときは、これらの請求は、同時にされたものとみなす。

(電子記録の効力)

第九条 電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まるものとする。

2 電子記録名義人は、電子記録に係る電子記録債権についての権利を適法に有するものと推定する。

(電子記録の訂正等)

第十条 電子債権記録機関は、次に掲げる場合には、電子記録の訂正をしなければならない。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあつては、当該第三者の承諾があるときに限る。

一 電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合

二 請求がなければすることができない電子記録が、請求がないのにされている場合

三 電子債権記録機関が自らの権限により記録すべき記録事項について、記録すべき内容と異なる内容の記録がされている場合

四 電子債権記録機関が自らの権限により記録すべき記録事項について、その記録がされていない場合(一の電子記録の記録事項の全部が記録されていないときを除く。)

2 電子債権記録機関は、第八十六条各号に掲げる期間のうちいずれかが経過する日までに電子記録が消去されたときは、当該電子記録の回復をしなければならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 電子債権記録機関は、前二項の規定により電子記録の訂正又は回復をするときは、当該訂正又は回復後の電子記録の内容と矛盾する電子記録について、電子記録の訂正をしなければならない。

4 電子債権記録機関が第一項又は第二項の規定により電子記録の訂正又は回復をしたときは、その内容を電子記録権利者及び電子記録義務者(電子記録権利者及び電子記録義務者がない場合にあつては、電子記録名義人)に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、民法明治二十九年法律第八十九号(第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わつて電子記録の請求をした者)にしなければならない。ただし、そ

の者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

(不実の電子記録等についての電子債権記録機関の責任)

第十一条 電子債権記録機関は、前条第一項各号に掲げる場合又は同条第二項に規定するとき、これらの規定に規定する事由によつて当該電子記録の請求をした者その他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、電子債権記録機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第二款 電子記録債権に係る意思表示等

(意思表示の無効又は取消しの特則)

第十二条 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第九十三条ただし書若しくは第九十五条の規定による無効又は同法第九十六条第一項若しくは第二項の規定による取消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者(同条第一項及び第二項の規定による取消しにあつては、取消し後の第三者に限る。)に対抗することができない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前項に規定する第三者が、支払期日以後に電子記録債権の譲渡、質入れ、差押え、仮差押え又は破産手続開始の決定(分割払の方法により支払う電子記録債権の場合には、到来した支払期日に係る部分についてのものに限る。)があつた場合におけるその譲受人、質権者、差押債権者、仮差押債権者又は破産管財

人であるとき。

二 前項の意思表示の無効又は取消しを対抗しようとする者が個人(当該電子記録において個人事業者(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第二項に規定する事業者である個人をいう。以下同じ。)である旨の記録がされている者を除く。)である場合

(無権代理人の責任の特則)

第十三条 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第一百七条第二項の規定の適用については、同項中「過失」とあるのは、「重大な過失」とする。

(権限がない者の請求による電子記録についての電子債権記録機関の責任)

第十四条 電子債権記録機関は、次に掲げる者の請求により電子記録をした場合には、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、電子債権記録機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 代理権を有しない者

二 他人になりすました者

第二節 発生

(電子記録債権の発生)

第十五条 電子記録債権保証記録に係るもの及び電子記録保証をした者(以下「電子記録保証人」という。)が第三十五条第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により取得する電子記録債権(以下「特別求償権」という。)を除く。次条において同じ。は、発生記録をすることによつて生ずる。

(発生記録)

第十六条 発生記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 債務者が一定の金額を支払う旨
- 二 支払期日(確定日に限るものとし、分割払の方法により債務を支払う場合にあっては、各支払期日とする。)
- 三 債権者の氏名又は名称及び住所
- 四 債権者が二人以上ある場合において、その債権が不可分債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの債権の金額
- 五 債務者の氏名又は名称及び住所
- 六 債務者が二人以上ある場合において、その債務が不可分債務又は連帯債務であるときはその旨、可分債務であるときは債務者ごとの債務の金額
- 七 記録番号(発生記録又は分割記録をする際に一の債権記録ごとに付す番号をいう。以下同じ。)
- 八 電子記録の年月日
- 九 発生記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

- 一 第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約に係る支払をするときは、その旨並びに債務者の預金又は貯金の口座(以下「債務者口座」という。)及び債権者の預金又は貯金の口座(以下「債権者口座」という。)
- 二 第六十四条に規定する契約に係る支払をするときは、その旨
- 三 前二号に規定するもののほか、支払方法についての定めをするときは、その定め(分割払の方法により債務を支払う場合にあっては、各支払期日ごとに支払うべき金額を含む。)
- 四 利息、遅延損害金又は違約金についての定めをするときは、その定め
- 五 期限の利益の喪失についての定めをするときは、その定め
- 六 相殺又は代物弁済についての定めをするときは、その定め
- 七 弁済の充当についての定めをするときは、その定め
- 八 第十九条第一項(第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め
- 九 債権者又は債務者が個人事業者であるときは、その旨
- 十 債務者が法人又は個人事業者(その旨の記録がされる者に限る。)である場合において、第二十條第一項(第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め
- 十一 債務者が法人又は個人事業者(その旨の記録がされる者に限る。)であつて前号に掲げる定めが記録されない場合において、債務者が債権者(譲渡記録における譲受人を含む。)以下この項において同じ。)に対抗することができる抗弁についての定めをするときは、その定め
- 十二 譲渡記録、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をすることができないこととし、又はこれらの電子記録について回数制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め

- 十三 債権者と債務者との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め
- 十四 債権者と債務者との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め
- 十五 電子債権記録機関が第七條第二項の規定により保証記録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をしたときは、その定め
- 十六 前各号に掲げるもののほか、電子記録債権の内容となるものとして政令で定める事項
- 十七 第一項第一号から第六号までに掲げる事項のいずれかの記録が欠けているときは、電子記録債権は、発生しない。
- 十八 消費者契約法第二條第一項に規定する消費者(以下単に「消費者」という。)についてされた第二項第九号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。
- 十九 第一項及び第二項の規定にかかわらず、電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、第一項第二号(分割払の方法により債務を支払う場合における各支払期日の部分に限る。)及び第二項各号(第一号、第二号及び第九号を除く。)に掲げる事項について、その記録をしないこととし、又はその記録を制限することができる。

第三節 譲渡

(電子記録債権の譲渡)

- 一 電子記録債権の譲渡をする旨
- 二 譲渡人が電子記録義務者の相続人であるときは、譲渡人の氏名及び住所
- 三 譲受人の氏名又は名称及び住所
- 四 電子記録の年月日
- 五 譲渡記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。
- 一 発生記録(当該発生記録の記録事項について変更記録がされているときは、当該変更記録を含む。 以下同じ。)において債務の支払を債権者口座に対する払込みによつてする旨の定めが記録されている場合において、譲渡記録に当たり譲受人が譲受人の預金又は貯金の口座に対する払込みによつて支払を受けようとするときは、当該口座発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に關する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。)
- 二 譲渡人が個人事業者であるときは、その旨
- 三 譲渡人と譲受人(譲渡記録後に譲受人として記録された者を含む。 次号において同じ。)との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め
- 四 譲渡人と譲受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め
- 五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- 六 消費者についてされた前項第二号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。
- 七 電子債権記録機関は、発生記録において第十六條第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項

(譲渡記録に係る部分に限る。)が記録されているときは、その記録の内容に抵触する譲渡記録をしてはならない。

(善意取得)

第十九条 譲渡記録の請求により電子記録債権の譲受人として記録された者は、当該電子記録債権を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第十六条第二項第八号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項に規定する者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権(分割払の方法により支払うものにあつては、到来した支払期日に係る部分に限る。)の譲受人として記録されたものである場合

三 個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である電子記録債権の譲渡人がした譲渡記録の請求における譲受人に対する意思表示が効力を有しない場合において、前項に規定する者が当該譲渡記録後にされた譲渡記録の請求により記録されたものであるとき。

(抗弁の切斷)
第二十条 発生記録における債務者又は電子記録保証人(以下「電子記録債務者」という。)は、電子記録債権の債権者に当該電子記録債権を譲渡した者に対する人的関係に基づく抗弁をもって当該債権者に対抗することができない。ただし、当該債権者が、当該電子記録債務者を害することを知って当該電子記録債権を取得したとき。

第二十一条 電子記録名義人に対してした電子記録債権についての支払は、当該電子記録名義人がその支払を受ける権利を有しない場合であつても、その効力を有する。ただし、その支払をした者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

きは、この限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第十六条第二項第十号又は第三十二条第二項第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた譲渡記録の請求により電子記録債権(分割払の方法により支払うものにあつては、到来した支払期日に係る部分に限る。)の譲受人として記録されたものである場合

三 前項の電子記録債務者が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合

第四節 消滅

(支払免責)

第二十一条 電子記録名義人に対してした電子記録債権についての支払は、当該電子記録名義人がその支払を受ける権利を有しない場合であつても、その効力を有する。ただし、その支払をした者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(混同等)

第二十二条 電子記録債務者(その相続人その他の一般承継人を含む。以下この項において同じ。)が電子記録債権を取得した場合に、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該電子記録債権は消滅しない。ただし、当該電子記録債務者又は当該電子記録債務者の承諾を得た他の電子記録債務者の請求により、当該電子記録債権の取得に伴う混同を原因とする支払等記録がされたときは、この限りでない。

2 次の各号に掲げる者は、電子記録債権を取得

しても、当該各号に定める者に対して電子記録保証によつて生じた債務(以下「電子記録保証債務」という。)の履行を請求することができない。

一 発生記録における債務者 電子記録保証人

二 電子記録保証人 他の電子記録保証人(弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為をしたとするならば、この号に掲げる電子記録保証人に対して特別求償権を行使することができものに限る。)

(消滅時効)

第二十三条 電子記録債権は、三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(支払等記録の記録事項)

第二十四条 支払等記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 支払、相殺その他の債務の全部若しくは一部を消滅させる行為又は混同(以下「支払等」という。)により消滅し、又は消滅することとなる電子記録名義人に対する債務を特定するために必要な事項

二 支払等をした金額その他の当該支払等の内容(利息、遅延損害金、違約金又は費用が生じている場合にあつては、消滅した元本の額を含む。)

三 支払等があつた日

四 支払等をした者(支払等が相殺による債務の消滅である場合にあつては、電子記録名義人が当該相殺によつて免れた債務の債権者。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所

五 支払等をした者が当該支払等をするについで民法第五百条の正当な利益を有する者であ

るときは、その事由

六 電子記録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

(支払等記録の請求)

第二十五条 支払等記録は、次に掲げる者だけで請求することができる。

一 当該支払等記録についての電子記録義務者

二 前号に掲げる者の相続人その他の一般承継人

三 次に掲げる者であつて、前二号に掲げる者全員の承諾を得たもの

イ 電子記録債務者

ロ 支払等をした者(前二号及びイに掲げる者を除く。)

ハ イ又はロに掲げる者の相続人その他の一般承継人

2 電子記録債権又はこれを目的とする質権の被担保債権(次項において「電子記録債権等」という。)について支払等がされた場合には、前項第三号イからハまでに掲げる者は、同項第一号又は第二号に掲げる者に対し、同項第三号の承諾をすることを請求することができる。

3 電子記録債権等について支払をする者は、第一項第一号又は第二号に掲げる者に対し、当該支払をするのと引換えに、同項第三号の承諾をすることを請求することができる。

4 根質権の担保すべき債権についての支払等をしたことによる支払等記録の請求は、当該支払等が当該根質権の担保すべき元本の確定後にされたものであり、かつ、当該確定の電子記録がされている場合でなければ、することができない。

第五節 記録事項の変更

(電子記録債権の内容等の意思表示による変更)

第二十六条 電子記録債権又はこれを目的とする質権の内容の意思表示による変更は、この法律に別段の定めがある場合を除き、変更記録をしなければ、その効力を生じない。

(変更記録の記録事項)

第二十七条 変更記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 変更する記録事項
- 二 前号の記録事項を変更する旨及びその原因
- 三 第一号の記録事項についての変更後の内容
(当該記録事項を記録しないこととする場合にあっては、当該記録事項を削除する旨)
- 四 電子記録の年月日

(求償権の譲渡に伴い電子記録債権が移転した場合の変更記録)

第二十八条 債権記録に支払等をした者として記録されている者であつて当該支払等により電子記録債権の債権者に代位したものがした求償権(特別求償権を除く。)の譲渡に伴い当該電子記録債権が移転した場合における変更記録は、その者の氏名又は名称及び住所を当該求償権の譲受人の氏名又は名称及び住所に変更する記録をすることによって行う。

(変更記録の請求)

第二十九条 変更記録の請求は、当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する者(その者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人)の全員がしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併

併による電子記録名義人又は電子記録債務者の変更を内容とする変更記録は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人だけで請求することができる。ただし、相続人が二人以上ある場合には、その全員が当該変更記録を請求しなければならない。

3 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前項ただし書の場合について準用する。

4 第一項の規定にかかわらず、電子記録名義人又は電子記録債務者の氏名若しくは名称又は住所についてのの変更記録は、その者が単独で請求することができる。他の者の権利義務に影響を及ぼさないことが明らかなる変更記録であつて業務規程の定めるものについても、同様とする。

(変更記録が無効な場合における電子記録債務者の責任)

第三十条 変更記録がその請求の無効、取消しその他の事由により効力を有しない場合には、当該変更記録前に債務を負担した電子記録債務者は、当該変更記録前の債権記録の内容に従つて責任を負う。ただし、当該変更記録の請求における相手方に対する意思表示を適法にした者の間においては、当該意思表示をした電子記録債務者は、当該変更記録以後の債権記録の内容に従つて責任を負う。

2 前項本文に規定する場合には、当該変更記録後に債務を負担した電子記録債務者は、当該変更記録後の債権記録の内容に従つて責任を負う。

第六節 電子記録保証

(保証記録による電子記録債権の発生)

第三十一条 電子記録保証に係る電子記録債権

は、保証記録をすることによって生ずる。

(保証記録)

第三十二条 保証記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- 一 保証をする旨
- 二 保証人の氏名又は名称及び住所
- 三 主たる債務者の氏名又は名称及び住所その他主たる債務を特定するために必要な事項
- 四 電子記録の年月日

2 保証記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

- 一 保証の範囲を限定する旨の定めをするときは、その定め
- 二 遅延損害金又は違約金についての定めをするときは、その定め
- 三 相殺又は代物弁済についての定めをするときは、その定め
- 四 弁済の充当の指定についての定めをするときは、その定め

五 保証人が個人事業者であるときは、その旨

六 保証人が法人又は個人事業者(その旨の記録がされる者に限る。)である場合において、保証記録をした時の債権者に対抗することができる事由について第二十条第一項第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。この規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め

七 保証人が法人又は個人事業者(その旨の記録がされる者に限る。)であつて前号に掲げる定めが記録されない場合において、保証人が債権者(譲渡記録における譲受人を含む。以下この項において同じ。)に対抗することができ

る抗弁についての定めをするときは、その定め

八 債権者と保証人との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

九 債権者と保証人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3 第一項第一号から第三号までに掲げる事項のいずれかの記録が欠けているときは、電子記録保証に係る電子記録債権は、発生しない。

4 消費者についてされた第二項第五号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

5 電子債権記録機関は、発生記録において第十六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項(保証記録に係る部分に限る。)が記録されているときは、その記録の内容に抵触する保証記録をしてはならない。

(電子記録保証の独立性)

第三十三条 電子記録保証債務は、その主たる債務者として記録されている者がその主たる債務を負担しない場合(第十六条第一項第一号から第六号まで又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の記録が欠けている場合を除く。)においても、その効力を妨げられない。

2 前項の規定は、電子記録保証人が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、適用しない。

(民法等の適用除外)

第三十四条 民法第四百五十二条、第四百五十三条及び第四百五十六条から第四百五十八条まで並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第五

百十一条第二項の規定は、電子記録保証について、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人(個人事業者である旨の記録がされている者を除く。)である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債務者の債権による相殺をもって債権者に対抗することができる。

(特別求償権)

第三十五条 発生記録によって生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えん(弁済その他自己の財産をもって主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、その旨の支払等記録がされたときは、民法第四百五十九条、第四百六十二条、第四百六十三条及び第四百六十五条の規定にかかわらず、当該電子記録保証人は、次に掲げる者に対し、出えんにより共同の免責を得た額、出えんをした日以後の遅延損害金の額及び避けることができなかった費用の額の合計額について電子記録債権を取得する。ただし、第三号に掲げる者に対しては、自己の負担部分を超えて出えんをした額のうち同号に掲げる者の負担部分の額に限る。

一 主たる債務者

二 当該出えんをした者が電子記録保証人となる前に当該者を債権者として当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする電子記録保証をしていた他の電子記録保証人

三 当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする他の電子記録保証人(前号に掲げる者及び電子記録保証人となる前に当該出えんをした者の電子記録保証に係る債権者であった

ものを除く。)

2 前項の規定は、同項の規定によって生じた債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。

3 第一項の規定は、電子記録保証債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその出えんを主たる債務者として記録されている電子記録保証人がしたとするならば、次に掲げる者に該当することとなるもの」と読み替えるものとする。

第七節 質権

(電子記録債権の質入れ)

第三十六条 電子記録債権を目的とする質権の設定は、質権設定記録をしなければ、その効力を生じない。

2 民法第三百六十二条第二項の規定は、前項の質権については、適用しない。

3 民法第二百九十六条から第三百条まで、第三百四条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十六条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十一条、第三百七十三条、第三百七十四条、第三百七十八条、第三百九十条、第三百九十一条、第三百九十八条の二から第三百九十八条の十まで、第三百九十八条の十九、第三百九十八条の二十(第一項第三号を除く。)及び第三百九十八条の二十二の規定は、第一項の質権について準用する。

(質権設定記録の記録事項)

第三十七条 質権設定記録(根質権の質権設定記録を除く。次項において同じ。)においては、次

に掲げる事項を記録しなければならない。

一 質権を設定する旨

二 質権者の氏名又は名称及び住所

三 被担保債権の債務者の氏名又は名称及び住所、被担保債権の額(一定の金額を目的とし、ない債権については、その価額。以下同じ。)その他被担保債権を特定するために必要な事項

四 一の債権記録における質権設定記録及び転質の電子記録がされた順序を示す番号(以下「質権番号」という。)

五 電子記録の年月日

2 質権設定記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

一 被担保債権につき利息、遅延損害金又は違約金についての定めがあるときは、その定め

二 被担保債権に付した条件があるときは、その条件

三 前条第三項において準用する民法第三百四十六条ただし書の別段の定めをするときは、その定め

四 質権の実行に関し、その方法、条件その他の事項について定めをするときは、その定め

五 発生記録において電子記録債権に係る債務の支払を債権者口座に対する払込みによってする旨の定めが記録されている場合において、質権設定記録に当たり質権者が質権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによって支払を受けようとするときは、当該口座(発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に關する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。)

六 質権設定者と質権者(質権設定記録後に当該質権についての質権者として記録された者を含む。次号において同じ。)との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

七 質権設定者と質権者との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3 根質権の質権設定記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 根質権を設定する旨

二 根質権者の氏名又は名称及び住所

三 担保すべき債権の債務者の氏名又は名称及び住所

四 担保すべき債権の範囲及び極度額

五 質権番号

六 電子記録の年月日

4 根質権の質権設定記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

一 担保すべき元本の確定すべき期日の定めをするときは、その定め

二 根質権の実行に関し、その方法、条件その他の事項について定めをするときは、その定め

三 発生記録において電子記録債権に係る債務の支払を債権者口座に対する払込みによってする旨の定めが記録されている場合において、根質権者の質権設定記録に当たり根質権者が根質権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによって支払を受けようとするときは、当該口座(発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に關する定めが記録

されているときは、これと抵触しないものに
限る。)

四 根質権設定者と根質権者(根質権の質権設
定記録後に当該根質権者についての根質権者として
記録された者を含む。次号において同
じ。)との間の通知の方法についての定めをする
ときは、その定め

五 根質権設定者と根質権者との間の紛争の解
決の方法についての定めをするときは、その
定め

六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める
事項

5 電子債権記録機関は、発生記録において第十
六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項
(質権設定記録に係る部分に限る。)が記録され
ているときは、その記録の内容に抵触する質権
設定記録をしてはならない。
(善意取得及び抗弁の切斷)

第三十八条 第十九条及び第二十条の規定は、質
権設定記録について準用する。この場合におい
て、第十九条第一項中「譲受人」とあるのは「質
権者」と、「当該電子記録債権」とあるのは「その
質権」と、同条第二項第二号中「譲受人」とある
のは「質権者」と、同項第三号中「された譲渡記
録」とあるのは「された質権設定記録」と、第二
十条第一項中「債権者に当該電子記録債権を譲
渡した」とあるのは「質権者にその質権を設定し
た」と、「当該債権者に」とあるのは「当該質権
者に」と、同項ただし書中「当該債権者が」とあ
るのは「当該質権者が」と、「当該電子記録債権
を取得した」とあるのは「当該質権を取得した」
と、同条第二項第二号中「債権者」とあり、及び

「譲受人」とあるのは「質権者」と読み替えるもの
とする。

(質権の順位の変更の電子記録)

第三十九条 第三十六条第三項において準用する
民法第三百七十四条第一項の規定による質権の
順位の変更の電子記録においては、次に掲げる
事項を記録しなければならない。

一 質権の順位を変更する旨
二 順位を変更する質権の質権番号
三 変更後の質権の順位
四 電子記録の年月日

2 前項の電子記録の請求は、順位を変更する質
権の電子記録名義人の全員がしなければならない。
この場合においては、第五条第二項及び第
三項の規定を準用する。
(転質)

第四十条 第三十六条第三項において準用する民
法第三百四十八条の規定による転質は、転質の
電子記録をしなければ、その効力を生じない。

2 第三十七条第一項から第四項までの規定は、
転質の電子記録について準用する。

3 転質の電子記録においては、転質の目的であ
る質権の質権番号をも記録しなければならない
い。

4 質権者が二以上の者のために転質をしたとき
は、その転質の順位は、転質の電子記録の前後
による。

(被担保債権の譲渡に伴う質権等の移転による
変更記録の特則)

第四十一条 被担保債権の一部について譲渡がさ
れた場合における質権又は転質の移転による変
更記録においては、第二十七条各号に掲げる事

項のほか、当該譲渡の目的である被担保債権の
額をも記録しなければならない。

2 根質権の担保すべき債権の譲渡がされた場合
における根質権の移転による変更記録の請求
は、当該譲渡が当該根質権の担保すべき元本の
確定後にされたものであり、かつ、当該確定の
電子記録がされている場合でなければ、するこ
とができない。

(根質権の担保すべき元本の確定の電子記録)

第四十二条 根質権の担保すべき元本(以下この
条において単に「元本」という。)の確定の電子記
録においては、次に掲げる事項を記録しなければ
ならない。

一 元本が確定した旨
二 元本が確定した根質権の質権番号
三 元本の確定の年月日
四 電子記録の年月日

2 第三十六条第三項において準用する民法第三
百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の
二十第一項第四号の規定により元本が確定した
場合の電子記録は、当該根質権の電子記録名義
人だけで請求することができる。ただし、同号
の規定により元本が確定した場合における請求
は、当該根質権又はこれを目的とする権利の取
得の電子記録の請求と併せてしなければならない
い。

第八節 分割

(分割記録)

第四十三条 電子記録債権は、分割(債権者又は
債務者として記録されている者が二人以上ある
場合において、特定の債権者又は債務者につい
て分離をすることを含む。)をすることができ

る。

2 電子記録債権の分割は、次条から第四十七条
までの規定により、分割をする電子記録債権が
記録されている債権記録(以下「原債権記録」と
いう。)及び新たに作成する債権記録(以下「分割
債権記録」という。)に分割記録をすると同時に
原債権記録に記録されている事項の一部を分割
債権記録に記録することによって行う。

3 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者と
して記録される者だけであることができる。

(分割記録の記録事項)

第四十四条 分割記録においては、分割債権記録
に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 原債権記録から分割をした旨
二 原債権記録及び分割債権記録の記録番号
三 発生記録における債務者であつて分割債権
記録に記録されるものが一定の金額を支払う
旨

四 債権者の氏名又は名称及び住所
五 電子記録の年月日

2 分割記録においては、原債権記録に次に掲げ
る事項を記録しなければならない。

一 分割をした旨
二 分割債権記録の記録番号
三 電子記録の年月日

3 電子債権記録機関は、発生記録において第十
六条第二項第十二号又は第十五号に掲げる事項
(分割記録に係る部分に限る。)が記録されてい
るときは、その記録の内容に抵触する分割記録
をしてはならない。

(分割記録に伴う分割債権記録への記録)

第四十五条 電子債権記録機関は、分割記録と同

時に、分割債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 分割債権記録に記録される電子記録債権についての原債権記録中の現に効力を有する電子記録において記録されている事項(次に掲げるものを除く。)

イ 債務者が一定の金額を支払う旨

ロ 当該電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものである場合における各支払期日及び当該支払期日ごとに支払うべき金額

ハ 譲渡記録、保証記録、質権設定記録又は分割記録をすることが出来る回数(以下「記録可能回数」という。)が記録されている場合におけるその記録可能回数

二 原債権記録の記録番号

ホ 原債権記録に分割記録がされている場合における当該分割記録において記録されている事項(イに掲げるものを除く。)

二 分割債権記録に記録される電子記録債権が原債権記録において分割払の方法により債務を支払うものとして記録されている場合には、当該電子記録債権の支払期日、原債権記録に支払期日として記録されているものに限る。

三 前号に規定する場合において、分割債権記録に記録される電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものであるときは、当該電子記録債権の各支払期日ごとに支払うべき金額(原債権記録に記録されている対応する各支払期日ごとに支払うべき金額の範囲内のものに限る。)

四 原債権記録に記録可能回数が記録されている場合には、当該記録可能回数(分割記録の記録可能回数にあつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数)のうち、分割債権記録における記録可能回数

2 電子債権記録機関は、分割債権記録に前項第一号に掲げる事項を記録したときは当該事項を原債権記録から転写した旨及びその年月日を、同項第二号から第四号までに掲げる事項を記録したときはその記録の年月日を当該分割債権記録に記録しなければならない。

(分割記録に伴う原債権記録への記録)
第四十六条 電子債権記録機関は、分割記録と同時に、原債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 分割債権記録に記録される電子記録債権について原債権記録に記録されている事項のうち、前条第一項第一号イからハまでに掲げる事項の記録を削除する旨

二 発生記録における債務者が分割記録の直前に原債権記録に記録されていた第十六条第一項第一号(当該原債権記録が他の分割における分割債権記録である場合にあつては、第四十四条第一項第三号)に規定する一定の金額から分割債権記録に記録される第四十四条第一項第三号に規定する一定の金額を控除して得た金額を支払う旨

三 分割債権記録に記録される電子記録債権が原債権記録において分割払の方法により債務を支払うものとして記録されている場合には、分割記録の後にも原債権記録に引き続き記録されることとなる支払期日

四 前号に規定する場合において、分割記録の後にも原債権記録に引き続き記録されることとなる電子記録債権が分割払の方法により債務を支払うものであるときは、当該電子記録債権の各支払期日ごとに支払うべき金額

五 原債権記録に記録可能回数が記録されている場合には、当該記録可能回数(分割記録の記録可能回数にあつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数)から分割債権記録における記録可能回数を控除した残りの記録可能回数

2 電子債権記録機関は、原債権記録に前項各号に掲げる事項を記録したときは、その記録の年月日を当該原債権記録に記録しなければならない。

(主務省令への委任)
第四十七条 第四十三条第三項及び前三条の規定にかかわらず、次に掲げる場合における分割記録の請求、分割記録の記録事項並びに分割記録に伴う分割債権記録及び原債権記録への記録について必要な事項は、これらの規定の例に準じて主務省令で定める。

一 原債権記録に債権者ごとの債権の金額又は債務者ごとの債務の金額が記録されている場合

二 原債権記録に第三十二条第二項第一号に掲げる事項が記録された保証記録がされている場合

三 原債権記録に特別求償権が記録されている場合
四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める場合

第九節 雑則

(信託の電子記録)

第四十八条 電子記録債権又はこれを目的とする質権(以下この項において「電子記録債権等」という。)については、信託の電子記録をしなければならない。電子記録債権等が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。

2 この法律に定めるもののほか、信託の電子記録に關し必要な事項は、政令で定める。

(電子記録債権に関する強制執行等)

第四十九条 電子債権記録機関は、電子記録債権に關する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならない。

2 強制執行等の電子記録に關し必要な事項は、政令で定める。

3 電子記録債権に關する強制執行、仮差押え及び仮処分、競売並びに没収保全の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(政令への委任)

第五十条 この法律に定めるもののほか、電子記録債権の電子記録の手續その他電子記録に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 電子債権記録機関

第一節 通則

(電子債権記録業を営む者の指定)
第五十一条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務(以下「電子債権記録業」という。)を営む者として、指定することができる。
一 次に掲げる機関を置く株式会社であること。

イ 取締役会 ロ 監査役会又は委員会(会社法平成十七年法律第八十六号第二条第十二号に規定する委員会をいう。) ハ 会計監査人 二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。 三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。 四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうち次に次のいずれかに該当する者がないこと。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者 ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者 ハ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役(外国会	社における外国の法令上これらに相当する者を含む。ホにおいて同じ。)であった者でその取消しの日から五年を経過しない者 ホ 第七十五条第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者 ヘ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 五 定款及び電子債権記録業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより電子債権記録業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。 六 電子債権記録業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、電子債権記録業に係る収支の見込みが良好であると認められること。	七 その人的構成に照らして、電子債権記録業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。 2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した電子債権記録機関の商号及び本店の所在地を官報で公示しなければならない。(指定の申請) 第五十二条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 商号 二 資本金の額及び純資産額 三 本店その他の営業所の名称及び所在地 四 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役)の氏名 五 会計参与と設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称 2 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面 二 定款 三 会社の登記事項証明書 四 業務規程 五 貸借対照表及び損益計算書 六 収支の見込みを記載した書類 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類 3 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(主務省令で定め	るものに限る。)を添付することができる。(資本金の額等) 第五十三条 電子債権記録機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。 2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回ってはならない。 3 電子債権記録機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。(適用除外) 第五十四条 会社法第三百三十一条第二項ただし書(同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十二条第二項(同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百三十六條第二項及び第四百二条第五項ただし書の規定は、電子債権記録機関については、適用しない。(秘密保持義務) 第五十五条 電子債権記録機関の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、電子債権記録業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 第二節 業務 (電子債権記録機関の業務) 第五十六条 電子債権記録機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行うものとする。 (兼業の禁止) 第五十七条 電子債権記録機関は、電子債権記録業及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。
---	--	--	---

(電子債権記録業の一部の委託)

第五十八条 電子債権記録機関は、主務省令で定めるところにより、電子債権記録業の一部を、主務大臣の承認を受けて、銀行等(銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。)、協同組織金融機関(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。))その他の者に委託することができる。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託に係る業務を行うことができる。

(業務規程)

第五十九条 電子債権記録機関は、業務規程において、電子記録の実施の方法、第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約又は第六十四条に規定する契約に係る事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

(電子債権記録機関を利用する者の保護)

第六十条 電子債権記録機関は、当該電子債権記録機関を利用する者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第六十一条 電子債権記録機関は、特定の者に対する不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 口座間送金決済等に係る措置

(口座間送金決済に関する契約の締結)

第六十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済に関する契約を締結する

ことができる。

2 前項及び次条第二項に規定する「口座間送金決済」とは、電子記録債権(保証記録に係るもの及び特別求償権を除く。以下この節において同じ。)に係る債務について、電子債権記録機関、債務者及び銀行等の合意に基づき、あらかじめ電子債権記録機関が当該銀行等に対し債権記録に記録されている支払期日、支払うべき金額、債務者口座及び債権者口座に係る情報を提供し、当該支払期日に当該銀行等が当該債務者口座から当該債権者口座に対する払込みの取扱いをすることによって行われる支払をいう。

(口座間送金決済についての支払等記録)

第六十三条 電子債権記録機関は、前条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約を締結した場合において、第十六条第二項第一号に掲げる事項が債権記録に記録されているときは、当該契約に係る銀行等に対し、前条第二項に規定する情報を提供しなければならない。

2 前項の場合において、支払期日に支払うべき電子記録債権に係る債務の全額について口座間送金決済があった旨の通知を同項に規定する銀行等から受けたときは、電子債権記録機関は、遅滞なく、当該口座間送金決済についての支払等記録をしなければならない。

(支払に関するその他の契約の締結)

第六十四条 電子債権記録機関は、第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約のほか、債務者又は債権者及び銀行等と電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に関する契約を締結することができる。

(その他の契約に係る支払についての支払等記録)

第六十五条 電子債権記録機関は、前条に規定する契約を締結し、第十六条第二項第二号に掲げる事項が債権記録に記録されている場合において、電子記録債権に係る債務の債権者口座に対する払込みによる支払に関する通知を当該契約に係る銀行等から受けたとき(電子記録債権に係る債務の支払があったことを電子債権記録機関において確実に知り得る場合として主務省令で定める場合に限る。)は、遅滞なく、当該支払についての支払等記録をしなければならない。

(口座間送金決済等の通知に係る第八条の適用)

第六十六条 第六十三条第二項及び前条に規定する通知は、電子記録の請求とみなして、第八条の規定を適用する。

第四節 監督

(帳簿書類等の作成及び保存)

第六十七条 電子債権記録機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第六十八条 電子債権記録機関は、事業年度ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書の記載事項、提出期日その他同項の報告書に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(資本金の額の変更)

第六十九条 電子債権記録機関は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

2 電子債権記録機関は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

(定款又は業務規程の変更)

第七十条 電子債権記録機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(電子債権記録業の休止の認可)

第七十一条 電子債権記録機関は、電子債権記録業を休止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号等の変更の届出)

第七十二条 電子債権記録機関は、第五十二条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項に変更があったときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により電子債権記録機関の商号又は本店の所在地の変更の届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(報告及び検査)

第七十三条 主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者に対し、当該電子債権記録機関の業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、電子債権記録機関若しくは当該電子債権記

録機関から業務の委託を受けた者の営業所若しくは事務所に立ち入り、当該電子債権記録機関若しくは当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件の検査(当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者にあつては、当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必要なものに限る。)をさせ、若しくは関係者に質問(当該電子債権記録機関から業務の委託を受けた者の関係者にあつては、当該電子債権記録機関の業務又は財産に関し必要なものに限る。)をさせることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (業務改善命令) 第七十四条 主務大臣は、電子債権記録業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子債権記録機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (指定の取消し等) 第七十五条 主務大臣は、電子債権記録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の指定を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の解任を命ずることができる。	一 第五十一条第一項第三号又は第四号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。 二 第五十一条第一項の指定当時に同項各号のいずれかに該当していなかつたことが判明したとき。 三 不正の手段により第五十一条第一項の指定を受けたことが判明したとき。 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。 2 主務大臣は、前項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。 (業務移転命令) 第七十六条 主務大臣は、電子債権記録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、電子債権記録業を他の株式会社に移転することを命ずることができる。 一 前条第一項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消されたとき。 二 電子債権記録業を廃止したとき。 三 解散したとき(設立、新設合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。) 四 電子債権記録業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができない事態又は破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあると認められるとき。 2 前項の規定による命令を受けた電子債権記録機関における会社法第三百二十二条第一項、第四百六十六条、第四百六十七条第一項、第七百八十三条第一項又は第七百九十五条第一項の規	定による決議(同法第七百八十三条第一項の規定による決議にあつては、同法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議を除く。)(は、同法第三百九条第二項及び第三百二十四条第二項の規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。 3 第一項の規定による命令を受けた電子債権記録機関における会社法第三百九条第三項第二号の株主総会の決議は、同項の規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。 4 第二項の規定により仮にした決議(以下この項及び次項において「仮決議」という。)があつた場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。 5 前項の株主総会において第二項に規定する多数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。 6 前二項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第二項」とあるのは、「第三項」と読み替へるものとする。 (債権記録の失効) 第七十七条 電子債権記録機関が前条第一項の規定による命令を受けた場合において、当該命令において定められた期限内にその電子債権記録業を移転することなく当該期限を経過したときは、当該期限を経過した日にその備える記録原	簿に記録されている債権記録は、その効力を失う。 2 電子記録債権及びこれを目的とする質権は、前項の規定により債権記録がその効力を失つた日(以下この条において「効力失効日」という。)以後は、当該債権記録に記録された電子記録債権の内容をその権利の内容とする指名債権及びこれを目的とする質権として存続するものとする。 3 効力失効日に電子記録保証人であつた者が前項の指名債権についての弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録されていた債務を消滅させるべき行為をしたときは、その者は、特別求償権と同一の内容の求償権を取得する。 4 主務大臣は、効力失効日以後、速やかに、第一項に規定する債権記録がその効力を失つた旨を官報で公示しなければならない。 5 電子債権記録機関であつた者又は一般承継人(合併により消滅した電子債権記録機関の権利義務を承継した者であつて、電子債権記録業を営まないものに限る。以下この章において同じ。)(は、効力失効日以後、直ちに、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める事項(債務者口座を除く。)(について、当該事項の全部を証明した書面を送付しなければならない。 一 効力失効日に電子記録名義人であつた者 効力失効日に債権記録に記録されていた事項(この号に掲げる者が分割債権記録に記録されていた者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権
---	--	---	--

記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。)のうち、譲渡記録又は質権設定記録若しくは転質の電子記録(これらの電子記録の記録事項について変更記録がされていときは、当該変更記録を含む。以下「譲渡記録等」という。)であつて電子記録名義人以外の者が譲受人又は質権者として記録されていたもの(次に掲げるものを除く。)において記録されている事項を除き、すべての事項 イ 第十八条第二項第三号若しくは第四号、第三十七条第二項第六号若しくは第七号又は同条第四項第四号若しくは第五号に掲げる事項が記録されていた譲渡記録等 ロ 個人が譲渡人又は譲受人として記録されていた譲渡記録 ハ 効力失効日に電子記録名義人であつた者が変更記録において記録されていた場合に於ける当該変更記録に係る譲渡記録等 ニ 効力失効日に電子記録債務者として記録されていた者 効力失効日に債権記録に記録されていた事項(この号に掲げる者が分割債権記録に記録されていた者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。) 第五節 合併、分割及び事業の譲渡 (特定合併の認可) 第七十八条 電子債権記録機関を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が電子債権記録業を営む場合に限る。以下この条において「特定合併」という。)は、主務大臣の認可を受け	なければ、その効力を生じない。 2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社(以下この条において「特定合併後の電子債権記録機関」という。)について第五十二条第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。 3 合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。 4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 特定合併後の電子債権記録機関が第五十一条第一項各号に掲げる要件に該当すること。 二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。 5 特定合併後の電子債権記録機関(電子債権記録機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。)は、特定合併の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。 6 特定合併後の電子債権記録機関は、特定合併により消滅した電子債権記録機関の業務に関する権利義務を承継する。 (新設分割の認可) 第七十九条 電子債権記録機関が新たに設立する株式会社に電子債権記録業の全部又は一部を承	継させるために行う新設分割(以下この条において単に「新設分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、新設分割により設立される株式会社(以下この条において「設立会社」という。)について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 第五十二条第一項各号に掲げる事項 二 設立会社が承継する電子債権記録業 3 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。 4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 設立会社が第五十一条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる要件に該当すること。 二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。 5 設立会社は、新設分割の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。 6 設立会社は、新設分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。 (吸収分割の認可) 第八十条 電子債権記録機関が他の株式会社に電	子債権記録業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割(以下この条において単に「吸収分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければならない。 2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、吸収分割により電子債権記録業の全部又は一部を承継する株式会社(以下この条において「承継会社」という。)について次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一 第五十二条第一項各号に掲げる事項 二 承継会社が承継する電子債権記録業 3 吸収分割認可申請書には、吸収分割契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。 4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。 一 承継会社が第五十一条第一項各号に掲げる要件に該当すること。 二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。 5 承継会社(電子債権記録機関が承継会社である場合を除く。)は、吸収分割の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。 6 承継会社は、吸収分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。
---	--	--	---

(事業譲渡の認可)

第八十一条 電子債権記録機関が他の株式会社に行う電子債権記録の全部又は一部の譲渡(以下この条において「事業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、事業譲渡により電子債権記録の全部又は一部を譲り受ける株式会社(以下この条において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第五十二条第一項各号に掲げる事項
二 譲受会社が承継する電子債権記録

3 事業譲渡認可申請書には、譲渡契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第五十一条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 電子債権記録の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。

5 譲受会社は、電子債権記録機関が譲受会社である場合を除く。は、事業譲渡の時に第五十一条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、事業譲渡をした電子債権記録機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の

認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

第六節 解散等

(解散等の認可)

第八十二条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 電子債権記録機関の解散についての株主総会の決議

二 電子債権記録機関を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が電子債権記録業を営まない場合に限る。)

(指定の失効)

第八十三条 電子債権記録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条第一項の指定は、その効力を失う。

一 電子債権記録業を廃止したとき。

二 解散したとき(設立、新設合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

三 第七十六条第一項の規定による命令を受けた場合(同項第四号に該当する場合に限る。)

2 前項の規定により第五十一条第一項の指定が効力を失ったときは、その電子債権記録機関であった者又は一般承継人は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない

い。

(指定取消し等の場合のみなし電子債権記録機関)

第八十四条 電子債権記録機関が第七十五条第一項の規定により第五十一条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合(同項第三号に該当する場合を除く。)

においては、その電子債権記録機関であった者又は一般承継人は、当該電子債権記録機関が行った電子債権記録業を速やかに終了しなければならない。この場合において、当該電子債権記録機関であった者又は一般承継人は、その電子債権記録業の結了の目的の範囲内において、なおこれを電子債権記録機関とみなす。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第八十五条 裁判所は、電子債権記録機関の清算手続、破産手続、再生手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べるができる。

3 第七十三条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第四章 雑則

(債権記録等の保存)

第八十六条 電子債権記録機関は、次に掲げる期間のうちのいずれかが経過する日までの間、債権記録及び当該債権記録に記録された電子記録

の請求に当たって電子債権記録機関に提供された情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保存しなければならない。

一 当該債権記録に記録されたすべての電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされた日又は変更記録により当該債権記録中のすべての記録事項について削除する旨の記録がされた日から五年間

二 当該債権記録に記録された支払期日(分割払の方法により債務を支払う場合にあつては、最終の支払期日)又は最後の電子記録がされた日のいずれか遅い日から十年間

(記録事項の開示)

第八十七条 次の各号に掲げる者及びその相続人その他の一般承継人並びにこれらの者の財産の管理及び処分をする権利を有する者は、電子債権記録機関に対し、その営業時間内は、いつでも、業務規程の定める費用を支払って、当該各号に定める事項(債務者口座を除く。)について、主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は当該事項の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の提供の請求以下この条において「開示請求」という。)をすることができる。

一 電子記録名義人 債権記録に記録されている事項(当該電子記録名義人が分割債権記録に記録されている者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。)のうち、譲渡記録等であつて電子記録名義人以外の者が譲受人又は質権者として記録されているもの(次に掲げ

るものを除く。)において記録されている事項を除き、すべての事項

イ 第十八条第二項第三号若しくは第四号、第三十七条第二項第六号若しくは第七号又は同条第四項第四号若しくは第五号に掲げる事項が記録されている譲渡記録等

ロ 個人が譲渡人又は譲受人として記録されている譲渡記録

ハ 電子記録名義人が変更記録において記録されている場合における当該変更記録に係る譲渡記録等

二 電子記録債務者として記録されている者債権記録に記録されている事項(当該電子記録債務者として記録されている者が分割債権記録に記録されている者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。)のうち、譲渡記録等であつて電子記録名義人以外の者が譲受人又は質権者として記録されているものにおいて記録されている事項(次に掲げるものを除く。)を除き、すべての事項

イ 電子記録名義人が変更記録において記録されている場合における当該変更記録に係る譲渡記録等において記録されている事項

ロ 当該電子記録債務者として記録されている者が発生記録若しくは譲渡記録等において債権者、譲受人若しくは質権者として記録されている者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人(以下この号において「債権者等」という。)に対して人的関係に基づく抗弁を有するときは、当該債権者等から

電子記録名義人に至るまでの一連の譲渡記録等において譲受人又は質権者として記録されている者(電子記録名義人を除く。)の氏名又は名称及び住所

三 債権記録に記録されている者であつて、前二号に掲げる者以外のもの 債権記録に記録されている事項(この号に掲げる者が原債権記録に記録されている者であるときは、その後の分割債権記録に記録された事項を含む。)のうち、次に掲げる事項

イ 当該債権記録中の発生記録及び開示請求をする者(ロにおいて「開示請求者」という。)が電子記録の請求をした者となつてい

る電子記録(当該電子記録の記録事項について変更記録がされているときは、当該変更記録を含む。)において記録されている事項

ロ 開示請求者を電子記録義務者とする譲渡記録等がされている場合において、当該電子記録が、代理権を有しない者が当該開示請求者の代理人としてした請求又は当該開示請求者になりすました者の請求によつてされたものであるときは、当該開示請求者から電子記録名義人に至るまでの一連の譲渡記録等において譲受人又は質権者として記録されている者の氏名又は名称及び住所

2 電子債権記録機関は、前項に規定するもののほか、電子記録の請求をした者が請求に際しその開示について同意をしている記録事項については、主務省令で定めるところにより、その同意の範囲内で一定の者が開示請求をすることを認めることができる。

(電子記録の請求に当たつて提供された情報の開示)

第八十八条 自己の氏名又は名称が電子記録の請求者として電子債権記録機関に提供された者は、電子債権記録機関に対し、その営業時間内

は、いつでも、業務規程の定める費用を支払つて、当該電子記録の請求に当たつて電子債権記録機関に提供された情報について、次に掲げる請求をすることができる。当該電子記録の請求が適法であるかどうかについて利害関係を有する者も、正当な理由があるときは、当該利害関係がある部分に限り、同様とする。

一 当該情報が書面に記載されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 当該情報が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。)であつて業務規程の定めるものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求(財務大臣への資料提出等)

第八十九条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、電子記録債権に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第九十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第九十一条 この法律において、主務大臣は財務大臣及び内閣総理大臣とし、主務省令は財務省令・内閣府令とする。

(権限の委任)

第九十二条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五章 罰則

第九十三条 第七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定に違反して、記録原簿に電子記録をすべき事項を記録せず、又はこれに虚偽の記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十四条 第七十五条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条第一項、第七十八条第二項、第七十九条第二項、第八十条第二項若しくは第八十一条第二項の申請書若しくは第五十二条第二項の書類に虚偽の記載をし、若しくは当

該書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をし、又は第七十八条第三項、第七十九条第三項、第八十条第三項若しくは第八十一条第三項の書面若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者

二 第六十七條の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第六十八條第一項の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第七十三條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第八十五條第三項において準用する第七十三條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第八十六條の規定に違反して、同条の債権記録又は書面若しくは電磁的記録を保存しなかつた者

第九十六條 第五十五條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十九條第一項の規定による認可を受けないで資本金の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第七十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十八條 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第九十三條又は第九十四條 三億円以下の罰金刑

二 第九十五條(第五号を除く。) 二億円以下の罰金刑

三 第九十五條第五号又は前条 各本条の罰金刑

第九十九條 電子債権記録機関(第三号にあつては、第七十七條第五項に規定する電子債権記録機関であつた者又は一般承継人の役員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第六十九條第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

二 第七十四條又は第七十六條第一項の規定による命令に違反したとき

三 第七十七條第五項の規定に違反して、同項の書面を送付しなかつたとき

四 正当な理由がないのに第八十七條第一項又は第八十八條の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載若しくは記録をした書面若しくは電磁的記録を提供したとき

第一百條 第八十三條第二項に規定する電子債権記

録機関であつた者又は一般承継人の役員又は清算人が同項の規定に違反して、届出を怠つたときは、三十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四十條第四項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録債権

(金融商品取引法の一部改正)

第三条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「当該有価証券とみなし」の下に「電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。)」のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの(第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし)を加え、同項第七号中「前各号に掲げるものを」を「特定電子記録債権及び前各号に掲げるものを」に改め、同条第三項中「有価証券表

示権利」の下に「若しくは特定電子記録債権」を加える。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の九第三項中「登録」の下に「及び電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録」を加える。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第五条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

八 電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録債権

(国税徴収法の一部改正)

第六条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「登録」の下に「及び電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項(定義)に規定する電子記録」を加える。

第六十二條第一項中「(いう。)」の下に「及び電子記録債権法第二条第一項(定義)に規定する電子記録債権(以下「電子記録債権」という。)」を加える。

第六十二條の二の次に次の一条を加える。

(電子記録債権の差押えの手續及び効力発生時期)

第六十二條の三 電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子記録債権の電子記録をしている電子債権記録機関(電子記録債権法

第二条第二項(定義)に規定する電子債権記録機関をいう。以下この条において同じ。)に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、電子記録債権を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、電子債権記録機関に対し電子記録債権に係る電子記録を、滞納者に対し電子記録債権の取立てその他の処分又は電子記録の請求を禁止しなければならぬ。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時に生ずる。ただし、第三債務者に対する同項の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる。

(日本銀行法の一部改正)

第七条 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「規定する手形又は債券を規定する手形、債券又は電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二項第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この号及び第三十三条第一項において同じ。に、「係る手形又は債券」を「係る手形、債券又は電子記録債権」に改める。

第三十三条第一項第二号中「有価証券」の下に「又は電子記録債権を加え、同項第三号中「又は国債その他の債券」を「国債その他の債券又は電子記録債権」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正) 第八条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百条第三項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 電子記録債権(電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。第二百二条において同じ。)

第二百二条中「であつて金銭の支払を目的とするもの」を「(金銭の支払を目的とするものに限る。又は電子記録債権に、「という」を」と総称するに改める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るための法律の一部改正) 第九条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第八十一条のうち、国税徴収法第六十二条第一項の改正規定中「(社債等の振替に関する法律を「社債等の振替に関する法律」に、「を除く。以下この条において同じ。」を削る」を「及び」を削り、「(以下を「(次条において」に改めるに改め、同法第六十二条の二を削る改正規定中「削る」を「削り、第六十二条の三を第六十二条の二とする」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正) 第十条 犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 電子記録債権法(平成十九年法律第 号)第二条第二項に規定する電子債権記録機関

第二十條第一項第九号中「及び第三十一号」を「から第三十一号の二まで」に改める。

「から第三十一号の二まで」に改める。

第十四条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四号の二 電子記録債権の電子記録に関すること。

(検討)

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、電子債権記録機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十九年六月十九日

参議院議長 扇 千景殿 法務委員長 山下 栄一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度、犯罪被害者等による損害賠償請求について刑事手続の成果を利用する制度及び刑事手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度を創設するとともに、刑

事訴訟における訴訟記録の閲覧及び謄写の範囲を拡大するほか、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入するための規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度は、当事者主義の理念を前提とし、その実施に当たっては、犯罪被害者等の権利利益の保護が十分に図られるとともに、過度の報復感情や重罰化を招くことなく、被告人の権利が適切に保障されるよう、制度の公正かつ適正な運営に配慮すること。

二 犯罪被害者等の保護・支援を図るためには国民の理解と協力が必要であることにかんがみ、本法の趣旨及び内容について国民に対して十分な周知を図ること。

三 刑事裁判の手続においては、被害者参加人となつた者に限らず、犯罪被害者等と検察官との意思疎通が十分図られるよう努めること。

四 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度及び損害賠償命令制度の対象となる被告事件の範囲については、本法施行後の制度の実施状況や対象とならない犯罪の被害者等との権衡等を踏まえて検討を行うこと。

五 犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度及び

第二百九十五条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

裁判長は、第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつた場合において、訴訟関係人の尋問又は陳述が被害者特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

第二百九十九条の二の次に次の一条を加える。

第二百九十九条の三 検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護士に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

第三百五十五条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項の規定」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第二百九十条の二第一項又は第三項の決定があつたときは、前二項の規定による証拠書類の朗読は、被害者特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

第三百六十六条の五中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 第三百六十六条の三十三第一項の規定による被告事件の手続への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をするもの。

第三百六十六条の十一中、「第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に改める。

第三百六十六条の二十三中「第二百九十九条の二」の下に「及び第二百九十九条の三」を加える。

第三百二十一条の二第二項中「第三百五十五条第三項ただし書」を「第三百五十五条第四項ただし書」に改める。

第二編第三章中第三節を第五節とし、第二節を第四節とし、第一節の二を第二節とし、同節の次に次の一節を加える。

第三節 被害者参加

第三百六十六条の三十三 裁判所は、次に掲げる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手続への参加の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決

定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手続への参加を許すものとする。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪
二 刑法第一百七十六条から第一百七十八条まで、第二百十一条第一項、第二百二十条又は第二百二十四条から第二百二十七条までの罪

三 前号に掲げる罪のほか、その犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪(第一号に掲げる罪を除く。)

四 前三号に掲げる罪の未遂罪

前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判所は、第一項の規定により被告事件の手続への参加を許された者(以下「被害者参加人」という。)が当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人に該当せず若しくは該当しなくなつたことが明らかになつたとき、又は第三百二十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため当該被告事件が同項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなつたときは、決定で、同項の決定を取り消さなければならぬ。犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮して被告事件の手続への参加を認めることが相当でないと認めるに至つたときも、同様とする。

第三百六十六条の三十四 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、公判期日に出席することができる。

公判期日は、これを被害者参加人に通知しなければならない。

裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士が多数である場合において、必要があると認めるときは、これらの者の全員又はその一部に対し、その中から、公判期日に出席する代表者を選定するよう求めることができる。

裁判所は、審理の状況、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の数その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、公判期日の全部又は一部への出席を許さないことができる。

前各項の規定は、公判準備において証人の尋問又は検証が行われる場合について準用する。

第三百六十六条の三十五 被害者参加人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、意見を述べることができる。この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならない。

第三百六十六条の三十六 裁判所は、証人を尋問する場合において、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者がその証人を尋問することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る尋問事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、情状に関する事項(犯罪事実に関するものを除

く。についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項について、申出をした者がその証人を尋問することを許すものとする。

前項の申出は、検察官の尋問が終わつた後（検察官の尋問がないときは、被告人又は弁護人の尋問が終わつた後）直ちに、尋問事項を明らかにして、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、当該事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項から第三項までに規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士による尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六条の三十七 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を発することの申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見

見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する意見の陳述をするために必要がある事項に係らない事項にわたるときは、これを制限することができる。

第三百十六条の三十八 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することとを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならぬ。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項及び第三項に規定する場合のほか、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

第一項の規定による陳述は、証拠とはならないものとする。

第三百十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項（同条第五

項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

前項の規定により被害者参加人に付き添ふこととされた者は、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

裁判所は、第一項の規定により被害者参加人に付き添ふこととされた者が、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認めるときは、決定で、同項の決定を取り消すことができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判

準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をするときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百十六条の三十四第一項の規定により公判期日に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第三百五十条の八中「第二百九十一条第二項」を「第二百九十一条第三項」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二百三条の次に次の二条を加える。

（付添い）

第二百三条の二 裁判長は、証人の年齢又は心身の状態その他の事情を考慮し、証人が尋問を受ける場合に著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は

緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の陳述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の陳述中、裁判長若しくは当事者の尋問若しくは証人の陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

3 当事者が、第一項の規定による裁判長の処置に対し、異議を述べたときは、裁判所は、決定で、その異議について裁判をする。
(遮へいの措置)

第二百三条の三 裁判長は、事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係(証人がこれらの者が行った犯罪により害を被った者であることを含む。次条第二号において同じ。)その他の事情により、証人が当事者本人又はその法定代理人の面前(同条に規定する方法による場合を含む。)において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、その当事者本人又は法定代理人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 裁判長は、事案の性質、証人が犯罪により害を被った者であること、証人の年齢、心身の状態又は名誉に対する影響その他の事情を

考慮し、相当と認めるときは、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による裁判長の処置について準用する。

第二百四条中「遠隔の地に居住する証人の尋問をする」を「次に掲げる」に改め、「隔地者が」を削り、「よつて、」の下に「証人の」を加え、同条に次の各号を加える。

一 証人が遠隔の地に居住するとき。

二 事案の性質、証人の年齢又は心身の状態、証人と当事者本人又はその法定代理人との関係その他の事情により、証人が裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるとき。

(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第三条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「公判記録」を「被害者等による公判記録」に改め、同条第一項中「当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて」を「閲覧又は謄写を求める理由が正当でない」と認める場合及び「に、」相当と認めるときは「を」を「閲覧又は謄写をさせることが相当でない」と認める場合を除き「に、」とすることができる。

「ものとする」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(同種余罪の被害者等による公判記録の閲覧及び謄写)

第三条の二 刑事被告人の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告人の終結までの間において、次に掲げる者から、当該被告人の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、第一号又は第二号に掲げる者の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合であつて、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせることができる。

一 被告人又は共犯により被告人に係る犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者

二 前号に掲げる者が死亡した場合又はその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹

三 第一号に掲げる者の法定代理人

四 前三号に掲げる者から委託を受けた弁護士

2 前項の申出は、検察官を経由してしなければならない。この場合においては、その申出をする者は、同項各号のいずれかに該当する者であることを疎明する資料を提出しなければならない。

3 検察官は、第一項の申出があつたときは、裁判所に対し、意見を付してこれを通知する

とともに、前項の規定により提出を受けた資料があるときは、これを送付するものとする。

4 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による訴訟記録の閲覧又は謄写について準用する。

第五条第一項中「第三条及び」の下に「第三条の二並びに」を加える。

第八条第一項中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第四条 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 公判手続の傍聴(第二条)

第三章 公判記録の閲覧及び謄写(第三条・第四条)

第四章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解(第五条―第八条)

第五章 刑事訴訟に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例

第一節 損害賠償命令の申立て等(第九

条―第十四条)

第二節 審理及び裁判等(第十五条―第十

八条)

第三節 異議等(第十九条―第二十三条)

第四節 民事訴訟手続への移行(第二十四

条)

第五節 補則(第二十五条・第二十六条)

第六章 雑則(第二十七条―第二十九条)

附則

第一章 総則

第一条中「もつてその」を「並びにこれらの者による損害賠償請求に係る紛争を簡易かつ迅速に解決することに資するための裁判手続の特例を定め、もつてその権利利益の」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 裁判手続の傍聴

第二条の見出しを削り、同条の次に次の章名を付する。

第三章 公判記録の閲覧及び謄写

第九条中「公判記録の閲覧及び謄写並びに」を「第三章に規定する訴訟記録の閲覧又は謄写、第四章に規定する」に改め、「和解の下に」及び「損害賠償命令事件に関する手続を加え、同条を第二十九条とする。

第八条の見出しを「(公判記録の閲覧及び謄写等の手数料)」に改め、同条第一項中「第三条の二第一項を」第四条第一項に改め、「及び第五条第一項の規定による和解記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証明書の交付の手数料」を削り、「別表第二の一から三までの項」を「別表第二の一の項から三の項まで」に、「別表第二の」を「(同表)」に改め、同条第二項中「第四条及び第五条を」第四章に、「民事訴訟法第二百七十五条の規定による訴え提起前の和解の例による」を「その性質に反しない限り、民事訴訟費用

等に関する法律第三条第一項及び第七条から第十条まで並びに別表第一の九の項、一七の項及び一八の項(上欄(4)に係る部分に限る。)並びに別表第二の一の項から三の項までの規定(同表一の項上欄中「事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）」とある部分を除く。)を準用する」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(損害賠償命令事件に関する手続の手数料等) 第二十八条 損害賠償命令の申立てをするに は、二千元の手数料を納めなければならない。

2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第十九条第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。

3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

4 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。

第七条中「第四条を」第五条に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一章及び章名を加える。

第五章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者

等の損害賠償請求に係る裁判手

続の特例

第一節 損害賠償命令の申立て等

(損害賠償命令の申立て)

第九条 次に掲げる罪に係る刑事被告人(刑事訴訟法第四百五十一条第一項の規定により更に審判をすることとされたものを除く。)の被害者又はその一般承継人は、当該被告人事件の係属する裁判所(地方裁判所に限る。)に対し、その弁論の終結までに、損害賠償命令(当該被告人事件に係る訴因として特定された事実を原因とする不法行為に基づく損害賠償の請求(これに附帯する損害賠償の請求を含む。))について、その賠償を被告人に命ずることをいう。以下同じ。)の申立てをすることが出来る。

一 故意の犯罪行為により人を死傷させた罪又はその未遂罪

二 次に掲げる罪又はその未遂罪
イ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条から第百七十八条まで(強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦)の罪

ロ 刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)の罪
ハ 刑法第二百二十四条から第二百二十七条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等)の罪

二 イからハまでに掲げる罪のほか、その

犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪(前号に掲げる罪を除く。)

2 損害賠償命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び刑事被告人事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実

3 前項の書面には、同項各号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項以外の事項を記載してはならない。

(申立書の送達)

第十条 裁判所は、前条第二項の書面の提出を受けたときは、第十三条第一項第一号の規定により損害賠償命令の申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、当該書面を申立ての相手方である被告人に送達しなければならない。

(管轄に関する決定の効力)

第十一条 刑事被告人事件について刑事訴訟法第七条、第八条、第十一条第二項若しくは第十九条第一項の決定又は同法第十七条若しくは第十八条の規定による管轄移転の請求に対する決定があつたときは、これらの決定により当該被告人事件の審判を行うこととなつた裁判所が、損害賠償命令の申立てについての審理及び裁判を行う。

(終局裁判の告知があるまでの取扱い)

第十二条 損害賠償命令の申立てについての審理(請求の放棄及び認諾並びに和解(第五条の規定による民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解を除く。))のための手続を含む

む。及び裁判(次条第一項第一号又は第二号の規定によるものを除く。)は、刑事被告人事件について終局裁判の告知があるまでは、これを行わない。 2 裁判所は、前項に規定する終局裁判の告知があるまでの間、申立人に、当該刑事被告人事件の公判期日を通知しなければならない。(申立ての却下) 第十三条 裁判所は、次に掲げる場合には、決定で、損害賠償命令の申立てを却下しなければならない。 一 損害賠償命令の申立てが不適法であると認めるとき(刑事被告人事件に係る罰条が撤回又は変更されたため、当該被告人事件が第九条第一項各号に掲げる罪に係るものに該当しなくなったときを除く。) 二 刑事訴訟法第四条、第五条又は第十条第二項の規定により、刑事被告人事件が地方裁判所以外の裁判所に係属することとなったとき。 三 刑事被告人事件について、刑事訴訟法第三百二十九条若しくは第三百三十六条から第三百三十八条までの判決若しくは同法第三百三十九条の規定又は少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第五十五条の規定があったとき。 四 刑事被告人事件について、刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあった場合において、当該言渡しに係る罪が第九条第一項各号に掲げる罪に該当しないとき。 2 前項第一号に該当することを理由とする同	項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 3 前項の規定による場合のほか、第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができる。(時効の中断) 第十四条 損害賠償命令の申立ては、前条第一項の決定(同項第一号に該当することを理由とするものを除く。)の告知を受けたときは、当該告知を受けた時から六月以内に、その申立てに係る請求について、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第五十二号)による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければならない。時効の中断の効力を生じない。 第二節 審理及び裁判等 (任意的口頭弁論) 第十五条 損害賠償命令の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができ 2 前項の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。 (審理) 第十六条 刑事被告人事件について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあった場合(当該言渡しに係る罪が第九条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。)には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令	の申立てについての審理のための期日(以下「審理期日」という。)を開かなければならない。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないとき認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。 2 審理期日には、当事者を呼び出さなければならない。 3 損害賠償命令の申立てについては、特別の事情がある場合を除き、四回以内の審理期日において、審理を終結しなければならない。 4 裁判所は、最初の審理期日において、刑事被告人事件の訴訟記録のうち必要でない認め (審理の終結) 第十七条 裁判所は、審理を終結するときは、審理期日においてその旨を宣言しなければならない。 (損害賠償命令) 第十八条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第十三条第一項の決定を除く。以下この条から第二十条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わなければならない。 一 主文 二 請求の趣旨及び当事者の主張の要旨 三 理由の要旨 四 審理の終結の日 五 当事者及び法定代理人 六 裁判所 2 損害賠償命令については、裁判所は、必要	があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。 3 第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令の申立てについての裁判の効力は、当事者に送達された時に生ずる。 4 裁判所は、相当と認めるときは、第一項の規定にかかわらず、決定書の作成に代えて、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合においては、当該裁判の効力は、その告知がされた時に生ずる。 5 裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行った場合には、裁判所書記官に、第一項各号に掲げる事項を調書に記載させなければならない。 第三節 異議等 (異議の申立て等) 第十九条 当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、前条第三項の規定による送達又は同条第四項の規定による告知を受けた日から二週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。 2 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。 3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。 4 適法な異議の申立てがあつたときは、損害
--	--	---	---

賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失う。

5 適法な異議の申立てがないときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する。

6 民事訴訟法第三百五十八條及び第三百六十條の規定は、第一項の異議について準用する。

(訴え提起の擬制等)

第二十条 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については、その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地(その指定がないときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地)を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。この場合においては、第九條第二項の書面を訴状と、第十條の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2 前項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、損害賠償命令の申立てに係る事件(以下「損害賠償命令事件」という。)に関する手続の費用は、訴訟費用の一部とする。

3 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所は、その訴えに係る訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、決定で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

4 前項の規定による移送の決定及び当該移送

の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(記録の送付等)

第二十一条 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見(刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見)を聴き、第十六條第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録(以下「刑事関係記録」という。)中、関係者の名譽又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認められるもの、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。

2 裁判所書記官は、前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録(前項の規定により裁判所が特定したものを除く。)を送付しなければならない。

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の特例)

第二十二条 第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における前条第二項の規定により送付された記録についての書証の申出は、民事訴訟法第二百九條の規定にかかわらず、書証とすべきものを特定することによりすることができる。

(異議後の判決)

第二十三条 仮執行の宣言を付した損害賠償命

令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、損害賠償命令を取り消さなければならない。

3 民事訴訟法第三百六十三條の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第二十条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三條第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行

第二十四条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第十六條第三項に規定するところにより審理を終結することと困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

2 次に掲げる場合には、裁判所は、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をしなければならない。

一 刑事被告事件について終局裁判の告知があるまでに、申立人から、損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があつたとき。

二 損害賠償命令の申立てについての裁判の告知があるまでに、当事者から、当該申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があり、かつ、これについて相手方の同意があつたとき。

3 前二項の決定及び第一項の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

4 第二十条から第二十二條までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

第五節 補則

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第二十五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、損害賠償命令事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について当事者又は利害関係を疎明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、刑事関係記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製(以下この条において「閲覧等」という。)の請求については、裁判所が許可したときに限り、することができ

4 裁判所は、当事者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見(刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見)を聴き、不当な目的によるものと認める場合、関係者の名譽又は生活の平穩を著しく害するおそれがあると認める場合、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他相当でないときと認める場合を除き、その閲覧等を許可しなければならない。

5 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から刑事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見(刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見)を聴き、正当な理由がある場合であつて、関係者の名譽又は生活の平穩を害するおそれの有無、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれの有無その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。

6 損害賠償命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7 第四項の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができ

8 第五項の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(民事訴訟法の準用)

第二十六条 特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二章、第十四条、第一編第二章第二節、第三章(第四十七條から第五十一條までを除く。)、第四章、第五章(第八十七條、第九十一條、第二節第二款、第一百六條及び第一百八條を除く。)、第六章及び第七章、第二編第一章(第一百三十三條、第一百三十四條、第一百三十七條第二項及び第三項、第三十八條第一項、第三十九條、第四十條、第四十五條並びに第四十六條を除く。)、第三章(第五十六條の二、第五十七條の二、第五十八條、第五十九條第三項、第六十一條第三項及び第三節を除く。)、第四章(第二百三十五條第一項ただし書及び第二百三十六條を除く。)、第五章(第二百四十九條から第二百五十五條まで並びに第二百五十九條第一項及び第二項を除く。)、及び第六章(第二百六十二條第二項、第二百六十三條及び第二百六十六條第二項を除く。)、第三編第三章、第四編並びに第八編(第四百三條第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。))の規定を準用する。

第六章 雑則

第六條を第七條とする。
第五條第一項中「第三條及び第三條の二並び

に」を「前章及び」に改め、同條を第六條とする。

第四條を第五條とし、第三條の二を第四條とし、同條の次に次の章名を付する。

第四章 民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(刑事訴訟法第二百九十二條の二の改正規定に限る。)、並びに次条及び附則第六條(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第五十八條の改正規定に限る。))の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

二 第一条(刑事訴訟法第二百九十條の次に一條を加える改正規定、同法第二百九十一條第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二百九十一條の二及び第二百九十五條の改正規定、同法第二百九十九條の二の次に一條を加える改正規定並びに同法第三百五條、第三百十六條の二十三、第三百二十一條の二第二項及び第三百五十條の八の改正規定に限る。)、及び第三條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

同条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第二百九十二條の二の規定の適用については、同条第一項中「被害者等」とあるのは、「被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下この条において同じ。)」とする。

(経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第三百十六條の五第十一号、第三百十六條の十一(第三百十六條の五第十一号に係る部分に限る。)、及び第二編第三章第三節の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。この法律の施行の日前判決が確定した刑事被告事件であつてこの法律の施行の日以後再審開始の決定が確定したものについても、同様とする。

2 第四条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五章及び第二十八條の規定は、この法律の施行の際現に係属している刑事被告事件については、適用しない。

(民事執行法の一部改正)

第四条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 仮執行の宣言を付した損害賠償命令後の承継人」を「口頭弁論終結後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義又は同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人」に改める。

第三十三条第二項第一号中「及び」を「並びに」に改め、「のうち」の下に「次号及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第二十二條第三号の二に掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令並びに損害賠償命令事件に関する手続における和解及び請求の認諾に係るもの 損害賠償命令事件が係属していた地方裁判所

第三十三條第二項第六号中「係るもの」の下に「第一号の二に掲げるものを除く。」を加える。

第三十五條第一項中「第二十二條第二号」の下に「第三号の二」を加える。

第百七十三條第二項中「第三十三條第二項各号」の下に「第一号の二及び」を加える。

第百九十七條第一項及び第二百一條第二号中「第二十二條第二号」の下に「第三号の二」を加える。

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第五條 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」を「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に、「第五條第一項」を「第六條第一項」に改める。
(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第六條 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八條中「被害者又はその法定代理人(被害

害者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において同じ。)」を「被害者等(被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。又は当該被害者の法定代理人に、「当該被害者又はその法定代理人」を「これらの者」に改める。

第六十四條第一項の表第百五十七條の二、第百五十七條の四第一項、第四百三十五條第七号ただし書の項中「第百五十七條の四第一項」の下に「第三百十六條の三十九第一項から第三項まで」を加える。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第七條 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、前条のうち裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四條第一項の表の改正規定中「第六十四條第一項」とあるのは、「第六十四條」とする。
(有限責任事業組合契約に関する法律の一部改正)

第八條 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項第二号中、「口頭弁論終結後の承継人」を「口頭弁論終結後の承継人、同条第三号の二に掲げる債務名義又は同条第七号に掲げる債務名義のうち損害賠償命令に係るものにあつては審理終結後の承継人」に改める。

(検討等)

第九條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十條 政府は、被害者参加人(第一条の規定による改正後の刑事訴訟法第百三十六條の三十三第三項に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。)の委託を受けた弁護士(以下同じ。)の役割の重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十九年六月十九日

提出者

法務委員長 山下 栄一
参議院議長 扇 千景殿

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「基本計画」を「都道府県基本計画等」に改める。

第一章の二の章名を次のように改める。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

第二条の二第一項中「次条第四項」を「次条第五項に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項及び第三項に改め、同条第二項中「基本計画」を「都

道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画」に改める。

第二条の三の見出しを「都道府県基本計画等」に改め、同条第一項及び第二項中「基本計画」を「都道府県基本計画」に改め、同条第四項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「基本計画」を「都道府県基本計画又は市町村基本計画」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「基本計画」を「都道府県基本計画又は市町村基本計画」に、「又はこれを」を「又は」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

第三条第二項中「(特別区を含む。以下同じ。)」を削り、「することができ」を「するよう努めるものとする」に改め、同条第三項第三号中「同じ。」の下に「緊急時における安全の確保及び」を加える。

第十条第一項中「被害者(配偶者からの身体に対する暴力の下に「又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)」を、「同じ。」の下に「配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては」を、「同じ。」により)の下に「配偶者からの生命等に

対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、」を、「当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力)の下に「又は生命等に対する脅迫」を、「同項第三号及び」の下に「第四号並びに」を加え、同条第二項中「前項本文を「第一項本文」に改め、「この項及び」の下に「次項並びに」を加え、「前項第一号を「第一項第一号」に改め、「被害者及び」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。 第十條に次の二項を加える。	五 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができ 第十一條第二項第二号中「暴力」の下に「又は生命等に対する脅迫」を加える。 第十二條第一項中「第十條の二」を「第十條第一項から第四項までの二」に改め、同項第一号中「暴力」の下に「又は生命等に対する脅迫」を加え、同項第二号中「暴力により」を「暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により」に改め、同項第三号中「第十條第二項を「第十條第三項」に改め、同項第四号中「配偶者からの身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む)」に關して前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。	事情 第十二條第二項中「同項第四号イ」を「同項第五号イ」に、「第三号」を「第四号」に改める。 第十四條第二項中「第十二條第一項第四号イ」を「第十二條第一項第五号イ」に改める。 第十五條第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 四 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二條第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。 第十六條第四項及び第六項中「同条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。 七 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。 第十七條第一項中「第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同条第三項中「第十五條第三項」の
二 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為をしてはならないことを命ずるものとする。 一 面会を要求すること。 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。	四 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二條第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行つていゝることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があるとき認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としてゐる住居を除く。以下この項	四 第十條第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける	

下に「及び前条第七項」を加える。

第十八条第一項中「暴力」の下に「又は生命等に対する脅迫」を加え、同条第二項中「及び第四号」を「及び第五号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「前三号」を「前各号」に、「第三号」を「第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一六の項中「第十条の」を「第十条第一項から第四項までの」に改める。

審査報告書

エコツーリズム推進法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十九日

環境委員長 大石 正光

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

エコツーリズム推進法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十九年五月二十九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

エコツーリズム推進法

(目的)

第一条 この法律は、エコツーリズムが自然環境の保全、地域における創意工夫を生かした観光の振興及び環境の保全に関する意識の啓発等の環境教育の推進において重要な意義を有することにかんがみ、エコツーリズムについての基本理念、政府による基本方針の策定その他のエコツーリズムを推進するために必要な事項を定めることにより、エコツーリズムに関する施策を

総合的かつ効果的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「自然観光資源」とは、次に掲げるものをいう。

一 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源

二 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源

2 この法律において「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動をいう。

3 この法律において「特定事業者」とは、観光旅行者に対し、自然観光資源についての案内又は助言を業として行う者(そのあつせんを業として行う者を含む)をいう。

4 この法律において「土地の所有者等」とは、土地若しくは木竹の所有者又は土地若しくは木竹の使用及び収益を目的とする権利、漁業権若しくは入漁権(臨時設備の設置その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く)を有する者をいう。

(基本理念)

第三条 エコツーリズムは、自然観光資源が持続的に保護されることがその発展の基盤であることにかんがみ、自然観光資源が損なわれないよう、生物の多様性の確保に配慮しつつ、適切な

利用の方法を定め、その方法に従つて実施されるときに、実施の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを反映させつつ実施されなければならない。

2 エコツーリズムは、特定事業者が自主的かつ積極的に取り組むとともに、観光の振興に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

3 エコツーリズムは、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が連携し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを旨として、適切に実施されなければならない。

4 エコツーリズムの実施に当たっては、環境の保全についての国民の理解を深めることの重要性にかんがみ、環境教育の場として活用が図られるよう配慮されなければならない。

(基本方針)

第四条 政府は、基本理念のつとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 エコツーリズムの推進に関する基本的方向

二 次条第一項に規定するエコツーリズム推進協議会に関する基本的事項

三 次条第二項第一号のエコツーリズム推進全体構想の作成に関する基本的事項

四 第六条第二項のエコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

五 生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項 三 環境大臣及び国土交通大臣は、あらかじめ文部科学大臣及び農林水産大臣と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 四 環境大臣及び国土交通大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の意見を聴かなければならない。 五 環境大臣及び国土交通大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。 六 基本方針は、エコツーリズムの実施状況を踏まえ、おおむね五年ごとに見直しを行うものとする。 七 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。 (エコツーリズム推進協議会) 第五条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村の区域のうちエコツーリズムを推進しようとする地域ごとに、次項に規定する事務を行うため、当該市町村のほか、特定事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源又は観光に専門的知識を有する者、土地の所有者等その他のエコツーリズムに関連する活動に参加する者(以下「特定事業者等」という。)並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。 二 協議会は、次の事務を行うものとする。 一 エコツーリズム推進全体構想を作成するこ	と。 二 エコツーリズムの推進に係る連絡調整を行うこと。 三 前項第一号に規定するエコツーリズム推進全体構想(以下「全体構想」という。)には、基本方針に即して、次の事項を定めるものとする。 一 エコツーリズムを推進する地域 二 エコツーリズムの対象となる主たる自然観光資源の名称及び所在地 三 エコツーリズムの実施の方法 四 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置(当該協議会に係る市町村の長が第八条第一項の特定自然観光資源の指定をしようとするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置を含む。以下同じ。) 五 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担 六 その他エコツーリズムの推進に必要な事項 四 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に報告しなければならない。 五 前項の規定は、全体構想の変更又は廃止について準用する。 六 特定事業者等は、市町村に対し、協議会を組織することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る協議会が作成すべき全体構想の素案を作成して、これを提示しなければならない。 七 特定事業者等で協議会の構成員でないものは、市町村に対して書面での意思を表示することによって、自己を当該市町村が組織した協	議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。 八 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会が定める。 九 協議会の構成員は、相協力して、全体構想の実施に努めなければならない。 (全体構想の認定) 第六条 市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成したときは、主務省令で定めるところにより、当該全体構想について主務大臣の認定を申請することができる。 二 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった全体構想が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本方針に適合するものであること。 二 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。 三 主務大臣は、二以上の市町村から共同して第一項の規定による認定の申請があった場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると認めるときは、当該申請に係る全体構想を一体として前項の認定をすることができる。 四 主務大臣は、第二項の認定をしたときは、その旨を公表しなければならない。 五 市町村は、その組織した協議会が第二項の認定を受けた全体構想を変更しようとするとき	は、主務省令で定めるところにより、当該変更後の全体構想について主務大臣の認定を受けなければならない。 六 主務大臣は、第二項の認定(前項の変更の認定を含む。以下同じ。)を受けた全体構想(以下「認定全体構想」という。)が基本方針に適合しなくなったと認めるとき、又は認定全体構想に従ってエコツーリズムが推進されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 七 第二項及び第四項の規定は第五項の変更の認定について、第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。 (認定全体構想についての周知等) 第七条 主務大臣は、インターネットの利用その他の適切な方法により、エコツーリズムに参加しようとする観光旅行者その他の者に認定全体構想の内容について周知するものとする。 二 国の行政機関及び関係地方公共団体の長は、認定全体構想を作成した協議会の構成員である特定事業者が当該認定全体構想に基づくエコツーリズムに係る事業を実施するため、法令の規定による許可その他の処分を求めたときは、当該エコツーリズムに係る事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。 (特定自然観光資源の指定) 第八条 全体構想について第六条第二項の認定を受けた市町村(第十二条を除き、以下単に「市町村」という。)の長(以下単に「市町村長」という。)は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の
--	---	---	--

者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源（風俗慣習その他の無形の観光資源を除く。以下この項において同じ。）であつて、保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができる。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として主務省令で定めるものについては、この限りでない。 2 市町村長は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定自然観光資源の所在する区域の土地の所有者等の同意を得なければならない。 3 市町村長は、第一項の指定をするときは、その旨、当該特定自然観光資源の名称及び所在する区域並びにその保護のために講ずる措置の内容を公示しなければならない。 4 市町村長は、第一項の指定をしたときは、当該特定自然観光資源の所在する区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。 5 市町村長は、第一項の指定をした場合において、当該特定自然観光資源が同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源に該当するに至つたときその他その後の事情の変化によりその指定の必要がなくなり、又はその指定を継続することが適当でなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。 6 市町村長は、前項の規定による指定の解除をするときは、その旨を公示しなければならない。 （特定自然観光資源に関する規制） 第九条 特定自然観光資源の所在する区域内において、何人も、みだりに次に掲げる行為をしない。	てはならない。 一 特定自然観光資源を汚損し、損傷し、又は除去すること。 二 観光旅行者その他の者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。 三 著しく悪臭を発散させ、音響機器等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、その他観光旅行者その他の者に著しく迷惑をかけること。 四 前三号に掲げるもののほか、特定自然観光資源を損なうおそれのある行為として認定全体構想に従ひ市町村の条例で定める行為 2 市町村の当該職員は、特定自然観光資源の所在する区域内において前項各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるよう指示することができる。 3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第十条 市町村長は、認定全体構想に従ひ、第八条第一項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。 2 前項の規定による制限がされたときは、同項	の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入つてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。 3 第一項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。 4 市町村の当該職員は、第二項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。 5 第八条第二項から第六項までの規定は、第一項の制限について準用する。この場合において、同条第三項中「その保護のために講ずる措置の内容」とあるのは「立入りを制限する人数及び期間その他必要な事項」と、同条第五項中「同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源」とあるのは「第十条第一項ただし書の主務省令で定める特定自然観光資源」と読み替へるものとする。 6 前条第三項の規定は、第四項の職員について準用する。 （活動状況の公表） 第十一条 主務大臣は、毎年、協議会の活動状況を取りまとめ、公表しなければならない。 （活動状況の報告） 第十二条 主務大臣は、市町村に対し、その組織した協議会の活動状況について報告を求めること	とができる。 （技術的助言） 第十三条 主務大臣は、広域の自然観光資源の保護及び育成に関する活動その他の協議会の活動の促進を図るため、協議会の構成員に対し、必要な技術的助言を行うものとする。 （情報の収集等） 第十四条 主務大臣は、自然観光資源の保護及び育成を図り、並びに自然観光資源についての案内又は助言を行う人材を育成するため、エコツーリズムの実施状況に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。 （広報活動等） 第十五条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、エコツーリズムに関し、国民の理解を深めるよう努めるものとする。 （財政上の措置等） 第十六条 国及び地方公共団体は、エコツーリズムを推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 （エコツーリズム推進連絡会議） 第十七条 政府は、環境省、国土交通省、文部科学省、農林水産省その他の関係行政機関の職員をもつて構成するエコツーリズム推進連絡会議を設け、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。 （主務大臣等） 第十八条 この法律における主務大臣は、環境大臣、国土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣とする。 2 この法律における主務省令は、環境大臣、国
--	---	--	---

土交通大臣、文部科学大臣及び農林水産大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定による市町村の当該職員に指示に従わないで、みだりに同条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

二 第十条第四項の規定による市町村の当該職員に指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかつた者

第二十条 第九条第一項第四号の規定に基づく条例には、同条第二項の規定による市町村の当該職員に指示に従わないでみだりに同号に掲げる行為をした者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣及び国土交通大臣は、この法律の施行前においても、第四条第一項から第四項までの規定の例により、エコノミクスの推進に関する基本的な方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めることができる。

2 環境大臣及び国土交通大臣は、前項の基本的な方針について同項の閣議の決定があつたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められた基本的な方針

は、この法律の施行の日において第四条第一項から第四項までの規定により定められた基本方針とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

外交防衛委員長田浦直君解任決議案
右の議案を決議する。

平成十九年六月二十日

発議者

柳田 稔

浅尾慶一郎

佐藤 道夫

榛葉賀津也

喜納 昌吉

犬塚 直史

賛成者

足立 信也

朝日 俊弘

伊藤 基隆

家西 悟

池口 修次

岩本 司

江田 五月

小川 勝也

小川 敏夫

尾立 源幸

大石 正光

大江 康弘

大久保 勉

大塚 耕平

岡崎トミ子

加藤 敏幸

神本美恵子

木俣 佳丈

北澤 俊美

工藤堅太郎

黒岩 宇洋

郡司 彰

小林 正夫

小林 元

輿石 東

佐藤 泰介

櫻井 充

芝 博一

島田智哉子

下田 敦子

主演 了

鈴木 寛

田名部匡省

高嶋 良充

高橋 千秋

谷 博之

千葉 景子

辻 泰弘

津田弥太郎

富岡由紀夫

角田 義一

内藤 正光

那谷屋正義

西岡 武夫

直嶋 正行

白 眞勲

羽田雄一郎

平田 健二

林 久美子

広田 一

平野 達男

広野ただし

広中和歌子

藤末 健三

福山 哲郎

藤原 正司

藤本 祐司

前田 武志

前川 清成

松井 孝治

増子 輝彦

松下 新平

松岡 徹

水岡 俊一

円 より子

森 ゆうこ

峰崎 直樹

柳澤 光美

築瀬 進

山根 隆治

山下八洲夫

蓮 舫

山本 孝史

若林 秀樹

和田ひろ子

渡辺 秀央

参議院議長 扇 千景殿

外交防衛委員長田浦直君解任決議
本院は、外交防衛委員長田浦直君を委員長職より解任する。
右決議する。

理由

去る六月十九日、参議院外交防衛委員会が開会され、野党が反対する中、理事会の合意もなく委員長職により、イラク特措法改正案が与党の賛成多数で強行採決された。

本法案は五月十五日に衆議院本会議で採決された後、参議院では五月二十三日から審議が始まった。それ以来、参議院外交防衛委員会における審議時間は十一時間三十五分足らずであり、十分な審議とはほど遠い状態である。それにもかかわらず、田浦委員長は、与党の理不尽な要求をそのまま受け入れ、参議院外交防衛委員会において職権で法案の採決を行った。

本法案は、憲法に基づく我が国の安全保障の在り方を考える上で、極めて重要な法案である上、何よりも我が国自衛官の命にかかわる重要な法案である。慎重かつ十分な審議がとりわけ求められる法案である。これまでの審議の中で、出口戦略もないまま漫然と米国に追従する政府の姿勢が明らかにされ、また、政府はイラクにおける自衛隊の活動状況についての説明責任を全く果たさないなど、シビリアンコントロールの見地からも、政府の姿勢は極めて問題があり、このまま審議を打ち切るとは我が国の安全保障にとり、将来にわたり禍根を残すことになる。良識の府、参議院においてこそ与党の横暴を許さず、徹底した審議を行うことが国民から期待されている。にもかかわらず、田浦委員長は与党の言いなりになるのみで、一方的に審議を打ち切り、強硬に採決を行った。これにより国民のシビリアンコントロールとして極めて重要な機能を果たしている国会における審議の機会を奪い、結果としてシビリアンコン

トロールを不十分ならしめた責任は極めて重いと
言わなければならない。田浦直君は外交防衛委員
長として不適格である。
これが解任決議案を提出する理由である。

審査報告書

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確
保支援活動の実施に関する特別措置法の一部
を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十九日

外交防衛委員長 田浦 直

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国家の速やかな再建を図るため
に行われているイラクの国民による自主的な努
力を支援し、及び促進しようとする国際社会の
取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的
に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議
第千四百八十三号及びこれに関連する決議を踏
まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動
を引き続き行うこととし、イラクにおける人道
復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関
する特別措置法の期限を二年間延長すること等
を定めるものであつて、おおむね妥当な措置と
認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確
保支援活動の実施に関する特別措置法の一部
を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月十五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確
保支援活動の実施に関する特別措置法の一部
を改正する法律案

イラクにおける人道復興支援活動及び安全
確保支援活動の実施に関する特別措置法の
一部を改正する法律

一部を改正する法律

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保
支援活動の実施に関する特別措置法(平成十五年
法律第三百三十七号)の一部を次のように改正す
る。

附則第二条及び第三条中「四年を」を「六年を」に
改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文教科科学委員長狩野安君解任決議案
右の議案を決議する。

平成十九年六月二十日

発議者

佐藤 泰介 西岡 武夫
広中和歌子 鈴木 寛
水岡 俊一 林 久美子

賛成者

足立 信也	浅尾慶一郎
朝日 俊弘	伊藤 基隆
家西 悟	池口 修次
犬塚 直史	岩本 司
江田 五月	小川 勝也
小川 敏夫	尾立 源幸
大石 正光	大江 康弘
大久保 勉	大塚 耕平
岡崎トミ子	加藤 敏幸
神本美恵子	木保 佳丈
喜納 昌吉	北澤 俊美
工藤堅太郎	黒岩 宇洋
郡司 彰	小林 正夫
小林 元	奥石 東
佐藤 道夫	櫻井 充
芝 博一	島田智哉子
下田 敦子	主演 了
榛葉賀津也	田名部匡省
高嶋 良充	高橋 千秋
谷 博之	千葉 景子
ツルギ マルティ	津田弥太郎
辻 泰弘	角田 義一
富岡由紀夫	那谷屋正義
内藤 正光	直嶋 正行
羽田雄一郎	白 眞勲
平田 健二	平野 達男
広田 一	広野ただし
福田 哲郎	藤末 健三
藤本 祐司	藤原 正司
前川 清成	前田 武志
増子 輝彦	松井 孝治

文教科科学委員長狩野安君解任決議
本院は、文教科科学委員長狩野安君を委員長職
より解任する。
右決議する。

理 由

去年の暮れから今年にかけて、いじめ自殺の連
鎖や、未履修問題など教育の根幹にかかわる問題
が次々に起こり、学校現場が病んでいることを改
めて私たちは思い知らされた。

ところが、安倍内閣は、これらの具体的な問題
の解決を置き去りにしたまま、去年の暮れ、しゃ
にむに「教育の憲法」といわれる教育基本法の改正
に邁進し、ずさんな法案を強引に成立させた。

さらに安倍政権は、今年に入つて、改正教育基
本法を具体化する教育関連三法に取り組んだもの
の、その内容はまたしても、極めて不適切なもの
であつた。

ここ参議院での法案審議は、先月二十一日から
始まり、文教科科学委員会では与野党双方の提出法
案について、順調に審議を重ね、今月十五日には
中央公聴会も開かれた。私たちがここまで丁寧

審議に應じてきたのは、別々の法案を提出している与野党がなんとか妥協点を見いだして、日本の教育のために少しでもよい法律を成立させたいという気持ちからであった。

ところが、狩野委員長は、昨日になって、与野党がせつかくこれまで積み上げてきた信頼を一気に突き崩す暴挙に出た。

その理由は明らかだ。間近に迫った参議院選挙において、国民の怒りがまさに沸騰しようとしている「消えた年金問題」から国民の関心をそらそうと、全くの「さる法」である政治改革関連法案や、国家公務員法改正案を、強引に参議院へ送ってきたため、審議日程が非常に窮屈になってしまったからである。

いまだ、大きな問題点がたくさん残り、慎重審議が必要であるにもかかわらず、狩野委員長が、安倍総理の勝手な都合に唯々諾々と従い、審議を打ち切ったことは、民主主義に反するもので、断じて許すことができない。本来ならば、狩野委員長自らが、自身の責任を十分自覚した上、自らその職を辞すべきであるが、狩野委員長にそのような真摯な姿勢はみじんもない。

よって、ここに狩野委員長長の解任決議案を提出する。

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十九日

文教科学委員長 狩野 安
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、教育基本法の改正を踏まえ、学校教育の充実を図るため、義務教育として行われる普通教育の目標を定めるとともに、学校の種類ごとの目的等に係る規定を整備するほか、学校の運営及び指導体制の充実を図るため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に副校長、主幹教諭及び指導教諭の職を新たに置くことができること等とするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育は、我が国の将来を託す世代を育成する国政の最重要課題であることにかんがみ、国家的先行投資である教育予算の一層の拡充に努めること。

二、各学校が、多様な子どもの実態や地域の状況を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成を通して、学校種ごとの目標を達成できるようにすること。

三、教員の多忙化を解消し子どもと向き合う時間を増やすなど教育の充実のため、小学校高学年での専科教員の増、習熟度別指導・少人数教育の拡充など、教職員定数の改善に努めるとともに、学校事務職員の任務を踏まえた有効活用、学校のICT化及び事務の外部委託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用にも努めること。

四、副校長等の新たな職を置く際には、教員間の適切な役割分担に資すると同時に、学校が保護者や地域住民の期待に十分にこたえられる体制となるよう必要な定数を確保するとともに、職責に応じた処遇が図られるよう努めること。また、地方自治体や学校の実態を踏まえた配置がなされるよう努めること。

五、学校評価のガイドラインについては、各教育委員会及び学校による、地域の実情に応じた創意工夫に基づく学校評価の実践を尊重するとともに、評価結果が学校の序列化につながらないよう留意すること。また、学校評価の結果等教育活動に関する情報の積極的な提供を促すこと。

六、我が国の大学が人類の文化を継承発展させる知の拠点として、質の高い教育研究を行うとともに、将来にわたり国際社会を始め広く社会に貢献できるよう、基盤的経費を拡充するとともに、競争的資金を確保するなど必要な支援に努めること。

七、文部科学大臣が是正の要求や指示を行う以前に、地方自治体において地方自治の力を発揮するよう要請すること。また、文部科学大臣が是正の要求や指示を行うに当たっては、十分な情報に基づいた、慎重な運用に努めるとともに、紛争処理に関しては、地方自治法の適正手続を必ず踏まえること。

八、文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行うに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととする。

九、知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求め

る際には、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重すること。

十、私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。

十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。また、更新制の導入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を期すること。

十二、国公私立のすべての教員の免許状更新講習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受講者の講習受講の費用負担も含めて、国による支援策を検討すること。

十三、教員の資質能力の向上という免許状更新制度の趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講機会の確保とともに受講時のサービスの取扱いについても必要な配慮を行うこと。

十四、免許状更新講習の内容については、受講者に対する事前アンケート調査の実施、講習修了後の受講者による事後評価及びこれらの公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努めること。また、多様な講習内容、講習方法の中から受講者が選択できるような工夫を講ずること。

十五、へき地等に勤務する教員や障がいを持つ教員が、多様な免許状更新講習を受講できるよう努めること。

十六、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

十七、法施行後の実施状況を見極めた上で、現職教員以外の者であつて教員免許状を授与されたことのある者の免許状更新講習の受講要件を拡大する方向で検討すること。

十八、大学における教職課程の見直し、社会人の教員採用など、養成・採用・研修を通じて教員の質の向上に努めること。

十九、教職に優秀な人材を確保するため、人材確保法の存続と教員の勤務実態を踏まえた給与財源の確保に努めること。

二十、指導改善研修に係る教員の認定に当たっては、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。また、認定に当たっては当該教員の意見を述べる機会を設けるなど配慮すること。

二十一、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、地域住民の避難場所としての役割も果たしていることから、すべての学校施設の速やかな耐震化のために必要な措置を講ずること。

二十二、スポーツ等部活動を活発化するための支援を充実し、スポーツ指導者等の処遇改善に努めること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十九年五月十八日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

学校教育法等の一部を改正する法律案
学校教育法等の一部を改正する法律
(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第十五条)

第二章 義務教育(第十六条―第二十一条)

第三章 幼稚園(第二十二条―第二十八条)

第四章 小学校(第二十九条―第四十四条)

第五章 中学校(第四十五条―第四十九条)

第六章 高等学校(第五十条―第六十二条)

第七章 中等教育学校(第六十三条―第七十条)

第八章 特別支援教育(第七十二条―第八十二条)

第九章 大学(第八十三条―第一百四十二条)

第十章 高等専門学校(第一百五十一条―第二百一十三条)

第十一章 専修学校(第二百二十四条―第三百一十三条)

第十二章 雑則(第三百三十四条―第四百一十二条)

第十三章 罰則(第四百一十三条―第四百四十六条)

附則

第一条中「とは」の下に、「幼稚園」を、「中等教育学校」の下に、「特別支援学校」を加え、

「高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園」を「及び高等専門学校」に改める。

第四条第一項中「全日制の課程」を「全日制の課程」に、「定時制の課程」を「定時制の課程」に

に、「通信制の課程」を「通信制の課程」に、「第六十九条の二第二項」を「第八十八条第二項」に改め、同項第二号中「設置する」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、同項第三号中「私立の」の下に「幼稚園、」を加え、「特別支援学校及び幼稚園」を「及び特別支援学校」に改め、

同条第二項第一号及び第二号中「第六十九条の二第二項」を「第八十八条第二項」に改める。

第六条ただし書中「これらに準ずる特別支援学校又は中等教育学校の前期課程」を「中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第十一条中「学生、生徒及び児童」を「児童、生徒及び学生」に改める。

第十二条中「学生、生徒、児童及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

第十六条を削る。

第九十三条第二項を削り、同条を附則第一条とする。

第九十四条から第九十六条までを削る。

第九十七条を附則第二条とする。

第九十八条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「これを」を削り、同条第二項を削り、同条を附則第三条とする。

第九十九条及び第一百条を削る。

第一百一条を附則第四条とする。

第一百一条の二中「大学」の下に「及び高等専門学校」を加え、同条を附則第五条とする。

第一百二条第二項を削り、同条を附則第六条とする。

第一百三三条中「第二十八条」を「第三十七条」に、「第四十条」を「第四十九条」に、「第五十一条」を「第六十九条」に改め、「は、これ」を削り、同条を附則第七条とする。

第一百四条を削る。

第一百五条を附則第八条とする。

第一百六条を削る。

第一百七条中「第二十一条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条」を「第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条」に改め、同条を附則第九条とする。

第一百八条を削る。

第一百八条の二第一項中「第六十八条の三」を「第六十六条」に改め、「以下本条において同じ」を削り、同条第二項を削り、同条を附則第十条とする。

第一百九条及び第一百十条を削る。

第一百二条中「第八十三条の二」を「第一百三十五条」に改め、「これを」を削り、本則中同条を第一百四十六条とする。

第九十一条を削る。

第九十条中「第十六条」を「第二十条」に改め、「これを」を削り、同条を第一百四十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

第一百四十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

第八十九条中「第八十二条の十一第一項及び第八十三条第二項」を「第一百三十三条第一項及び第一百三十四条第二項」に、「第八十四条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、「これを」を削り、同条を第一百四十三条とする。

第九章を第十三章とする。

第八章中第八十八条を第一百四十二条とする。

第八十七条の二中「第五十三条及び第六十六条を」第八十五条及び第百条に、「第五十三条ただし書を」第八十五条ただし書に、「第六十六条ただし書を」第百条ただし書に改め、同条を第百四十一条とする。

第八十七条を第百四十条とし、第八十六条を第百三十九条とする。

第八十五条の二中「第二十二條第二項(第三十九條第三項において準用する場合を含む。)」を「第十七條第三項」に、「第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定による」を「同条第一項又は第二項の」に改め、同条を第百三十八条とする。

第八十五条を第百三十七条とし、第八十四条を第百三十六条とし、第八十三条の二を第百三十五条とする。

第八十三条第一項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、「これを」を削り、同条第二項中「第三十四条」を「第四十二条から第四十四条まで」に改め、「これを」を削り、同条を第百三十四条とする。

第八章を第十二章とする。

第八十二条の十一第一項中「第三十四条の規定は、」を「第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第百五条の規定は専門課程を置く」に改め、第七章の二中同条を第百三十三條とする。

第八十二条の十中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改め、同条を第百三十二条とする。

第八十二条の九を第百三十一条とする。

第八十二条の八第二項中「第八十二条の二、第八十二条の三」を「第百二十四条、第百二十五

条」に改め、同条を第百三十条とする。

第八十二条の七を第百二十九条とする。

第八十二条の六中「の各号」を削り、同条第四号中「教科」を「教育課程」に改め、同条を第百二十八条とする。

第八十二条の五中「の各号」を削り、同条を第百二十七条とする。

第八十二条の四を第百二十六条とし、第八十二条の三を第百二十五条とし、第八十二条の二を第百二十四条とする。

第七章の二を第十一章とする。

第六章及び第七章を削る。

第七十条の十中「第二十八條第九項、第四十

九條、第五十條第五項、第六十條」を「第三十七條第九項、第五十九條、第六十條第五項、第九十四條」に、「第六十條の二、第六十四條、第六十八條の三、第六十九條、第六十九條の三」を「第九十五條、第九十八條、第百五条から第百七条まで、第百九条」に、「第六十九條の四から第六十九條の六まで」を「第百十條から第百十三條まで」に改め、「これを」を削り、第五章の二中同条を第百二十三條とする。

第七十条の九を第百二十二條とし、第七十条の八を第百二十一條とし、第七十条の七を第百二十條とし、第七十条の六を第百十九條とする。

第七十条の五中「第四十七條」を「第五十七條」に改め、同条を第百十八條とする。

第七十条の四を第百十七條とし、第七十条の三を第百十六條とする。

第七十条の二に次の一項を加える。

高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供す

ることにより、社会の発展に寄与するものとする。

第七十条の二を第百十五條とする。

第五章の二を第十章とする。

第七十条中「第二十八條第九項」を「第三十七

條第九項」に、「第五十條第五項」を「第六十條第五項」に改め、「これを」を削り、第五章中同条を第百十四條とする。

第六十九條の六中「第六十條」を「第九十四條

に改め、同条第二号中「第六十九條の四第三項」を「第百十條第三項」に改め、同条を第百十二條とし、同条の次に次の一項を加える。

第百十三條 大学は、教育研究の成果の普及及

び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第六十九條の五を第百十一條とし、第六十九條の四を第百十條とし、第六十九條の三を第百九條とする。

第六十九條の二第二項中「第五十二條に掲げる」を「第八十三條第一項に規定する」に、「おもな」を「主な」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に、「第五十五條第一項」を「第八十七條第一項」に改め、同条第四項中「第五十三

條第一項」に改め、同条第四項中「第五十三條」を「第八十五條」に、「第五十四條」を「第八十六條」に改め、同条第七項中「第五十二條」を「第八十三條」に改め、同条第八項中「第六十二條」を「第九十七條」に改め、同条を第百八條とする。

第六十九條を第百七條とし、第六十八條の三を第百六條とする。

第六十八條の二第二項中「第六十九條の二第二項」を「第百八條第二項」に改め、同条第五項中「第六十條」を「第九十四條」に改め、同条を第

百四條とし、同条の次に次の一項を加える。

第百五條 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第六十八條中「第五十三條」を「第八十五條」に改め、同条を第百三條とする。

第六十七條第一項中「第五十二條」を「第八十三條」に改め、同項ただし書中「第六十八條の二第一項」を「第百四條第一項」に改め、同条第二項中「第五十二條」を「第八十三條」に改め、同条を第百二條とする。

第六十六條の二を第百一號とし、第六十四條から第六十六條までを三十四條ずつ繰り下げ、第六十三條を削り、第六十二條を第九十七條とし、第六十一條を第九十六條とし、第六十條の二を第九十五條とし、第六十條を第九十四條とし、第五十六條から第五十九條までを三十四條ずつ繰り下げる。

第五十五條の三中「第五十五條第二項」を「第八十七條第二項」に改め、同条を第八十九條とする。

第五十五條の二を第八十八條とし、第五十三條から第五十五條までを三十二條ずつ繰り下げ、第五十二條の二を第八十四條とする。

第五十二條に次の一項を加える。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第五十二條を第八十三條とする。

第五章を第九章とし、同章の前に次の一章を加える。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚園又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚園又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程

その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けなければならない。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第四章の二中第五十一条の十を第七十一条とする。

第五十一条の九第一項中「第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項」を「第三十条第二項、第三十一条、第三十二条、第三十七條第三項から第十二項まで、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第三項」に、「第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二」を「第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条」に、「これを」を「それぞれ」に、「第十八条の二」中「前条各号」を「第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三

十一条中「前条第一項」に、「第五十一条の三各号」を「第六十四条」に改め、同条第二項中「第四十四条」を「第五十三条」に、「第四十五条」を「第五十四条」に、「第五十一条の四」を「第六十五条」に、「第五十一条の五」を「第六十六条」に改め、同条を第七十条とする。

第五十一条の八を第六十九条とする。

第五十一条の七中「教科」を「教育課程」に、「第五十一条の二、第五十一条の三」を「第六十三条、第六十四条」に改め、「規定」の下に「並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二項の規定を加え、これを」を削り、同条を第六十八条とする。

第五十一条の六第一項中「について」を削り、「第五十一条の二に掲げる」を「第六十三条に規定する」に、「中等普通教育」を「義務教育」として行われる普通教育に、「に、第三十六条各号」を「第二十一条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「達成するよう行われるものとする」に改め、同条第二項中「について」を削り、「第五十一条の二に掲げる」を「第六十三条に規定する」に改め、「発達」の下に「及び進路」を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に、「に、第五十一条の三各号」を「第六十四条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「達成するよう行われるものとする」に改め、同条を第六十七条とする。

第五十一条の五を第六十六条とし、第五十一条の四を第六十五条とする。

第五十一条の三中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「ために」を「ため」に、「の達成に努めなければならない」を「達成するよう行われるものとする」に改

め、同条第一号中「国家」を「豊かな人間性、創造性及び健全な身体を養い、国家に改め、
「有為な」を削り、同条第二号中「技能に習熟させる」を「知識、技術及び技能を習得させる」に改め、同条第三号中「社会」を「個性の確立に努めるとともに、社会」に、「個性の確立に努める」を「社会の発展に寄与する態度を養う」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十一条の二中「発達」の下に「及び進路」を加え、「中等普通教育並びに高等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育」に改め、同条を第六十三条とする。

第四章の二を第七章とする。

第五十一条中「第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで及び第三十四条」を「第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第三項から第十二項まで及び第四十二条から第四十四条まで」に改め、「これを」を削り、「第十八条の二中「前条各号」を「第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条と、第三十一条中「前条第一項」に、「第四十二条各号」を「第五十一条」に改め、第四章中同条を第六十二条とする。

第五十条の二を第六十一条とする。

第五十条第二項中「前項」の下に「に規定するもの」を、「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、同条を第六十条とする。

第四十九条を第五十九条とし、第四十六条から第四十八条までを十条ずつ繰り下げ、第四十五条の二を第五十五条とし、第四十五条を第五十四条とし、第四十四条を第五十三条とする。第四十三条中「教科」を「教育課程」に改め、

「規定」の下に「及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定」を加え、「これを」を削り、同条を第五十二条とする。

第四十二条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「ために」を「ために」に改め、「の各号」を削り、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条第一号中「中学校における教育」を「義務教育として行われる普通教育」に、「さらに」を「更に」に改め、「発展拡充させて」の下に「豊かな人間性、創造性及び健全な身体を養い」を加え、「有為な」を削り、同条第二号中「果さなければ」を「果たさなければ」に、「基き」を「基づき」に、「技能に習熟させる」を「知識、技術及び技能を習得させる」に改め、同条第三号中「社会」を「個性の確立に努めるとともに、社会」に、「個性の確立に努める」を「社会の発展に寄与する態度を養う」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十一条中「発達」の下に「及び進路」を加え、「高等普通教育」を「高度な普通教育」に改め、同条を第五十条とする。

第四十条中「第十八条の二、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十二条まで及び第三十四条」を「第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条まで」に改め、「これを」を削り、「第十八条の二中「前条各号」を「第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条と、第三十一条中「前条第一項」に、「第三十六各号」を「第四十六条」に改め、第三章中同条を第四十九条とする。

第三十九条を削る。

第三十八条中「教科」を「教育課程」に、「第三十五条及び第三十六条」を「第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項」に改め、「これを」を削り、同条を第四十八条とする。

第三十七条を第四十七条とする。

第三十六条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「に、次の各号」を「第二十一条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条各号を削り、同条を第四十六条とする。

第三十五条中「中等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育」に改め、同条を第四十五条とする。

第三章を第五章とする。

第二章中第三十四条を第四十四条とする。

第三十三条を削り、第三十二条を第四十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第三十一条第二項中「昭和二十二年法律第六

十七号」を削り、同条を第四十条とする。

第三十条を第三十九条とし、第二十九条を第三十八条とする。

第二十八条第二項中「前項」の下に「に規定するもの」を加え、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十七条中「子女を」を「子」に改め、「これを」を削り、同条を第三十六条とする。

第二十六条を第三十五条とし、第二十一条から第二十五条までを削り、第二十一条を第三十四条とする。

第二十条中「教科」を「教育課程」に、「第十七条」を「第二十九条」に、「第十八条」を「第三十条」に改め、「これを」を削り、同条を第三十三条とする。

第十九条を第三十二条とする。

第十八条の二中「前条各号に掲げる」を「前条第一項の規定による」に改め、同条を第三十一条とする。

第十八条中「教育について」を「教育」に、「前条の」を「前条に規定する」に、「次の各号」を「必要な程度において第二十一条各号」に、「の達成に努めなければならない」を「を達成するよう行われるものとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第十八条を第三十条とする。

第十七条中「初等普通教育」を「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なもの」に改め、同条を第二十九条とする。

第二章を第四章とし、第一章の次に次の第二章を加える。

第二章 義務教育

第十六条 保護者(子に対して親権を行う者親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子

(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができ。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第二十条 学齢児童又は学齢生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齢児童又は学齢生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらを「くぐんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会

の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じた将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭

その他必要な職員を置くことができる。

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

教諭は、幼児の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第二条 学校教育法の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「ほか」の下に、「副園長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同条第四項中「園長」の下に「副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長」を加え、同項の次に次の二項を加える。

主幹教諭は、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。

指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第二十七条第三項の次に次の一項を加える。

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

第二十七条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を

置かないことができる。

第二十七条に次の一項を加える。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかわらず、園長(副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長)及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第二十八条中「第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで」を「第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで」に改める。

第三十七条第一項ただし書を削り、同条第二項中「ほか」の下に、「副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同条第四項及び第五項を次のように改める。

教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

第三十七条第五項の次に次の二項を加える。

主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第三十七条第三項の次に次の二項を加える。

副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

第三十七条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

第三十七条に次の一項を加える。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第六十条第二項中「ほか」の下に、「副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

第六十一条に次のただし書を加える。
ただし、命を受けて当該課程に関する校務

をつかさどる副校長が置かれる一の課程については、この限りでない。

第六十二条中「第三十七条第三項から第十二項まで及び」を「第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに」に改める。

第六十九条第二項中「ほか」の下に、「副校長、主幹教諭、指導教諭」を加え、同項の次に次の一項を加える。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

第七十条第一項中「第三十七条第三項から第十二項まで」を「第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項」に、「第六十条第三項及び第五項」を「第六十条第四項及び第六項」に改める。

第一百四十四条及び第二百三十三条中「第三十七条第九項」を「第三十七条第十四項」に、「第六十条第五項」を「第六十条第六項」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第三条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、「規定する職員のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

第二条中「校長を除く。」の下に、「定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長」を、「教頭」の下に、「主幹教諭(定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。)」を、「担任する」の下に「指導教諭」を加える。

附則第三項中「規定する職員のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

(教育公務員特例法の一部改正)

第四条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭を(副校長(副園長を含む。以下同じ)、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第二十三条第二項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」に改める。

第二十六条第一項中「小学校等の」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を、「栄養教諭又は講師」の下に「(以下「主幹教諭等」という。))」を加え、同項第一号中「教諭又は」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は」に改め、「規定する教諭の専修免許状、」の下に「養護をつかさどる主幹教諭又は」を、「養護教諭の専修免許状、」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は」を加え、同条第二項中「教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師」を「主幹教諭等」に改める。

第二十七条第一項及び第二十八条中「教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師」を「主幹教諭等」に改める。

(教育職員免許法の一部改正)

第五条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(いう。))」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

第三条第二項中「講師については、前項の規定にかかわらず、」を「前項の規定にかかわらず、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。))及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については」に、「これに」を、「それぞれ」に改め、同条第三項中「養護教諭を」を「養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭に、」及び「を」並びに「に改め、同条第四項中「養護教諭を」を「養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭に、」を「養護助教諭及び」を「養護助教諭並びに」に改める。

第九条の二中「講師については、」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。))及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師については」に改める。

第十六条の五第一項本文中「小学校の」及び「小学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、同項ただし書中「小学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭、」を加え、「それぞれの学校を」を「特別支援学校」に改め、同条第二項本文中「第十六条の四第一項」を「前条第一項」に改め、「前期課程の」及び「中学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、同項ただし書中「中学部の」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加え、「それぞれ

の学校」を「特別支援学校」に改める。

第十七条の二及び第十七条の三中「教諭又は」を「主幹教諭、指導教諭、教諭又は」に改める。

附則第二項中「及び教諭」を「及び主幹教諭、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))」に、「教諭が」を「主幹教諭等が」に、「教諭は、第三条第一項」を「主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項」に改める。

附則第十五項中「以上」及び「限る。」で「の下に「養護をつかさどる主幹教諭又は」を加える。

附則第十六項中「各部の」の下に「主幹教諭、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」を加える。

附則第十七項中「担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

附則第十八項中「のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加え、「及び教育委員会」を「並びに教育委員会」に改める。

別表第三第三欄中「当該学校の」の下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭若しくは」を加える。

別表第六第三欄中「取得した後」の下に「養護をつかさどる主幹教諭を加え、同表備考第四号中「第三欄の」の下に「養護をつかさどる主幹教諭、」を加える。

別表第六の二第三欄中「取得した後」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は」を加える。

別表第八第三欄中「教諭を」を「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭」に改める。

(学校図書館法の一部改正)

第六条 学校図書館法(昭和二十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「教諭を、」主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。))に、「当該教諭を」を「当該主幹教諭等」に改める。

(高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正)

第七条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「教頭、」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、同条第一号中「ある者に限る。」の下に「副校長(本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。))」を、「整理する者に限る。))」の下に「主幹教諭(本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。)、指導教諭(本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。))」を加える。

(義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法の一部改正)

第八条 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和二十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「副校長」を、「又は」の下に「主幹教諭、指導教諭」を加える。

官 報 (号 外)

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第九条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教頭」を「副校長 副園長を含む。、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改め、「のうち」の下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

(農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正)

第十条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十三年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一号中「を担任する」の下に「主幹教諭、指導教諭又は」を加える。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「校長」の下に「副校長」を、「する。」の下に「主幹教諭、指導教諭を、」のうちに下に「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに」を加える。

第七条第一項中「教頭、」を「副校長、教頭、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」に改め、同条第三項中「教頭の数を」を「副校長及び教頭の数を」に、「小中学校等教頭標準定数」を「小中学校等教頭等標準定数」に改め、「とし」の下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭を加える。」

第八条中「養護教諭及び」を「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び」に改める。

第八条の二中「栄養教諭及び」を「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに」に改める。

第十一条第二項中「教頭の数を」を「副校長及び教頭の数を」に、「特別支援学校教頭標準定数を」に改め、「とし」の下に「主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭を加える。」

第十七条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第十二条 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第九条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭」に改める。

第十条中「養護教諭及び」を「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び」に改める。

第二十三条第一項中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、「教頭」を「副校長(副園長を含む。同項において同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭」に改める。

第三条第一項中「校長」の下に「副校長」を加える。

(学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(昭和四十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「校長」の下に「副校長」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第十五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「大学」の下に「又は大学及び高等専門学校」を加える。

第七十九条中「第六十九条の三第二項」を「第百九条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条から第十四条まで及び附則第五十条の規定 平成二十年四月一日

二 附則第五十二条の規定 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成十九年法律第七号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

(理容師法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十六条」を「第九十条」に改める。

一 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第三条第三項及び第二十条

二 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第二条第六号

三 美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第四条第三項及び附則第十一項

四 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十六条第四項

(公認会計士法及び税理士法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「第六十八条の二第一項」を「第百四条第一項」に改める。

一 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第九条第二項第二号

二 税理士法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十八号)附則第四項

(医師法等の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「第九十八条」を「附則第三条」に改める。

一 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第四十三号

二 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第四十四号

三 獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)附則第十六項

四 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)附則第十項 (司法試験法及び法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正) 第五條 次に掲げる法律の規定中「第六十五條第二項」を「第九十九條第二項」に改める。 一 司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)第四條第一項第一号 二 法科大学院への裁判官及び檢察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第二條第一項 (クリーニング業法等の一部改正) 第六條 次に掲げる法律の規定中「第四十七條」を「第五十七條」に改める。 一 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七條第三項 二 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)第七條第五項第三号 三 調理師法(昭和三十三年法律第百四十七号)第三條第一項各号及び附則第三項 四 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)第五條各号並びに附則第二項及び第三項 五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二條第五項第四号 六 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律(平成七年法律第百九号)附則第五條第一項及び第二項 (地方交付税法等の一部改正) 第七條 次に掲げる法律の規定中「第五十一條の十」を「第七十一條」に改める。 一 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十	一 号)第十二條第三項の表第十七号 二 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)第二條第二号 三 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)別表(五) 四 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第三條第一項第二号の二 (診療放射線技師法等の一部改正) 第八條 次に掲げる法律の規定中「第五十六條第一項」を「第九十條第一項」に改める。 一 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十條第一号及び附則第十一項 二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第六條 三 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五條第一号及び附則第四項 四 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十一條第一号、第十二條第一号及び附則第六項 五 柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)第十二條第一項及び附則第十一項 六 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四條第一号及び附則第五項 七 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三十九條第一号及び第三号 八 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四條第一号及び附則第四條 九 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四條第一号及び附則第四條	十 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四條第一号及び第四号並びに附則第三條十一 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三條第一号 十二 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)第三條中社会福祉士及び介護福祉士法第四十條の改正規定 (特別支援学校への就学奨励に関する法律等の一部改正) 第九條 次に掲げる法律の規定中「第二十二條第一項」を「第十六條」に改める。 一 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第二條第一項 二 学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六條第二項及び第七條第二項 三 特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第百十八号)第五條第二項 (あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正) 第十條 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。 第二條第一項及び第十八條中「第五十六條第一項」を「第九十條第一項」に改める。 第十八條の二第二項中「第四十七條」を「第五十七條」に改める。 (栄養士法の一部改正) 第十一條 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。 第二條第二項中「第五十六條」を「第九十條」に改める。	改める。 第五條の三第四号中「第八十二條の二」を「第二百二十四條」に、「第八十三條」を「第二百二十四條」に改める。 (船員職業安定法の一部改正) 第十二條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。 第四十條第一項第二号中「第八十二條の二」を「第二百二十四條」に改める。 (教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正) 第十三條 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。 第二條第一項中「教科課程」を「教育課程」に改める。 (少年法の一部改正) 第十四條 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。 第三十七條第一項第五号中「第九十條」を「第二百四十四條」に、「第九十一條」を「第二百四十五條」に改める。 (教育公務員特例法の一部改正) 第十五條 教育公務員特例法の一部を次のように改正する。 第二條第一項中「設置する大学」の下に「及び高等専門学校」を加える。 (教育職員免許法の一部改正) 第十六條 教育職員免許法の一部を次のように改正する。 第二條第一項中「定める」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園(以下学校)」を「及び特別支援学校(以下「学校」)」に、「教員」
---	--	--	---

平成十九年六月二十日 参議院會議録第三十八号(その二) 学校教育法等の一部を改正する法律案

を「教員」に改め、同条第四項中「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

第四条第三項中「中等教育学校及び幼稚園を「幼稚園及び中等教育学校」に改める。

第十七条の二中「第七十五条第二項」を「第八十一条第二項」に改める。

第十七条の三中「のほか」の下に、「幼稚園」を

加え、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

附則第九項の表第二欄中「第七十条の八」を「第二百一条」に改める。

附則第十六項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

別表第一中

小学校教諭		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
修士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学の学位を有すること。
八	八	四
四一	四一	三一
三四	一〇	二

を

幼稚園教諭		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
修士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学の学位を有すること。
六	六	四
三五	三五	二七
三四	一〇	

小学校教諭		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
修士の学位を有すること。	学士の学位を有すること。	短期大学の学位を有すること。
六	八	四
三一	四一	三一
二	一〇	

に改め、同表幼稚園教諭の項を削り、同表備考第四号中「規定により」及び「二種免許状又は」の

下に「幼稚園」を加え、「高等学校若しくは幼稚園」を「若しくは高等学校」に、「中学校若しくは幼稚園」を「若しくは中学校」に改める。

別表第三中

小学校教諭		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
一種免許状	二種免許状	臨時免許状
一種免許状	二種免許状	臨時免許状
三	五	六
一五	四五	四五

を

幼稚園教諭		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
一種免許状	二種免許状	臨時免許状
一種免許状	二種免許状	臨時免許状
三	五	六
一五	四五	四五

小学校教諭		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
一種免許状	二種免許状	臨時免許状
一種免許状	二種免許状	臨時免許状
三	五	六
一五	四五	四五

に改め、同

表幼稚園教諭の項を削る。

別表第六備考第四号中「児童、生徒又は幼児」を「幼児、児童又は生徒」に改める。

別表第七第二欄中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改め、同表第三欄中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「中等教育学校又は幼稚園」を「又は中等教育学校」に改める。

別表第八中

小学校教諭二種免許状	
幼稚園教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状
三	三
一三	一二

を

幼稚園教諭二種免許状	
小学校教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状
三	三
一三	一二

に改め、同

表幼稚園教諭二種免許状の項を削る。

(社会教育法の一部改正)

第十七条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項中「公立大学法人をいう。」の下に「以下この項及びを加え、」大学以外を「高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外」に改める。

第四十八条第一項中「公立大学法人が設置する大学」の下に「若しくは高等専門学校」を加える。

第四十九条中「第四十五条、第五十一条の九第一項、第五十二条の二及び第七十六条」を「第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条」に改める。

(私立学校法の一部改正)

第十八条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百四十条第一項」に改める。

第八条第二項及び第二十六条第二項中「第六十條の二」を「第九十五条」に改める。

第三十条第一項第三号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に、「第五十一条の九第一項」を「第七十条第一項」に改める。

第六十四条第一項中「第八十二条の八第一項」を「第二百三十条第一項」に、「第八十二条の十一第一項」を「第二百三十三條第一項」に、「第八十三条第二項」を「第二百三十四條第二項」に改める。
附則第二項、第八項及び第九項中「第九十八條」を「附則第三條」に改める。

附則第十二項中「第二百二条第一項」を「附則第六條」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三号及び第三百四十八條第二項第九号中「第八十二条の二」を「第二百二十四條」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四條」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四條第一項」に改める。
(税理士法の一部改正)

第二十条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「第五十七条第二項」を「第九十一条第二項」に改める。

第七条第二項中「学校教育法第六十八條の二」を「学校教育法第四十四条」に、「第六十八條の二第一項」を「第二百四條第一項」に改め、同条第三項中「第六十八條の二第一項」を「第二百四條第一項」に改める。

第八条第一項第一号中「第六十八條の二第四項第二号」を「第二百四條第四項第二号」に改める。
(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「小学校、中学校又は幼稚園」を「幼稚園、小学校又は中学校」に改める。
附則第十二項中「により、」の下に「幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限

四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき、又はを加え、」又は幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき」を削り、「小学校又は幼稚園」を「幼稚園又は小学校」に改める。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第二十二條 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「学校」とは「の下に、幼稚園を加え、」特別支援学校及び幼稚園を及び特別支援学校に改める。

(クリーニング業法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「新法」を「クリーニング業法」に、「第四十七条」を「第五十七条」に改める。
(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正)

第二十四條 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十三條」を「第十八條」に改め、「同法第三十九條第二項に規定する」を削り、

「第二十二條第一項」を「第十六條」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

第二十五条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十一条の二中「第五十一条の五」を「第六十六條」に、「第七十二条第二項」を「第七十六條第二項」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四條」に、「第八十二条の三第一項」を「第二百二十五條第一項」に改める。
(学校保健法の一部改正)

第二十六條 学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

第二条中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第四条中「第二十二條第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第五条中「基き」を「基づき」に、「第二十二條第一項」を「第十七條第一項」に改める。

第六条の前の見出し中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改め、同条第一項中「児童、生徒、学生」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改め、「又は幼児」を削り、同条第二項中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第十一条中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第十二條中「疑」を「疑い」に、「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第十七條中「第二十二條第一項」を「第十六條」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第二十七条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「第七十五条第二項及び第三項を「第八十一条第二項及び第三項」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十八条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第九十条第一項中「第四十一条」を「第五十条」に、「第五十二条」を「第八十三条」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第二十九条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第七号口中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

(薬剤師法の一部改正)

第三十条 薬剤師法(昭和三十五年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「第五十五条第二項」を「第八十七条第二項」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第三十一条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十一条第一項(同法第四十条、第五十一条の九第一項及び第七十六条)」

を「第三十四条第一項(同法第四十九条、第七十条第一項及び第八十二条)に、「第一百七十条」を「附則第九条」に改める。

第十三条第三項中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改め、同条第五項ただし書中「第一百七十条」を「附則第九条」に改める。

第十八条第一項中「第一百七十条」を「附則第九条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号口中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

第九条第一項第二号中「第七十二条」を「第七十六条」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「改正後の」及び「(以下この条において「新法」という。)」を削り、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「新法を「同法」に、「第八十二条の八第一項」を「第二百三十四条第一項」に改め、同条第二項中「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)

第三十四条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第三条中「児童、生徒、学生又は幼児」を「幼児、児童、生徒又は学生」に改める。

第九条中「にある」の下に「幼稚園」を加え、

「特別支援学校又は幼稚園」を「又は特別支援学校」に改める。

第十二条の二第二項中「第六十条の二」を「第九十五条」に改める。

附則第二条第一項中「第二百二条第一項」を「附則第六条」に改める。

(国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法の一部改正)

第三十五条 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和五十一年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第八十三条の二第一項」を「第二百三十五条第一項」に改める。

(消費税法の一部改正)

第三十六条 消費税法(昭和六十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

別表第十一号口中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十二条の三第一項」を「第二百二十五条第一項」に改め、同号口中「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改め、同表第十二号中「第二十一条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第四十条」を「第四十九条」に、「第五十一条」を「第六十二条」に、「第五十一条の九第一項」を「第七十条第一項」に、「第七十六条」を「第八十二条」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第九号イ中「第二百二条第一項」を「附則第六条」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第

一項」に改める。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第三十八条 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同条第五号中「第八十三条第一項」を「第二百三十四条第一項」に改める。

附則第十三条中「第二百二条第一項」を「附則第六条」に、「同項を「同条」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第五十五条の三」を「第八十九条」に改める。

(法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正)

第四十条 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六十五条第二項」を「第十九条第二項」に改める。

第五条第一項中「第六十九条の四第三項」を「第二百九条第三項」に、「第六十九条の三第四項」を「第二百九条第四項」に改め、同条第二項中「第六十九条の三第二項」を「第二百九条第二項」に改め、同条第四項中「第六十九条の四第四項」を「第二百九条第四項」に改める。

第六条第二項第二号中「第六十九条の四第三項」を「第二百九条第三項」に改め、同項第三号中

「第六十九条の第三第二項」を「第九十九条第二項」に、「第六十九条の第五第二項」を「第一百十一条第二項」に改める。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部改正)

第四十一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第六号中「第二十二條第一項」を「第十六條」に、「同項」を「同條」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第四十二条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第六十條の二」を「第九十五條」に、「第一百二條第一項」を「附則第六條」に、「第三十四條第四十條、第五十一條、第五十一條の九第一項、第七十六條及び第八十二條」を「第四十四條(第二十八條、第四十九條、第六十二條、第七十條第一項及び第八十二條)に、「第四十五條第三項(第五十一條の九第一項)を「第五十四條第三項(第七十條第一項)に、「第七十條の十」を「第一百二十三條」に改める。

第十三条第一項中「第一百二條第一項」を「附則第六條」に、「第三十四條(第四十條、第五十一條、第五十一條の九第一項、第七十六條及び第八十二條)を「第四十四條(第二十八條、第四十九條、第六十二條、第七十條第一項及び第八十二條)に、「第四十五條第三項(第五十一條の九第一項)を「第五十四條第三項(第七十條第一項)に、「第七十條の十」を「第一百二十三條」に改める。

第十四条第一項中「第七十八條第二号」を「第二十三條第二号」に、「第八十條」を「第二十六

條」に改め、同條第二項中「第八十條」を「第二十六條」に改める。

條」に改め、同條第二項中「第八十條」を「第二十六條」に改める。

(国立大学法人法の一部改正)

第四十三条 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第五十八條第三項」を「第九十二條第三項」に改める。

第二十三條中「小学校」を「幼稚園、小学校に改め、「幼稚園」を削る。

別表第一の備考第一号中「第六十八條」を「第一百三條」に改める。

(独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部改正)

第四十四条 独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第十六條第一項第二号中「第六十八條の二第四項」を「第一百四條第四項」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第四十五条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三号中「第八十二條の二又は第八十三條」を「第一百二十四條又は第百三十四條」に改める。

(薬剤師法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十六条 薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項第二号中「学校教育法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十九

号)第一条の規定による改正後の学校教育法以下「新学校教育法」という。)第五十五條第二項」を「同法第八十七條第二項」に改める。

附則第三條中「新学校教育法第五十五條第二項」を「同法第八十七條第二項」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

(学校教育法の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一号中「第六十八條の三」を「第六六條」に改める。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第四十八條 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十八條の二第四項第二号」を「第一百四條第四項第二号」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正)

第四十九條 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第七十九條」を「第二十五條」に改め、「幼稚園」の下に「教育課程その他の」を加え、同項第二号及び同條第二項第一号イ中「第七十八條各号」を「第二十三條各号」に改める。

第十二條中「第七十八條」を「第二十四條」に、「第七十九條」を「第二十五條」に、「第八十一條第三項」を「第二十七條第三項」に、「努めなけれ

ばならない」を「努めるものとする」に改める。

第五十條 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二條中「第二十七條第三項及び第四項」を「第二十七條第四項から第七項まで及び第十一項」に改める。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十一条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第三項中「小学校」を「幼稚園、小学校」に、「高等学校又は幼稚園」を「又は高等学校」に改める。

(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部改正)

第五十二条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第五十二條」を「第八十三條」に、「第五十七條」を「第九十一條」に、「第六十二條」を「第九十七條」に、「第六十八條の二第四項第二号」を「第一百四條第四項第二号」に改める。

(国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち国民年金法第九十九条の二を同法第九十九条の四とし、同法第九十九条の次に二条を加える改正規定(同法第九十九条の二第一項に係

る部分に限る。)中「第五十二条を「第八十三条」に改める。

(文部科学省設置法の一部改正)

第五十四条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号中「初等中等教育」の下に「幼稚園」を加え、「特別支援学校及び幼稚園を」「及び特別支援学校」に改め、同条第十二号中「児童、生徒、学生及び幼児」を「幼児、児童、生徒及び学生」に改める。

審査報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十九日

文教科学委員長 狩野 安

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方教育行政の自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合等における国の関与の手続を整備するため、地方公共団体の長が、スポーツ、文化に関する事務を管理・執行することができるとすることとともに、県費負担教職員の転任について、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととし、併せて教育委員会の事務処理が法令に違反する等の場合において、児童等の生命又は身体を保護するため緊急の必要があるときは、文部科学大臣がその是正等を指示することがで

きることとする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育は、我が国の将来を託す世代を育成する国政の最重要課題であることにかんがみ、国家的先行投資である教育予算の一層の拡充に努めること。

二、各学校が、多様な子どもの実態や地域の状況を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成を通して、学校種ごとの目標を達成できるようにすること。

三、教員の多忙化を解消し子どもと向き合う時間を増やすなど教育の充実のため、小学校高学年での専科教員の増、習熟度別指導・少人数教育の拡充など、教職員定数の改善に努めるとともに、学校事務職員の任務を踏まえた有効活用、学校のICT化及び事務の外部委託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用を努めること。

四、副校長等の新たな職を置く際には、教員間の適切な役割分担に資すると同時に、学校が保護者や地域住民の期待に十分に応えられる体制となるよう必要な定数を確保するとともに、職責に応じた処遇が図られるよう努めること。また、地方自治体や学校の実態を踏まえた配置がなされるよう努めること。

五、学校評価のガイドラインについては、各教育委員会及び学校による、地域の実情に応じた創

意工夫に基づく学校評価の実践を尊重するとともに、評価結果が学校の序列化につながらないよう留意すること。また、学校評価の結果等教育活動に関する情報の積極的な提供を促すこと。

六、我が国の大学が人類の文化を継承発展させる知の拠点として、質の高い教育研究を行うとともに、将来にわたり国際社会を始め広く社会に貢献できるよう、基盤的経費を拡充するとともに、競争的資金を確保するなど必要な支援に努めること。

七、文部科学大臣が是正の要求や指示を行う以前に、地方自治体において地方自治の力を発揮するよう要請すること。また、文部科学大臣が是正の要求や指示を行うに当たっては、十分な情報に基づいた、慎重な運用に努めるとともに、紛争処理に関しては、地方自治法の適正手続を必ず踏まえること。

八、文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行うに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととする。

九、知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めるときは、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重すること。

十、私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。

十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員及びその他の免許保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。また、更新制の導入に伴

う免許状授与原簿の管理システムの構築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を期すること。

十二、国公私立のすべての教員の免許状更新講習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受講者の講習受講の費用負担も含めて、国による支援策を検討すること。

十三、教員の資質能力の向上という免許状更新制度の趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講機会の確保とともに受講時のサービスの取扱いについても必要な配慮を行うこと。

十四、免許状更新講習の内容については、受講者に対する事前アンケート調査の実施、講習修了後の受講者による事後評価及びこれらの公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努めること。また、多様な講習内容、講習方法の中から受講者が選択できるような工夫を講ずること。

十五、へき地等に勤務する教員や障がいのある教員が、多様な免許状更新講習を受講できるように努めること。

十六、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

十七、法施行後の実施状況を見極めた上で、現職教員以外の者であつて教員免許状を授与されたことのある者の免許状更新講習の受講要件を拡大する方向で検討すること。

十八、大学における教職課程の見直し、社会人の教員採用など、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めること。

十九、教職に優秀な人材を確保するため、人材確

保法の存続と教員の勤務実態を踏まえた給与財源の確保に努めること。

二十、指導改善研修に係る教員の認定に当たっては、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。また、認定に当たっては当該教員の意見を述べる機会を設けるなど配慮すること。

二十一、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、地域住民の避難場所としての役割も果たしていることから、すべての学校施設の速やかな耐震化のために必要な措置を講ずること。

二十二、スポーツ等部活動を活発化するための支援を充実し、スポーツ指導者等の処遇改善に努めること。

右決議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条」を「第一条・第一条の二」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第一章中第一条の次に次の一条を加える。
(基本理念)

第一条の二 地方公共団体における教育行政は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

第三条ただし書中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)」を「市」に、「指定都市が」を「市が」に、「六人」を「六人以上」に改め、「(次条第三項及び第七條第二項から第四項までにおいて単に「町村」という。)」を削り、「三人」を「三人以上」に改める。

第四条第三項中「三人以上(前条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村にあつては、二人以上)」を「委員の定数の二分の一以上の者」に改め、同条第四項中「努めなければ」を「しなければ」に改める。

第七條第二項を次のように改める。

2 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数の者が既に所属している政党に新たに所属するに至つた委員があるときは、その委員を直ちに罷免するものとする。

第七條第三項中「(第三条ただし書の規定により委員の数を三人とする町村を除く。)」を削り、「一人がすでに所属している政党に新たに二人以上の

委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を」を「その定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合前項の規定に該当する場合を除く。には、同一の政党に所属する委員の数が委員の定数の二分の一から一を減じた数(その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数になるように)」に改め、「得て」の下に、「委員を」を、「罷免する」の下に「ものとする」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、政党所属関係について異動のなかつた委員を罷免することはできない。

第七條第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第八條第二項中「地方自治法」の下に「(昭和二十二年法律第六十七号)」を加える。

第十一条の見出しを「(服務等)」に改め、同条に次の一項を加える。

6 委員は、その職務の遂行に当たつては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

第十九條第一項中「技術職員その他の」を「及び技術職員を置くほか」に改め、同条第二項中「所要の」を「指導主事その他の」に改める。

第二十四條の次に次の一条を加える。
(職務権限の特例)

第二十四條の二 前二條の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務の

いずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)

二 文化に関すること(文化財の保護に関するものを除く。)

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第二十五條中「前二條」を「前三條」に、「当つては」を「当たつては」に、「基かなければ」を「基づかなければ」に改める。

第二十六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「教育機関の職員」の下に「(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)」を加え、「これらの職員」を「事務局職員等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十九條に規定する意見の申出に関すること。

第二十七条を次のように改める。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助)

第二十七条の二 都道府県知事は、第二十四条第二号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

第三十二条に次のただし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

第三十七条第二項を次のように改める。

2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十六条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

第三十八条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。)に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村(地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。)における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

第四十七条の四第一項中「指定都市」を「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))に改める。

第四十八条第二項第四号中「校長」を「教育委員会の委員及び校長」に改める。

第四十九条及び第五十条を次のように改める。

(是正の要求の方式)

第四十九条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

(文部科学大臣の指示)

第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

第五十条の次に次の一条を加える。

(文部科学大臣の通知)

第五十条の二 文部科学大臣は、第四十九条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による

指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共団体(第四十九条に規定する指示を行つたときにあつては、当該指示に係る市町村)の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第五十四条の二 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第四項を除く。))中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

第五十五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

第五十五条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該事務が第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。

第五十五条第六項中「市町村教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十四条の第二項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長)を加え、同項を同条第九項とし、同条第五項の次に次の三項を加える。

6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。

7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。

8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十四条の第二項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

第五十五条に次の一項を加える。

10 第二十四条の第二項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、とあるのは「同条第三項中」とする。

るのは「都道府県教育委員会」と、とあるのは「同条第三項中」とする。

第五章第五十五条の次に次の一条を加える。
(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)
第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

第六十条第六項を同条第十一項とし、同項の前に次の三項を加える。

8 地方自治法第二百九十一条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。この場合において、当該要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知しなければならない。

9 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする

る場合については、同法第二百九十一条の二第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項、第三項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、とあるのは、「同条第三項中」と読み替えるものとする。

10 地方自治法第二百九十一条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。

第六十条第五項中「規定により」を「条例の定めるところにより」に、「第六項まで」を「第五項まで及び第九項に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該組合(当該都道府県が加入しないものに限り)が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

第六十条第三項を同条第五項とし、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十三条に規定する事務を管理し、及び執行していない

いときは、この限りでない。

第六十条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地方公共団体が第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合を設ける場合において、当該組合を組織する地方公共団体のうち、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、その自ら処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその長が管理し、及び執行することとしたものには、教育委員会を置かない。

3 第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、その処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその管理者(地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会)又は長が管理し、及び執行するものとしたものには、教育委員会を置かない。

第六十三条中「第四十八条第一項」、「第四十八条第三項」及び「第五十三条第二項」の下に「第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に、「第五十五条第六項」を「第五十五条第九項」に、「第六十条第五項において」を「同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十八条第二項の規定は、この法律の施行後に行われる内申から適用する。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の項中「第四十八条第一項」、「第四十八条第三項」及び「第五十三条第二項」の下に「(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、「第六十条第三項」を「第六十条第五項」に、「第五十五条第六項」を「第五十五条第九項」に、「第六十条第五項において」を「同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて」に改める。

(スポーツ振興法の一部改正)

第四条 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体以下「特定地方公共団体」という。)にあつては、その長」を加え、同条第四項中「教育委員会」の下に「(当該都道府県又は当該市町村が特定地方公共団体である場合に於ては、その長」を加え、同条に次の一項を加える。

る。

5 第三項の規定により、地方公共団体の長がスポーツの振興に関する計画を定める場合には、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第十八条第三項中「教育委員会」を「教育委員会(当該市町村が特定地方公共団体である場合に於ては、市町村の教育委員会又はその長。以下この項において同じ。)の」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、特定地方公共団体におけるスポーツ振興審議会等の委員の任命は、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴いて、地方公共団体の長が行う。

第十九条第一項中「教育委員会」の下に「(特定地方公共団体にあつては、その長)」を加え、同条第二項中「教育委員会規則」の下に「(特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則)」を加え、「助言を行なう」を「及び助言を行う」に改める。

第二十三条中「教育委員会」の下に「(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長」を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正)
第五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)の項の次に次のように加える。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)	第二十七 条の二 事	都道府県知事	都道府県知事(学校設置会社(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
	都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置会社の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	

第十三条第四項の表に次のように加える。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第二十七 条の二 事	都道府県知事	都道府県知事(学校設置非営利法人構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。以下この条において同じ。)の設置する私立学校に関する事務にあつては、同法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長)
	都道府県委員会	都道府県委員会(学校設置非営利法人の設置する私立学校に関する事務にあつては、同項の規定による認定を受けた地方公共団体の教育委員会)	

第二十九条第一項中「(昭和三十一年法律第百六十二号)」を削る。

審査報告書

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十九年六月十九日

文教科学委員長 狩野 安
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、教員の資質の保持と向上を図るため、普通免許状及び特別免許状に有効期間を定め更新制を導入するとともに、分限免職処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするほか、児童等に対する指導が不適切な教員の指導の改善を図るために必要な事項に関する研修の実施等について定めるものであり、お

むね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法による教員免許更新制は、平成二十一年度から実施されるため、平成十九年度一般会計予算には、本法施行に要する経費は含まれていない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、教育は、我が国の将来を託す世代を育成する国政の最重要課題であることにかんがみ、国家的先行投資である教育予算の一層の拡充に努めること。

二、各学校が、多様な子どもの実態や地域の状況を踏まえた創意工夫ある教育課程の編成を通して、学校種ごとの目標を達成できるようにすること。

三、教員の多忙化を解消し子どもと向き合う時間を増やすなど教育の充実のため、小学校高学年での専科教員の増、習熟度別指導・少人数教育の拡充など、教職員定数の改善に努めるとともに、学校事務職員の任務を踏まえた有効活用、学校のICT化及び事務の外部委託化並びに外部の専門家及び地域人材の活用を努めること。

四、副校長等の新たな職を置く際には、教員間の適切な役割分担に資すると同時に、学校が保護者や地域住民の期待に十分に応えられる体制となるよう必要な定数を確保するとともに、職責に応じた処遇が図られるよう努めること。また、地方自治体や学校の実態を踏まえた配置がなされるよう努めること。

五、学校評価のガイドラインについては、各教育委員会及び学校による、地域の実情に応じた創意工夫に基づく学校評価の実践を尊重するとともに、評価結果が学校の序列化につながらないよう留意すること。また、学校評価の結果等教育活動に関する情報の積極的な提供を促すこと。

六、我が国の大学が人類の文化を継承発展させる知の拠点として、質の高い教育研究を行うとともに、将来にわたり国際社会を始め広く社会に貢献できるよう、基盤的経費を拡充するとともに、競争的資金を確保するなど必要な支援に努めること。

七、文部科学大臣が是正の要求や指示を行う以前に、地方自治体において地方自治の力を発揮するよう要請すること。また、文部科学大臣が是正の要求や指示を行うに当たっては、十分な情報に基づいた、慎重な運用に努めるとともに、紛争処理に関しては、地方自治法の適正手続を必ず踏まえること。

八、文部科学大臣が地方教育行政の組織及び運営に関する法律による是正の要求や指示を行うに際し、首長は教育委員会に対して支援等を行うこととする。

九、知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めるときは、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重すること。

十、私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部局に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと。

十一、教員免許更新制の円滑な実施に向け、教員

及びその他の免許状保持者等に対して制度の十分な周知を図ること。また、更新制の導入に伴う免許状授与原簿の管理システムの構築と運用に当たっては、遺漏なきよう万全を期すること。

十二、国公私立のすべての教員の免許状更新講習の受講に伴う費用負担を軽減するため、受講者の講習受講の費用負担も含めて、国による支援策を検討すること。

十三、教員の資質能力の向上という免許状更新制度の趣旨を踏まえ、任命権者は、学校現場の実態に即し、各教員の受講期間を的確に把握し、教員の安全と健康に配慮しながら受講機会の確保とともに受講時のサービスの取扱いについても必要な配慮を行うこと。

十四、免許状更新講習の内容については、受講者に対する事前アンケート調査の実施、講習修了後の受講者による事後評価及びこれらの公表を行うなど、受講者のニーズの反映に努めること。また、多様な講習内容、講習方法の中から受講者が選択できるような工夫を講ずること。

十五、へき地等に勤務する教員や障がい等を有する教員が、多様な免許状更新講習を受講できるように努めること。

十六、現職研修と免許状更新講習との整合性の確保、特に十年経験者研修の在り方について検討すること。

十七、法施行後の実施状況を見極めた上で、現職教員以外の者であつて教員免許状を授与されたことのある者の免許状更新講習の受講要件を拡大する方向で検討すること。

十八、大学における教職課程の見直し、社会人の教員採用など、養成・採用・研修を通じた教員の質の向上に努めること。

十九、教職に優秀な人材を確保するため、人材確保法の存続と教員の勤務実態を踏まえた給与財源の確保に努めること。

二十、指導改善研修に係る教員の認定に当たっては、任命権者による公正かつ適正な認定が行われるよう努めること。また、認定に当たっては当該教員の意見を述べる機会を設けるなど配慮すること。

二十一、学校は児童生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、地域住民の避難場所としての役割も果たしていることから、すべての学校施設の速やかな耐震化のために必要な措置を講ずること。

二十二、スポーツ等部活動を活性化するための支援を充実し、スポーツ指導者等の処遇改善に努めること。

右決議する。

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十九年五月十八日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

部を改正する法律

(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百

四十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第九条の二」を「第九条の五」に改める。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律で「免許管理者」とは、免許状を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあってはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあってはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。

第三条の二第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改める。

第五条第一項本文中「第二若しくは第二の二」を「別表第二若しくは別表第二の二」に改め、「又は」の下に「その免許状を授与するため行う」を加え、同項第五号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同項第六号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項本文中「に」を「いずれにも」に改め、同項ただし書中「に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項ただし書中「前項各号の一」を「第一項各号のいずれか」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、別表第一から別表第二の二までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過し

た者に対する普通免許状の授与は、その者が免許状更新講習(第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下第九条の二までにおいて同じ。)の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限る、行うものとする。

第六条第二項中「第五条第二項及び第五項」を「第五条第三項及び第六項」に、「第五、第六、第六の二、第七又は第八」を「又は別表第五から別表第八までに」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、第五条第三項及び第六項、前条第三項並びに第十八条の場合を除くほか、別表第三から別表第八までに規定する普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者に普通免許状を授与するため行う教育職員検定は、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限る、行うものとする。

4 免許状更新講習を行う者は、免許状の授与又は免許状の有効期間の更新を受けようとする者から請求があつたときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならぬ。

5 第一項、第二項及び前項の証明書の様式その他の必要な事項は、文部科学省令で定める。
第八条第一項中「本籍地」の下に「授与の日、免許状の有効期間の満了の日その他文部科学省令で定める事項」を加える。

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(効力)」を付し、同条第一項中「普通免許状は」の下に「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで」を加え、「以下本条中」を「次項及び第三項において」に改め、同条第二項中「特別免許状は」の下に「その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第一項の規定にかかわらず、その免許状に係る別表第一から別表第八までに規定する所要資格を得た日、第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験に合格した日又は第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度の翌年度の初日以後、同日から起算して十年を経過する日まで授与された普通免許状(免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内に授与されたものを除く。)の有効期間は、当該十年を経過する日までとする。

5 普通免許状又は特別免許状を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第一項、第二項及び前項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする。

第九条の二に見出しとして「(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務)」を付し、第二章中同条を第九条の五とする。
第九条の次に次の三条を加える。
(有効期間の更新及び延長)
第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特

別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出し、しなければならない。

3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限る、行うものとする。

4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。

5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定め、その免許状の有効期間を延長するものとする。

6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(免許状更新講習)

第九条の三 免許状更新講習は、大学その他文部科学省令で定める者が、次に掲げる基準に適合することについての文部科学大臣の認定を受けて行う。

一 講習の内容が、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定める事項に関する最新の知識技能を修得させるための課程(その一部として行われるものを含む。)であること。

二 講習の講師が、次のいずれかに該当する者であること。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程を有する大学において、当該課程を担当する教授、准教授又は講師の職にある者

ロ イに掲げる者に準ずるものとして文部科学省令で定める者

三 講習の課程の修了の認定(課程の一部の履修の認定を含む。)が適切に実施されるものであること。

四 その他文部科学省令で定める要件に適合するものであること。

2 前項に規定する免許状更新講習(以下単に「免許状更新講習」という。)の時間は、三十時間以上とする。

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者

二 教育職員に任命され、又は雇用されるこ

となつてゐる者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

4 前項の規定にかかわらず、公立学校の教員であつて教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の二第一項に規定する指導改善研修(以下この項及び次項において単に「指導改善研修」という。)を命ぜられた者は、その指導改善研修が終了するまでの間は、免許状更新講習を受けることができない。

5 前項に規定する者の任命権者(免許管理者を除く。)は、その者に指導改善研修を命じたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、免許状更新講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(有効期間の更新又は延長の場合の通知等)

第九条の四 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁(免許管理者を除く。)及びその免許状を授与した授与権者(免許管理者を除く。)に通知しなければならない。

2 免許状の有効期間を更新し、若しくは延長したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、その旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

第十条第一項に次の一号を加える。
三 公立学校の教員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条の二

第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

第十条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「(当該免許状を有する者が教育職員である場合に於てはその者の勤務する学校の所在する都道府県教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合に於てはその者の住所地の都道府県教育委員会をいう。以下同じ。)」を削る。

第十一条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたときと認められるとき。

二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたときと認められるとき。

第十三条第一項中「免許管理者は、」の下に「こ

の章の規定により」を加え、同条第二項中「免許状が」を「この章の規定により免許状が」に、「第八条」を「第八条第一項」に改める。

第十四条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第二号中「第十条第一項第二号」の下に「又は第三号」を、「懲戒免職」の下に「又は分限免職」を加え、同条第三号中「第十一条第一項」の下に「又は第二項」を、「とき」の下に「同項第二号に規定する免職の処分を行つた者が免許管理者である場合を除く。」を加える。

第十四条の二中「第十一条第一項」の下に「若しくは第二項第一号」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十六条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日を経過した者については、前項の規定にかかわらず、その者が免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にある場合に限り、普通免許状を授与する。

第十六条の三第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は次条第二項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

第十六条の四に次の一項を加える。

4 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による免許状の授与について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第十六条の四第三項」と読み替えるものとする。

第十七条中「第五項」を「第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十六条の二第二項の規定は、前項の規定による普通免許状の授与について準用する。

この場合において、同条第二項中「合格した日」とあるのは「合格した日又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日」と、「前項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

第二十一条第一項第一号中「第二項若しくは第五項」を「第三項若しくは第六項」に、「第六項」を「第六条第一項から第三項まで」に改める。

第二十三条第二号中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

附則第三項中「第五項ただし書」を「第六項ただし書」に改める。

附則第五項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、これらの規定中「別表第八まで」とあるのは、「別表第八まで(別表第三については、附則第五項の規定の適用がある場合を含む。)」とする。

附則第五項の表備考第一号中「附則第九項の下に「及び第十八項」を加える。」

附則第七項中「第五条第五項本文」を「第五条第六項本文」に改める。

附則第八項に次のただし書を加える。

ただし、免許状更新講習の課程を修了した

後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

附則第九項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第九項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第九項の表」とする。

附則第十二項に次のただし書を加える。

ただし、免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

附則第十八項の表以外の部分中「規定する職員」の下に「その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」を、「以外の者」の下に「及び教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで又は附則第十八項の表」と、第九条第四項中「別表第八まで」とあるのは「別表第八まで若しくは附則第十八項の表」とする。

附則第十八項の表第三欄中「職員」の下に「その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員」を加える。

別表第一(備考第五号イ中「第十六条の三第三項」を「第十六条の三第四項」に改める。

(教育公務員特例法の一部改正)

第二条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十五条の三」に改める。

第十七条第二項中「含む」の下に「以下同じ」を加える。

第四章中第二十五条の次に次の二条を加える。

(指導改善研修)

第二十五条の二 公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修(以下「指導改善研修」という。)を実施しなければならない。

2 指導改善研修の期間は、一年を超えてはならない。ただし、特に必要があると認めるときは、任命権者は、指導改善研修を開始した日から引き続き二年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

3 任命権者は、指導改善研修を実施するに当たり、指導改善研修を受ける者の能力、適性等に応じて、その者ごとに指導改善研修に関する計画書を作成しなければならない。

4 任命権者は、指導改善研修の終了時において、指導改善研修を受けた者の児童等に対する指導の改善の程度に関する認定を行わなければならない。

5 任命権者は、第一項及び前項の認定に当たっては、教育委員会規則で定めるところにより、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導に関する専門的知識を有する者及び当該任命権者の属する都道府県又は市町村の区域内に居住する保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)である者の意見を聴かなければならない。

6 前項に定めるもののほか、事実の確認の方法その他第一項及び第四項の認定の手續に關し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、指導改善研修の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(指導改善研修後の措置)

第二十五条の三 任命権者は、前条第四項の認定において指導の改善が不十分でなお児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第四条の見出し中「研修等」を「初任者研修等」に改め、同条第一項中「教諭、助教諭及び講師(以下この条において「教諭等」という。)」を「教諭等」に、「次項において」を「以下」に改める。

附則に次の二条を加える。

(幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修の特例)

第五条 指定都市以外の市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する十年経験者研修は、当分の間、第二十四条第一項の規定にかかわらず、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

2 指定都市以外の市町村の教育委員会は、その所管に属する幼稚園の教諭等に対して都道府県の教育委員会が行う十年経験者研修に協力しなければならない。

(指定都市以外の市町村の教育委員会に係る指導改善研修の特例)

第六条 指定都市以外の市町村の教育委員会については、当分の間、第二十五条の二及び第

二十五条の三の規定は、適用しない。この場合において、当該教育委員会は、その所管に属する小学校等の教諭等（その任命権が当該教育委員会に属する者に限る。）のうち、児童等に対する指導が不適切であると認める教諭等（政令で定める者を除く。）に対して、指導改善研修に準ずる研修その他必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（教育職員免許法附則第五項の表備考第一号の改正規定及び同法附則第十八項の改正規定（後段を加える部分を除く。）に限る。）公布の日

二 第一条の規定（教育職員免許法第五条第一項第五号及び第六号の改正規定、同法第十条第一項に一号を加える改正規定、同法第十一条、第十四条、第十四条の二及び第二十三条第二号の改正規定、同法附則第五項の表備考第一号の改正規定並びに同法附則第十八項の改正規定（後段を加える部分を除く。）を除く。）次条から附則第四条までの規定並びに附則第七條、第八條第二項、第十條、第十一條、第十三條から第十五條まで及び第十七條から第十九條までの規定 平成二十一年四月一日

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八

平成十九年六月二十日 参議院会議録第三十八号（その二）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案

号）の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。）の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百二十二号）の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号）の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者（当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。）については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法（以下「新法」という。）第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状（前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。）には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五条第二項、第六条第四項、第七條第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九條の四、第十六條の二第二項、第十六條の三第三項、第十六條の四第四項、第十七條第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十條の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2 旧免許状所持者であつて、新法第二条第一項に規定する教育職員第七項において単に「教育職員」という。）その他文部科学省令で定める教育の職にある者（以下「旧免許状所持現職教員」という。）は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習（新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことについての免許管理者（新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。）による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けなければならない。

3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内での者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者（次号に掲げる者を除く。） 当該末日

二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 その後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限（以下この条において単に「修了確認期

限」という。）までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。

5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。

6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

7 旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後に、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。

8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行ったとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（新法第二条第三項に規定する所轄庁をいい、免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をい

い、免許管理者を除く。)に通知しなければならない。

9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。)は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

10 更新講習修了確認及び第三項第三号に規定する免許管理者による確認並びに修了確認期限の延期に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第三条 免許状更新講習を行う者は、更新講習修了確認又は前条第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けようとする者から請求があったときは、その者の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書を発行しなければならない。

2 前項の証明書の様式その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四条 附則第二条第六項の規定に違反して免許状を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

第五条 新法第十条第一項第三号の規定は、この法律の施行の日以後に同号に規定する処分を受けた者について適用する。

第六条 新法第十一条第二項の規定は、この法律の施行の日以後に同項第一号に規定する事由により解雇され、又は同項第二号に規定する事由により免職の処分を受けた者について適用する。

第七条 教育職員免許法の一部を改正する法律(平成十四年法律第五十五号)附則第三条の規定

によりその有効期間についてなお従前の例によることとされる特別免許状については、新法第七條第四項、第九條第二項(有効期間に係る部分に限る。)及び第五項並びに第九條の二から第九條の四までの規定並びに附則第二条から第四条までの規定は、適用しない。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新法第十条及び第十一条に規定する免許状の失効及び取上げに係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、附則第二条に規定する旧免許状所持現職教員の免許状更新講習に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(学校教育法の一部改正)

第九条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第三号中「第十條第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同條第四号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第十条 教育職員免許法施行法の一部を次のように改正する。

第二條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、免許法第六條第四項及び第九條第四項の規定の適用については、免許法第六條第四項中「得た日」とあるのは「得

た日又は教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四十八号)第二條第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」と、免許法第九條第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは教育職員免許法施行法第二條第一項の表上欄各号に掲げる者となつた日」とする。

第二條第一項の表備考中「免許法第二條第二項を「免許法第二條第三項」に改める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「新法第五條第五項ただし書を「教育職員免許法第五條第六項ただし書」に改める。

附則第十項に次のただし書を加える。

ただし、教育職員免許法第九條の三第一項に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にない者については、この限りでない。

附則第二十項中「新法第五條第五項本文」を「教育職員免許法第五條第六項本文」に改める。

附則第二十一項中「新法第五條第五項」を「教育職員免許法第五條第六項」に、「同條第五項ただし書」を「同條第六項ただし書」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第十二條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項及び第五十九條中「及び第二十五條」を、「第二十五條及び第二十五條の二」に改める。

附則第二十六條の見出し中「研修」を「十年経験者研修」に改め、同條中「新法」を削る。

附則第二十七條を附則第二十八條とし、附則第二十六條の次に次の一條を加える。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

第二十七條 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第二十五條の二第一項の指導改善研修は、当分の間、第五十九條の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十三條 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「ものには」の下に、「当該中学校教諭免許状が失効した場合を除き」を加える。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十四條 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二條の規定による改正後の」及び「以下「新免許法」という。」を削り、「第五條第五項ただし書」を「第五條第六項ただし書」に改める。

附則第四項中「新免許法」を「第二條の規定による改正後の教育職員免許法」に改める。

(教育職員免許法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五條 教育職員免許法等の一部を改正する法

律(平成十二年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「ものには」の下に、「当該各号に規定する普通免許状が失効した場合を除き」を加える。

附則第三項中「ものには」の下に、「当該普通免許状が失効した場合を除き」を加える。

(教育公務員特例法の一部を改正する法律の一部改正)

第十六条 教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条から第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第十七条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の項及び第十三条第四項の表教育職員免許法の項中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

第十九条第一項中「当該認定の日以後は」の下に、「同法第二条第二項中「免許状」とあるのは「免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特別特別免許状」という。)を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあっては、当該免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」とを加え、「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「教育委員会(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定によ

る認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下「特別特別免許状」という。)にあっては、当該「教育委員会(特例特別免許状にあっては、構造改革特別区域法第十九条第一項の規定による認定を受けた)」に改め、「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特例特別免許状を除く。）」と、「を削り、「同法第十条第二項中「当該免許状」とあるのは「当該免許状(特例特別免許状を除く。）」と、「教育委員会をいう」とあるのは「教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあっては、当該免許状を授与した市町村の教育委員会をいう」とを「同法第五項中「特別免許状」とあるのは「特別免許状(特例特別免許状を除く。）」と、「までとする」とあるのは「までとし、特例特別免許状(同一の授与権者により授与されたものに限る。）」を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第二項並びに次条第四項及び第五項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする」に改め、同条第二項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条第三項中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「第十条第二項」を「第二条第二項」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定により授与された特例特別免許状を有する者についての附則第二条第一項、第二項、第三項各号、第五項及び第七項から第

九項までの規定の適用については、同条第一項中「改正前の教育職員免許法の規定」とあるのは「改正前の教育職員免許法(以下この項において「旧法」という。)の規定」と、「特別免許状を有する者」とあるのは「特別免許状(構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第十九条第一項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状(以下この条において「特例特別免許状」という。)を除く。以下この項及び第五項において同じ。))を有する者」と、「ものとする」とあるのは「ものとすし、前条第二号に掲げる規定の施行の際現に附則第十七条の規定による改正前の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される旧法の規定により授与された特例特別免許状を有する者(当該免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧特例特別免許状所持者」という。))については、新法第九条第二項の規定にかかわらず、その者の有する特例特別免許状(同号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されるものにあつては、同日前に授与された特例特別免許状と同一の授与権者(附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。第八項及び第九項において同じ。))により授与されたものに限る。」には、有効期間の定めがないものとする」と、同条第二項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「新法第二条第二項に規定する免許管理者」とあるのは「附則第十七条の規定による改正後の構造改革特別区域法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される新法第二条第二項に規定する

免許管理者」と、同条第三項各号中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、同条第五項中「修了確認期限」とあるのは「修了確認期限(特例特別免許状に係るものを除く。）」と、「効力を失う」とあるのは「効力を失ひ、特例特別免許状に係る修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その特例特別免許状は、その効力を失う」と、同条第七項中「旧免許状所持者」とあるのは「旧免許状所持者又は旧特例特別免許状所持者」と、「教育職員」とあるのは「更新講習修了確認を受けなかった免許状によつては教育職員」と、同条第八項中「授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、」とあるのは「授与権者」と、同条第九項中「授与権者(新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）」とあるのは「授与権者」とする。

(学校教育法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「新免許法第五条第二項」を「教育職員免許法第五条第三項」に改める。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体)	本号一部 四六〇円 四四〇円